

(愛媛県報令和5年12月26日第472号外1 別記3)

# 宇和海における区画漁業及び共同漁業に 係る海区漁場計画の内容

## 1 免許番号 宇共第1号

### (1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 西宇和郡伊方町南部地先

イ 漁場の区域

Aから大分県関崎灯台見通し線とBから147度の線との間の最大高潮時海岸線から600メートル以内の区域と西宇和郡伊方町黄金碇及び庄司太郎碇の最大高潮時海岸線から600メートル以内の区域

基点 A 西宇和郡伊方町佐田岬灯台

B 西宇和郡伊方町名取と同町大久との最大高潮時海岸線における境界

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、あかもく漁業、ふのり漁業、いわのり漁業、あらめ漁業、かじめ漁業、さざえ漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、ばていら漁業、たこ漁業、えむし漁業、うに漁業、なまこ漁業及びいせえび漁業）

第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業及び雑魚建網漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで

わかめ漁業 1月1日から12月31日まで

あかもく漁業 〃

ふのり漁業 〃

いわのり漁業 〃

あらめ漁業 〃

かじめ漁業 〃

さざえ漁業 〃

あわび漁業 1月1日から10月31日まで

とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで

ばていら漁業 〃

たこ漁業 〃

えむし漁業 〃

うに漁業 〃

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで

雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで

雑魚建網漁業 〃

オ 関係地区 西宇和郡伊方町三崎地区

## 2 免許番号 宇共第2号

### (1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 西宇和郡伊方町正野地先

イ 漁場の区域

Aア、アイ、イウ及びウAの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点 A 西宇和郡伊方町佐田岬灯台
- 点 ア Aと西宇和郡伊方町正野高鼻とを結んだ直線の中央点
- イ アから大分県水の子灯台見通し1,000メートルの点
- ウ Aから大分県関崎灯台見通し1,500メートルの点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（ぶり、たい、いさき飼付漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 西宇和郡伊方町三崎地区

### 3 免許番号 宇共第3号

#### (1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 西宇和郡伊方町南部地先
- イ 漁場の区域
  - Aから147度の線とBから160度の線との間の最大高潮時海岸線から600メートル以内の区域
  - 基点 A 西宇和郡伊方町名取と同町大久との最大高潮時海岸線における境界
  - B 西宇和郡伊方町塩成と同町田之浦との最大高潮時海岸線における境界
- ウ 漁業の種類
  - 第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、あかもく漁業、ふのり漁業、あらめ漁業、かじめ漁業、さざえ漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、ばていら漁業、かき漁業、みるくい漁業、たこ漁業、とりがい漁業、ばい漁業、なまこ漁業、うに漁業、えむし漁業及びいせえび漁業）
  - 第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業及び雑魚建網漁業）
- エ 漁業時期
  - あおさ漁業 1月1日から12月31日まで
  - ひじき漁業 //
  - てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで
  - わかめ漁業 1月1日から12月31日まで
  - あかもく漁業 //
  - ふのり漁業 //
  - あらめ漁業 //
  - かじめ漁業 //
  - さざえ漁業 //
  - あわび漁業 //
  - とこぶし漁業 //
  - ばていら漁業 //
  - かき漁業 //
  - みるくい漁業 //
  - たこ漁業 //
  - とりがい漁業 //
  - ばい漁業 //
  - なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで
  - うに漁業 1月1日から12月31日まで
  - えむし漁業 //

いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで  
雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで  
雑魚建網漁業 〃

オ 関係地区

西宇和郡伊方町足成、三机、佐市、松之浜、大江、志津、小島、田部、高茂、神崎、大久、川之浜及び塩成

#### 4 免許番号 宇共第4号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 西宇和郡伊方町九町及び同町二見南部地先

イ 漁場の区域

Aから160度の線とBから八幡浜市大島西端見通し線との間の最大高潮時海岸線から600メートル以内の区域

基点A 西宇和郡伊方町田之浦と同町塩成との最大高潮時海岸線における境界

B 西宇和郡伊方町女子岬

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、ふのり漁業、あかもく漁業、あらめ漁業、さざえ漁業、かき漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、ばていら漁業、とりがい漁業、ばい漁業、みるくい漁業、たこ漁業、あさり漁業、なまこ漁業、うに漁業、えむし漁業及びいせえび漁業）

第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業及び雑魚建網漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで

ふのり漁業 1月1日から12月31日まで

あかもく漁業 〃

あらめ漁業 〃

さざえ漁業 〃

かき漁業 〃

あわび漁業 〃

とこぶし漁業 〃

ばていら漁業 〃

とりがい漁業 〃

ばい漁業 〃

みるくい漁業 〃

たこ漁業 〃

あさり漁業 〃

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

うに漁業 1月1日から12月31日まで

えむし漁業 〃

いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで

雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで

雑魚建網漁業 〃

オ 関係地区 西宇和郡伊方町九町及び同町二見

## 5 免許番号 宇共第5号

### (1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 西宇和郡伊方町南部地先

イ 漁場の区域

Aから八幡浜市大島西端見通し線とBから八幡浜市佐島立神東端見通し線との間の最大高潮時海岸線から600メートル以内の区域。ただし、宇共第7号の区域を除く。

基点 A 西宇和郡伊方町女子岬

B 八幡浜市保内町川之石瀬平西端の標識

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、わかめ漁業、あかもく漁業、ふのり漁業、さざえ漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、かき漁業、あさり漁業、たこ漁業、えむし漁業、うに漁業、てんぐさ漁業、なまこ漁業及びいせえび漁業）

第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業及び雑魚建網漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

わかめ漁業 〃

あかもく漁業 〃

ふのり漁業 〃

さざえ漁業 〃

あわび漁業 〃

とこぶし漁業 〃

かき漁業 〃

あさり漁業 〃

たこ漁業 〃

えむし漁業 〃

うに漁業 〃

てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで

雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで

雑魚建網漁業 〃

オ 関係地区

西宇和郡伊方町大浜、中之浜、仁田之浜、湊浦、小中浦、中浦、川永田、河内及び豊之浦

カ 条件

(1) Aから八幡浜市大島西端見通し線と西宇和郡伊方町九町と同町豊之浦との最大高潮時海岸線における境界から同町黒島西端（カブト岩）見通し線との間において伊方町九町及び同町二見からの入漁を拒んではならない。

(2) Bから八幡浜市佐島立神見通し線と西宇和郡伊方町貝越アユキ鼻出岩から同町豊之浦

越凹見通し線との間において八幡浜市保内町川之石からの入漁を拒んではならない。

## 6 免許番号 宇共第6号

### (1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 西宇和郡伊方町黒島地先

イ 漁場の区域 西宇和郡伊方町黒島の最大高潮時海岸線から400メートル以内の区域

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、わかめ漁業、あかもく漁業、ふのり漁業、さざえ漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、たこ漁業、えむし漁業、うに漁業、てんぐさ漁業、なまこ漁業及びいせえび漁業）

第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業及び雑魚建網漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

わかめ漁業 〃

あかもく漁業 〃

ふのり漁業 〃

さざえ漁業 〃

あわび漁業 〃

とこぶし漁業 〃

たこ漁業 〃

えむし漁業 〃

うに漁業 〃

てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで

雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで

雑魚建網漁業 〃

オ 関係地区

西宇和郡伊方町大浜、中之浜、仁田之浜、湊浦、小中浦、中浦、川永田、河内及び豊之浦

## 7 免許番号 宇共第7号

### (1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 西宇和郡伊方町烏島地先

イ 漁場の区域

西宇和郡伊方町烏島の最大高潮時海岸線から400メートル以内の区域

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（ひじき漁業、わかめ漁業、あかもく漁業、ふのり漁業、さざえ漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、たこ漁業、うに漁業、てんぐさ漁業、なまこ漁業及びいせえび漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業）

エ 漁業時期

ひじき漁業 1月1日から12月31日まで

わかめ漁業 〃

あかもく漁業 〃

ふのり漁業 〃

さざえ漁業 〃

あわび漁業 〃

とこぶし漁業 〃

たこ漁業 〃

うに漁業 〃

てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで

雑魚建網漁業 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区

西宇和郡伊方町大浜、中之浜、仁田之浜、湊浦、小中浦、中浦、川永田、河内及び豊之浦

## 8 免許番号 宇共第8号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 八幡浜市保内町川之石地先

イ 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 八幡浜市保内町川之石瀬平西端の標識

B 八幡浜市保内町川之石と市向灘との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから八幡浜市佐島立神見通し600メートルの点

イ Bから八幡浜市諏訪崎見通し600メートルの点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、ふのり漁業、かき漁業、あさり漁業、さざえ漁業、あわび漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業及びえむし漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで

わかめ漁業 1月1日から12月31日まで

ふのり漁業 〃

かき漁業 〃

あさり漁業 〃

さざえ漁業 〃

あわび漁業 〃

たこ漁業 〃

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

- うに漁業 1月1日から12月31日まで
- えむし漁業 〃
- 雑魚建網漁業 〃
- オ 関係地区 八幡浜市保内町川之石、喜木、須川及び宮内

## 9 免許番号 宇共第9号

### (1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 八幡浜市地先

イ 漁場の区域

Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、八幡浜市北浜西角から330度の線以東の海域を除きたこ漁業及び第2種共同漁業権については同市八幡浜港出島西角から同市勘定5八幡浜漁業協同組合給油所棧橋突端見通線以東の港湾区域を除く。

基点 A 八幡浜市向灘と同市保内町川之石との最大高潮時海岸線における境界

B 八幡浜市と西予市との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから八幡浜市諏訪崎見通し600メートルの点

イ 八幡浜市諏訪崎から同市佐島南端見通し600メートルの点

ウ Bから八幡浜市大島貝付小島島頂見通し600メートルの点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、ふのり漁業、あらめ漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、さざえ漁業、ばていら漁業、たこ漁業、うに漁業、なまこ漁業、えむし漁業及びいせえび漁業）

第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業及び雑魚建網漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで

ふのり漁業 1月1日から12月31日まで

あらめ漁業 〃

あわび漁業 〃

とこぶし漁業 〃

さざえ漁業 〃

ばていら漁業 〃

たこ漁業 〃

うに漁業 〃

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

えむし漁業 1月1日から12月31日まで

いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで

雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで

雑魚建網漁業 〃

オ 関係地区 八幡浜市（同市保内町を除く）



## 10 免許番号 宇共第10号

### (1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 八幡浜市佐島地先

イ 漁場の区域 八幡浜市佐島及び立神島の最大高潮時海岸線から600メートル以内の区域

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、ふのり漁業、あらめ漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、さざえ漁業、ばていら漁業、たこ漁業、うに漁業、なまこ漁業、えむし漁業及びいせえび漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで

ふのり漁業 1月1日から12月31日まで

あらめ漁業 〃

あわび漁業 〃

とこぶし漁業 〃

さざえ漁業 〃

ばていら漁業 〃

たこ漁業 〃

うに漁業 〃

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

えむし漁業 1月1日から12月31日まで

いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで

雑魚建網漁業 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 八幡浜市（同市保内町を除く）

## 11 免許番号 宇共第11号

### (1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 八幡浜市大島地先

イ 漁場の区域

八幡浜市大島、地大島、栗ノ小島、三王島及び貝付小島の最大高潮時海岸線から600メートル以内の区域

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、ふのり漁業、あらめ漁業、わかめ漁業、いわのり漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、さざえ漁業、ばていら漁業、たこ漁業、うに漁業、なまこ漁業、えむし漁業及びいせえび漁業）

第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業及び雑魚建網漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで

ふのり漁業 1月1日から12月31日まで

あらめ漁業	〃
わかめ漁業	〃
いわのり漁業	〃
あわび漁業	〃
とこぶし漁業	〃
さざえ漁業	〃
ばていら漁業	〃
たこ漁業	〃
うに漁業	〃
なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
えむし漁業	1月1日から12月31日まで
いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
雑魚建網漁業	〃

オ 関係地区 八幡浜市（同市保内町を除く）

## 12 免許番号 宇共第12号

### (1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 八幡浜市大島地先
- イ 漁場の区域  
点アを中心として半径250メートル以内の区域  
基点 A 八幡浜市真網代竜崎  
B 八幡浜市大島栗ノ小島北端  
点 ア Aから261度の線とBから3度の線との交点
- ウ 漁業の種類  
第1種共同漁業（あわび漁業、さざえ漁業及びいせえび漁業）  
第2種共同漁業（雑魚建網漁業）
- エ 漁業時期  
あわび漁業 1月1日から12月31日まで  
さざえ漁業 〃  
いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで  
雑魚建網漁業 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 八幡浜市（同市保内町を除く）

## 13 免許番号 宇共第13号

### (1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 八幡浜市大島地先
- イ 漁場の区域  
点アを中心として半径450メートル以内の区域  
基点 A 八幡浜市大島栗ノ小島北端  
B 八幡浜市大島青滝鼻  
点 ア Aから298度30分の線とBから327度30分の線との交点
- ウ 漁業の種類 第2種共同漁業（雑魚建網漁業）

- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 八幡浜市（同市保内町を除く）

#### 14 免許番号 宇共第14号

- (1) 漁業権に関する事項
  - ア 漁場の位置 八幡浜市地大島地先
  - イ 漁場の区域
    - 点アを中心として半径210メートル以内の区域
    - 基点 A 八幡浜市地大島遅水鼻
    - B 八幡浜市大島曾根崎鼻
    - 点 ア Aから220度の線とBから264度の線との交点
  - ウ 漁業の種類 第2種共同漁業（雑魚建網漁業）
  - エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
  - オ 関係地区 八幡浜市（同市保内町を除く）

#### 15 免許番号 宇共第15号

- (1) 漁業権に関する事項
  - ア 漁場の位置 西予市三瓶町地先
  - イ 漁場の区域
    - Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
    - 基点 A 西予市と八幡浜市との最大高潮時海岸線における境界
    - B 西予市三瓶町と同市明浜町との最大高潮時海岸線における境界
    - 点 ア Aから八幡浜市大島貝付小島見通し600メートルの点
    - イ Bから伊方町梶谷鼻見通し600メートルの点
  - ウ 漁業の種類
    - 第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、ふのり漁業、いわのり漁業、わかめ漁業、さざえ漁業、かき漁業、あさり漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、ばていら漁業、たこ漁業、うに漁業、えむし漁業、なまこ漁業、いせえび漁業）
    - 第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業及び雑魚建網漁業）
  - エ 漁業時期
    - あおさ漁業 1月1日から12月31日まで
    - ひじき漁業 〃
    - てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで
    - ふのり漁業 1月1日から12月31日まで
    - いわのり漁業 〃
    - わかめ漁業 〃
    - さざえ漁業 〃
    - かき漁業 〃
    - あさり漁業 〃
    - あわび漁業 〃
    - とこぶし漁業 〃
    - ばていら漁業 〃
    - たこ漁業 〃

- うに漁業 〃
  - えむし漁業 〃
  - なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで
  - いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで
  - 雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで
  - 雑魚建網漁業 〃
- オ 関係地区 西予市三瓶町

## 16 免許番号 宇共第16号

### (1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 西予市明浜町地先

イ 漁場の区域

Aから西宇和郡伊方町梶谷鼻見通し線とBから宇和島市遊子赤崎鼻見通し線との間の最大高潮時海岸線から600メートル以内の区域、西予市明浜町三双婆の最大高潮時海岸線600メートル以内の区域及びアイ及びイCの2直線とBC間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 西予市明浜町と同市三瓶町との最大高潮時海岸線における境界

B 西予市明浜町高山乙12番地2 東南角から110度140メートルの点（ナガレ西側立岩）

C 西予市と宇和島市との最大高潮時海岸線における境界（長持岩）

点 ア Bから宇和島市遊子赤崎鼻見通し600メートルの点

イ Cから宇和島市吉田町小松鼻見通し線と西予市明浜町渡江根崎鼻から宇和島市吉田町白浦ゲップ岩見通し線との交点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、ふのり漁業、いわのり漁業、とさかのり漁業、さざえ漁業、あさり漁業、かき漁業、あわび漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業、えむし漁業、しゃこ漁業及びいせえび漁業）

第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業及び雑魚建網漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 2月1日から5月31日まで

てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで

わかめ漁業 1月1日から12月31日まで

ふのり漁業 〃

いわのり漁業 〃

とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで

さざえ漁業 1月1日から12月31日まで

あさり漁業 〃

かき漁業 〃

あわび漁業 〃

たこ漁業 〃

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

うに漁業 1月1日から12月31日まで

- えむし漁業                    〃
- しゃこ漁業                    〃
- いせえび漁業    9月1日から翌5月31日まで
- 雑魚小型定置漁業   1月1日から12月31日まで
- 雑魚建網漁業                    〃
- オ 関係地区    西予市明浜町

## 17 免許番号 宇共第17号

### (1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置    西予市明浜町狩浜水越島地先
- イ 漁場の区域  
点アを中心として半径55メートル以内の区域  
基点    A    西予市明浜町狩浜水越島灯台  
          B    西予市明浜町依津小大崎大小島南端  
点    ア    Aから181度の線とBから222度の線との交点
- ウ 漁業の種類    第3種共同漁業（つきいそ漁業）
- エ 漁業時期    1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区    西予市明浜町

## 18 免許番号 宇共第18号

### (1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置    宇和島市吉田町地先
- イ 漁場の区域  
Aア、アイ、イウ及びエFの4直線並びにD Fの間の最大高潮時海岸線から600メートルの線とA F間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
基点    A    西予市と宇和島市との最大高潮時海岸線における境界（長持岩）  
          B    宇和島市吉田町白浦外756（ゲップ岩）  
          C    宇和島市吉田町奥浦小松甲1926（小松鼻）  
          D    宇和島市吉田町奥浦立甲2071-3（立岩）  
          E    宇和島市吉田町牛川3110-3東端（牛川と浅川の境界）の最大高潮時海岸線  
          における境界  
          F    宇和島市吉田町と同市大浦との最大高潮時海岸線における境界  
点    ア    AからC見通し線とBから西予市明浜町根崎鼻見通し線との交点  
      イ    Cから西予市明浜町狩浜すの崎見通し600メートルの点  
      ウ    Dから西予市明浜町狩浜と同町高山との最大高潮時海岸線における境界見通し600メートルの点  
      エ    EからF見通し600メートルの点
- ウ 漁業の種類  
第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、ふのり漁業、さざえ漁業、かき漁業、あさり漁業、はまぐり漁業、あわび漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業、えむし漁業、しゃこ漁業及びいせえび漁業）  
第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業及び雑魚建網漁業）
- エ 漁業時期

- あおさ漁業 1月1日から12月31日まで
- ひじき漁業 〃
- てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで
- わかめ漁業 1月1日から12月31日まで
- ふのり漁業 〃
- さざえ漁業 〃
- かき漁業 〃
- あさり漁業 〃
- はまぐり漁業 〃
- あわび漁業 〃
- たこ漁業 〃
- なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで
- うに漁業 1月1日から12月31日まで
- えむし漁業 〃
- しゃこ漁業 〃
- いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで
- 雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで
- 雑魚建網漁業 〃
- オ 関係地区 宇和島市吉田町

## 19 免許番号 宇共第19号

### (1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 宇和島市吉田町深浦地先
- イ 漁場の区域
  - 点アを中心として半径50メートル以内の区域
  - 基点 A 宇和島市吉田町深浦1-1-1 (松ヶ鼻丸岩)
  - B 宇和島市吉田町法花津6-198 (戸島鼻)
  - 点ア Aから147度30分の線とBから228度20分の線との交点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業 (つきいそ漁業)
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 宇和島市吉田町

## 20 免許番号 宇共第20号

### (1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 宇和島市吉田町小松鼻地先
- イ 漁場の区域
  - 点アを中心として半径50メートル以内の区域
  - 基点 A 宇和島市吉田町奥浦小松甲1926 (小松鼻)
  - B 宇和島市吉田町奥浦立甲2071-3 (立岩)
  - 点ア Aから309度40分の線とBから354度20分の線との交点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業 (つきいそ漁業)
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 宇和島市吉田町

## 21 免許番号 宇共第21号

### (1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 宇和島市吉田町野島地先

イ 漁場の区域

宇和島市吉田町野島の最大高潮時海岸線から600メートル以内の区域

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、ふのり漁業、さざえ漁業、かき漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業、えむし漁業、しゃこ漁業及びいせえび漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで

わかめ漁業 1月1日から12月31日まで

ふのり漁業 〃

さざえ漁業 〃

かき漁業 〃

たこ漁業 〃

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

うに漁業 1月1日から12月31日まで

えむし漁業 〃

しゃこ漁業 〃

いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで

雑魚建網漁業 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 宇和島市吉田町

## 22 免許番号 宇共第22号

### (1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 宇和島市地先

イ 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカEの7直線とAE間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、宇和島市戎ヶ鼻（港湾区域標柱）から0度線（同市赤松側港湾区域標柱）以東の区域を除く。

基点 A 宇和島市大浦と同市吉田町との最大高潮時海岸線における境界

B 宇和島市大浦赤松只波鼻

C 宇和島市九島真坂鼻

D 宇和島市小高島西端

E 宇和島市蕨と同市三浦との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから宇和島市吉田町浅川と同市吉田町牛川との最大高潮時海岸線における境界見通し500メートルの点

イ Bから宇和島市吉田町大良鼻小島南端見通し600メートルの点

ウ Cから宇和島市吉田町野島東端見通し600メートルの点

- エ Dから宇和島市遊子高島東端見通し700メートルの点
- オ エと宇和島市遊子鶏小島とを結んだ直線と同市遊子高島西端から同市遊子水荷浦鼻見通し500メートルの点と同市三浦山崎鼻とを結んだ直線との交点
- カ Eから宇和島市遊子小矢の浦鼻見通し線と同市遊子高島西端から同市遊子水荷浦鼻見通し500メートルの点と同市山崎鼻とを結んだ直線との交点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、ふのり漁業、いわのり漁業、さざえ漁業、かき漁業、あさり漁業、ばかがい漁業、あわび漁業、まてがい漁業、あかがい漁業、とりがい漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業、えむし漁業、しゃこ漁業及びいせえび漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業）

エ 漁業時期

- あおさ漁業 1月1日から12月31日まで
- ひじき漁業 〃
- てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで
- わかめ漁業 1月1日から12月31日まで
- ふのり漁業 〃
- いわのり漁業 〃
- さざえ漁業 〃
- かき漁業 〃
- あさり漁業 〃
- ばかがい漁業 9月1日から翌3月31日まで
- あわび漁業 1月1日から12月31日まで
- まてがい漁業 〃
- あかがい漁業 〃
- とりがい漁業 〃
- たこ漁業 〃
- なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで
- うに漁業 1月1日から12月31日まで
- えむし漁業 〃
- しゃこ漁業 〃
- いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで
- 雑魚建網漁業 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 宇和島市（津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く）

## 23 免許番号 宇共第23号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 宇和島市三浦地先

イ 漁場の区域

Aア及びアBの2直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 宇和島市三浦と同市蕨との最大高潮時海岸線における境界

B 宇和島市三浦と同市遊子との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから宇和島市遊子小矢の浦鼻見通し線と同市遊子高島西端から同市遊子水



荷浦鼻見通し500メートルの点とBを結んだ直線との交点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、ふのり漁業、いわのり漁業、さざえ漁業、かき漁業、あさり漁業、あわび漁業、おおしだかがんがら漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業、えむし漁業、しゃこ漁業及びいせえび漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業）

エ 漁業時期

ひじき漁業 1月1日から12月31日まで

てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで

わかめ漁業 1月1日から12月31日まで

ふのり漁業 〃

いわのり漁業 〃

さざえ漁業 〃

かき漁業 〃

あさり漁業 〃

あわび漁業 〃

おおしだかがんがら漁業 〃

たこ漁業 〃

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

うに漁業 1月1日から12月31日まで

えむし漁業 〃

しゃこ漁業 〃

いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで

雑魚建網漁業 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 宇和島市三浦

## 24 免許番号 宇共第24号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 宇和島市遊子地先

イ 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ及びエEの5直線とAE間との最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 宇和島市遊子と同市蔭淵との最大高潮時海岸線における境界（赤崎鼻）

B 宇和島市遊子高島東端

C 宇和島市九島真坂鼻

D 宇和島市遊子鶏小島島頂

E 宇和島市遊子と同市三浦との最大高潮時海岸線における境界（山崎鼻）

点 ア Aから西予市明浜町大崎鼻見通し600メートルの点

イ Bから宇和島市吉田町南君竜王鼻（立目鼻）見通し線とCからアを結んだ線との交点

ウ Bから宇和島市小高島南西端見通し線とCからDを結んだ直線との交点

エ 宇和島市遊子高島西端から遊子水荷浦鼻見通し500メートルの点とEとを結んだ直線とCとDとを結んだ直線との交点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、いわのり漁業、ひじき漁業、ふのり漁業、わかめ漁業、とさかのり漁業、てんぐさ漁業、かき漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、さざえ漁業、ぎんたかはま漁業、ばていら漁業、まがきがい漁業、おおこしだかがんがら漁業、いがい漁業、あさり漁業、はまぐり漁業、たこ漁業、なまこ漁業、いせえび漁業、うに漁業、えむし漁業、しゃこ漁業及びかめので漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

いわのり漁業 〃

ひじき漁業 〃

ふのり漁業 〃

わかめ漁業 〃

とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで

てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで

かき漁業 1月1日から12月31日まで

あわび漁業 1月1日から10月31日まで

とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで

さざえ漁業 〃

ぎんたかはま漁業 〃

ばていら漁業 〃

まがきがい漁業 〃

おおこしだかがんがら漁業 〃

いがい漁業 〃

あさり漁業 〃

はまぐり漁業 10月1日から翌4月30日まで

たこ漁業 1月1日から12月31日まで

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで

うに漁業 1月1日から12月31日まで

えむし漁業 〃

しゃこ漁業 〃

かめので漁業 〃

雑魚建網漁業 〃

オ 関係地区 宇和島市遊子

25 免許番号 宇共第25号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 宇和島市蔭淵地先

イ 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクJの9直線とA J間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 宇和島市蔭淵と市遊子との最大高潮時海岸線における境界（赤崎鼻）

- B 宇和島市戸島松ヶ山山頂
- C 宇和島市戸島権現鼻
- D 宇和島市戸島遠戸島東端
- E 宇和島市日振島横島東端
- F 宇和島市蔭淵黒島北端
- G 宇和島市蔭淵契島東端
- H 宇和島市蔭淵落ノ鼻
- I 宇和島市蔭淵ヨケノ鼻
- J 宇和島市下波大池鼻
- K 宇和島市下波竜王鼻

- 点 ア Aから西予市明浜町大崎鼻見通し線とBから宇和島市吉田町野島南端見通し線との交点
- イ Bから宇和島市吉田町野島南端見通し線とDから西予市明浜町狩浜すの崎見通し線との交点
- ウ Dから西予市明浜町狩浜すの崎見通し線とCから宇和島市津島町藁崎見通し線との交点
- エ Cから宇和島市津島町藁崎見通し線とEから同市福浦鼻見通し線との交点
- オ Eから宇和島市津島町福浦鼻見通し線とGから同市津島町由良崎見通し線との交点
- カ FからK見通し線とGから宇和島市津島町由良崎見通し線との交点
- キ FからK見通し線とIから宇和島市津島町竹ヶ島西端見通し線との交点
- ク HからJ見通し線とIから宇和島市津島町竹ヶ島西端見通し線との交点

#### ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、わかめ漁業、ふのり漁業、いわのり漁業、てんぐさ漁業、とさかのり漁業、あわび漁業、さざえ漁業、かき漁業、あさり漁業、あかがい漁業、とこぶし漁業、ぎんだかはま漁業、ばていら漁業、まがきがい漁業、かめので漁業、おおこしだかがんがら漁業、たこ漁業、しゃこ漁業、えむし漁業、うに漁業、なまこ漁業及びいせえび漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業及び雑魚小型定置漁業）

#### エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

わかめ漁業 〃

ふのり漁業 〃

いわのり漁業 〃

てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで

とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで

あわび漁業 1月1日から12月31日まで

さざえ漁業 〃

かき漁業 〃

あさり漁業 〃

あかがい漁業 〃

とこぶし漁業 〃

- ぎんだかはま漁業                    〃
- ばていら漁業                        〃
- まがきがい漁業                    〃
- かめので漁業                        〃
- おおしだかがんがら漁業        〃
- たこ漁業                             〃
- しゃこ漁業                          〃
- えむし漁業                         〃
- うに漁業                             〃
- なまこ漁業   6月1日から翌3月31日まで
- いせえび漁業   9月1日から翌5月31日まで
- 雑魚建網漁業   1月1日から12月31日まで
- 雑魚小型定置漁業                〃
- オ 関係地区 宇和島市蔭淵地区

## 26 免許番号 宇共第26号

### (1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 宇和島市下波地先

イ 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 宇和島市下波大池鼻

B 宇和島市下波仏塔基部に設置した金属鉾

点 ア Aから宇和島市蔭淵落鼻見通し線と同市蔭淵ヨケノ鼻から宇和島市津島町竹ケ島西端見通し線との交点

イ Bから宇和島市蔭淵黒島北端見通し600メートルの点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、あかがい漁業、ひじき漁業、わかめ漁業、ふのり漁業、いわのり漁業、さざえ漁業、かき漁業、たこ漁業、うに漁業、しゃこ漁業、えむし漁業、あさり漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、ぎんだかはま漁業、ばていら漁業、おおしだかがんがら漁業、まがきがい漁業、かめので漁業、てんぐさ漁業、なまこ漁業、いせえび漁業、とさかのり漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

あかがい漁業                        〃

ひじき漁業                            〃

わかめ漁業                            〃

ふのり漁業                            〃

いわのり漁業                        〃

さざえ漁業                            〃

かき漁業                              〃

たこ漁業                              〃

うに漁業                              〃

- しゃこ漁業 〃
  - えむし漁業 〃
  - あさり漁業 〃
  - あわび漁業 〃
  - とこぶし漁業 〃
  - ぎんたかはま漁業 〃
  - ばていら漁業 〃
  - おおしだかがんがら漁業 〃
  - まがきがい漁業 〃
  - かめので漁業 〃
  - てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで
  - なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで
  - いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで
  - とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで
  - 雑魚建網漁業 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 宇和島市下波及び蔀淵

## 27 免許番号 宇共第27号

### (1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 宇和島市下波地先

イ 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 宇和島市下波仏婆基部に設置した金属鈿

B 宇和島市下波と同市津島町との最大高潮時海岸線における境界（蜂の巣鼻）

点 ア Aから宇和島市蔀淵黒島北端見通し600メートルの点

イ Bから宇和島市蔀淵黒島北端見通し600メートルの点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、わかめ漁業、ふのり漁業、いわのり漁業、さざえ漁業、かき漁業、たこ漁業、うに漁業、しゃこ漁業、えむし漁業、あさり漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、ぎんたかはま漁業、ばていら漁業、おおしだかがんがら漁業、まがきがい漁業、かめので漁業、てんぐさ漁業、なまこ漁業、いせえび漁業及びとさかのり漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

わかめ漁業 〃

ふのり漁業 〃

いわのり漁業 〃

さざえ漁業 〃

かき漁業 〃

たこ漁業 〃

うに漁業 〃

- しゃこ漁業 〃
  - えむし漁業 〃
  - あさり漁業 〃
  - あわび漁業 〃
  - とこぶし漁業 〃
  - ぎんたかはま漁業 〃
  - ばていら漁業 〃
  - おおしだかがんがら漁業 〃
  - まがきがい漁業 〃
  - かめので漁業 〃
  - てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで
  - なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで
  - いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで
  - とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで
  - 雑魚建網漁業 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 宇和島市下波

## 28 免許番号 宇共第28号

### (1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 宇和島市戸島地先

イ 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線と最大高潮時海岸線とによって  
囲まれた区域

基点 A 宇和島市戸島遠戸島東端

B 宇和島市戸島権現鼻

C 宇和島市蔭淵つるの鼻

D 宇和島市蔭淵と同市遊子との最大高潮時海岸線における境界（赤崎鼻）

E 宇和島市日振島横島東端

F 宇和島市蔭淵黒島南西端

G 宇和島市蔭淵辰の口

H 宇和島市日振島才蔵鼻

点 ア Aから西予市明浜町狩浜すの崎見通し線とBから宇和島市津島町藁崎見通し  
線との交点

イ Aから西予市明浜町狩浜すの崎見通し線とCから西予市明浜町大崎鼻見通し  
線との交点

ウ Cから西予市明浜町大崎鼻見通し線とDから西宇和郡伊方町童子磔見通し線  
との交点

エ Dから西宇和郡伊方町童子磔見通し線とHから西予市明浜町宮野浦平磔見通  
し線との交点

オ Fから西宇和郡伊方町佐田岬灯台見通し線とHから西予市明浜町宮野浦平磔  
見通し線との交点

カ EからG見通し線とFから西宇和郡伊方町佐田岬灯台見通し線との交点

キ EからG見通し線とBから宇和島市津島町藁崎見通し線との交点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、いわのり漁業、ひじき漁業、ふのり漁業、わかめ漁業、とさかのり漁業、てんぐさ漁業、さざえ漁業、かき漁業、あさり漁業、ばいがい漁業、はまぐり漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、ぎんたかはま漁業、ばていら漁業、おおこしだかがんがら漁業、かめので漁業、たこ漁業、なまこ漁業、しゃこ漁業、うに漁業、えむし漁業及びいせえび漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業及び雑魚小型定置漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

いわのり漁業 〃

ひじき漁業 〃

ふのり漁業 〃

わかめ漁業 〃

とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで

てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで

さざえ漁業 1月1日から12月31日まで

かき漁業 〃

あさり漁業 〃

ばいがい漁業 〃

はまぐり漁業 〃

あわび漁業 〃

とこぶし漁業 〃

ぎんたかはま漁業 〃

ばていら漁業 〃

おおこしだかがんがら漁業 〃

かめので漁業 〃

たこ漁業 〃

なまこ漁業 〃

しゃこ漁業 〃

うに漁業 〃

えむし漁業 〃

いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで

雑魚建網漁業 1月1日から12月31日まで

雑魚小型定置漁業 〃

オ 関係地区 宇和島市戸島

29 免許番号 宇共第29号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 宇和島市日振島地先

イ 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 宇和島市日振島横島高鼻

- B 宇和島市日振島尾島島頂
- C 宇和島市日振島明海才蔵鼻
- D 宇和島市日振島鷗島島頂
- E 宇和島市日振島能登黒鼻
- F 宇和島市日振島喜路最南端

点 ア Aから宇和島市戸島長崎鼻見通し線とBから同市蔭淵猿島南端見通し線との  
交点

- イ Bから宇和島市蔭淵猿島南端見通し700メートルの点
- ウ Cから0度800メートルの点
- エ Dから316度800メートルの点
- オ Eから224度700メートルの点
- カ Fから180度700メートルの点
- キ Aから宇和島市蔭淵黒島南端見通し600メートルの点

#### ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、いわのり漁業、ひじき漁業、ふのり漁業、わかめ漁業、とさかのり漁業、てんぐさ漁業、さざえ漁業、かき漁業、あさり漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、ぎんたかはま漁業、ばていら漁業、おおしだかがんがら漁業、まがきがい漁業、くぼがい漁業、れいしがい漁業、かめので漁業、たこ漁業、なまこ漁業、しゃこ漁業、うに漁業、えむし漁業及びいせえび漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業及び雑魚小型定置漁業）

#### エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

いわのり漁業 〃

ひじき漁業 〃

ふのり漁業 〃

わかめ漁業 〃

とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで

てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで

さざえ漁業 1月1日から12月31日まで

かき漁業 〃

あさり漁業 〃

あわび漁業 〃

とこぶし漁業 〃

ぎんたかはま漁業 〃

ばていら漁業 〃

おおしだかがんがら漁業 〃

まがきがい漁業 〃

くぼがい漁業 〃

れいしがい漁業 〃

かめので漁業 〃

たこ漁業 〃

なまこ漁業 〃

しゃこ漁業 〃



- うに漁業 〃
- えむし漁業 〃
- いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで
- 雑魚建網漁業 1月1日から12月31日まで
- 雑魚小型定置漁業 〃
- オ 関係地区 宇和島市日振島

### 30 免許番号 宇共第30号

#### (1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 宇和島市日振島（遠見の瀬）
- イ 漁場の区域
  - 点アを中心として半径1,000メートル以内の区域
  - 基点 A 宇和島市日振島むろ落
  - 点 ア Aから220度1,200メートルの点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（ぶり、さわら飼付漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 宇和島市日振島

### 31 免許番号 宇共第31号

#### (1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 宇和島市日振島（勘兵衛の瀬）
- イ 漁場の区域
  - 点アを中心として半径1,000メートル以内の区域
  - 基点 A 宇和島市日振島能登黒鼻
  - B 宇和島市日振島沖ノ島西端
  - 点 ア Aから274度の線とBから257度の線との交点
- ウ 漁業の種類
  - 第1種共同漁業（あわび漁業、さざえ漁業及びいせえび漁業）
  - 第2種共同漁業（雑魚建網漁業）
  - 第3種共同漁業（ぶり、さわら飼付漁業）
- エ 漁業時期
  - あわび漁業 1月1日から12月31日まで
  - さざえ漁業 〃
  - いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで
  - 雑魚建網漁業 1月1日から12月31日まで
  - ぶり、さわら飼付漁業 〃
- オ 関係地区 宇和島市
- カ 条件
  - 西宇和郡、八幡浜市、西予市及び南宇和郡愛南町からの入漁は拒んではならない。

### 32 免許番号 宇共第32号

#### (1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 宇和島市日振島御五神島地先

イ 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点 A 宇和島市御五神島大碇中央の標識  
B 宇和島市御五神島桑碇中央の標識  
C 宇和島市御五神島寝床岩中央の標識  
D 宇和島市御五神島西北端（家前大石）

- 点 ア Aから270度の線と宇和島市蔭淵黒島南端から大分県水ノ子灯台見通し線との交点  
イ Bから188度1,000メートルの点  
ウ Cから宇和島市津島町須下崎見通し1,200メートルの点  
エ Cから宇和島市蔭淵黒島南端見通し1,000メートルの点  
オ Dから宇和島市日振島横島高鼻見通し線と同市蔭淵黒島南端から大分県水ノ子島灯台見通し線との交点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、いわのり漁業、ひじき漁業、ふのり漁業、わかめ漁業、とさかのり漁業、てんぐさ漁業、さざえ漁業、かき漁業、あさり漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、ぎんたかはま漁業、ばていら漁業、おおこしだかがんがら漁業、まがきがい漁業、かめので漁業、くぼがい漁業、れいしがい漁業、たこ漁業、なまこ漁業、しゃこ漁業、うに漁業、えむし漁業及びいせえび漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業及び雑魚小型定置漁業）

エ 漁業時期

- あおさ漁業 1月1日から12月31日まで  
いわのり漁業 〃  
ひじき漁業 〃  
ふのり漁業 〃  
わかめ漁業 〃  
とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで  
てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで  
さざえ漁業 1月1日から12月31日まで  
かき漁業 〃  
あさり漁業 〃  
あわび漁業 〃  
とこぶし漁業 〃  
ぎんたかはま漁業 〃  
ばていら漁業 〃  
おおこしだかがんがら漁業 〃  
まがきがい漁業 〃  
かめので漁業 〃  
くぼがい漁業 〃  
れいしがい漁業 〃  
たこ漁業 〃  
なまこ漁業 〃  
しゃこ漁業 〃

- うに漁業 〃
- えむし漁業 〃
- いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで
- 雑魚建網漁業 1月1日から12月31日まで
- 雑魚小型定置漁業 〃
- オ 関係地区 宇和島市日振島

### 33 免許番号 宇共第33号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 宇和島市御五神島地先
- イ 漁場の区域
  - アイ、イウ、ウエ、エD、Eオ及びオアの6直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
  - 基点 A 宇和島市御五神島寝床岩南端
  - B 宇和島市御五神島寝床岩北端
  - C 宇和島市御五神島西北端（家前大石）
  - D 宇和島市御五神島大礬北端
  - E 宇和島市御五神島大礬南端
  - 点 ア Aから宇和島市津島町須下崎見通し1,200メートルの点
  - イ Bから宇和島市蔭淵黒島南端見通し1,000メートルの点
  - ウ Cから0度1,000メートルの点
  - エ Dから0度1,000メートルの点
  - オ Eから150度1,000メートルの点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（ぶり、さわら飼付漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 宇和島市日振島

### 34 免許番号 宇共第34号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 宇和島市津島町北灘地先
- イ 漁場の区域
  - Aア、アイ、イウ、ウエ、エD及びEFの6直線とAE間及びFD間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
  - 基点 A 宇和島市津島町北灘と同市下波の最大高潮時海岸線における境界
  - B 宇和島市津島町北灘福浦鼻
  - C 宇和島市津島町北灘庄の島島頂
  - D 宇和島市津島町北灘と同町田ノ浜との最大高潮時海岸線における境界
  - E 宇和島市津島町岩松湾防波堤南側突端
  - F 宇和島市津島町玉ケ月タンポ鼻
  - 点 ア Aから宇和島市蔭淵黒島北端見通し600メートルの点
  - イ Bから宇和島市蔭淵黒島南端見通し600メートルの点
  - ウ Cから宇和島市津島町裸島島頂見通し600メートルの点
  - エ Dから宇和島市津島町前島島頂見通し600メートルの点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、いわのり漁業、ひじき漁業、ふのり漁業、とさかのり漁業、てんぐさ漁業、さざえ漁業、かき漁業、あさり漁業、あわび漁業、あかがい漁業、とりがい漁業、とこぶし漁業、ばていら漁業、おおこしだかかんがら漁業、まがきがい漁業、かめので漁業、たこ漁業、なまこ漁業、しゃこ漁業、えむし漁業及びいせえび漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業及び雑魚小型定置漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

いわのり漁業 5月1日から10月31日まで

ひじき漁業 1月1日から12月31日まで

ふのり漁業 5月1日から12月31日まで

とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで

てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで

さざえ漁業 1月1日から12月31日まで

かき漁業 〃

あさり漁業 〃

あわび漁業 〃

あかがい漁業 〃

とりがい漁業 〃

とこぶし漁業 〃

ばていら漁業 〃

おおこしだかかんがら漁業 〃

まがきがい漁業 〃

かめので漁業 〃

たこ漁業 〃

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

しゃこ漁業 1月1日から12月31日まで

えむし漁業 〃

いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで

雑魚建網漁業 1月1日から12月31日まで

雑魚小型定置漁業 〃

オ 関係地区 宇和島市津島町北灘

35 免許番号 宇共第35号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 宇和島市津島町岩松地先

イ 漁場の区域

AB及びCDの2直線とAD間及びBC間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 宇和島市津島町岩松港防波堤東側突端

B 宇和島市津島町玉ヶ月タンポ鼻

C 宇和島市津島町巽橋西詰北角

D 宇和島市津島町岩松川右岸堤防標識1号

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ふのり漁業、あおのり漁業、かき漁業、あさり漁業、あかがい漁業、なまこ漁業及びえむし漁業）

第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ふのり漁業 〃

あおのり漁業 〃

かき漁業 〃

あさり漁業 〃

あかがい漁業 〃

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

えむし漁業 1月1日から12月31日まで

雑魚小型定置漁業 〃

オ 関係地区 宇和島市津島町岩松

### 36 免許番号 宇共第36号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 宇和島市津島町下灘地先

イ 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオEの6直線とAE間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 宇和島市津島町北灘と同町田ノ浜との最大高潮時海岸線における境界

B 宇和島市津島町仏崎

C 宇和島市津島町須下崎

D 宇和島市津島町藁崎

E 宇和島市と南宇和郡愛南町との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから宇和島市津島町前島島頂見通し600メートルの点

イ Bから宇和島市津島町前島島頂見通し600メートルの点

ウ Cから宇和島市津島町竹ヶ島西端見通し600メートルの点

エ Dから宇和島市御五神島寝床岩中央見通し600メートルの点

オ Eから大分県水の子灯台見通し600メートルの点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、ふのり漁業、いわのり漁業、とさかのり漁業、かき漁業、あさり漁業、あわび漁業、さざえ漁業、とこぶし漁業、まがきがい漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業、えむし漁業、しゃこ漁業及びいせえび漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業及び雑魚小型定置漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで

ふのり漁業 1月1日から12月31日まで

いわのり漁業 〃

- とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで
- かき漁業 1月1日から12月31日まで
- あさり漁業 〃
- あわび漁業 1月1日から10月31日まで
- さざえ漁業 〃
- とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで
- まがきがい漁業 〃
- たこ漁業 〃
- なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで
- うに漁業 1月1日から12月31日まで
- えむし漁業 〃
- しゃこ漁業 〃
- いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで
- 雑魚建網漁業 1月1日から12月31日まで
- 雑魚小型定置漁業 〃
- オ 関係地区 宇和島市津島町下灘

### 37 免許番号 宇共第37号

#### (1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 宇和島市津島町竹ヶ島地先

イ 漁場の区域

宇和島市津島町竹ヶ島、高島、裸島及び前島の最大高潮時海岸線から800メートルの区域

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、ふのり漁業、いわのり漁業、とさかのり漁業、かき漁業、あさり漁業、あわび漁業、さざえ漁業、とこぶし漁業、まがきがい漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業、えむし漁業、しゃこ漁業及びいせえび漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業及び雑魚小型定置漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで

ふのり漁業 1月1日から12月31日まで

いわのり漁業 〃

とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで

かき漁業 1月1日から12月31日まで

あさり漁業 〃

あわび漁業 1月1日から10月31日まで

さざえ漁業 〃

とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで

まがきがい漁業 〃

たこ漁業 〃

- なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで
- うに漁業 1月1日から12月31日まで
- えむし漁業 〃
- しゃこ漁業 〃
- いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで
- 雑魚建網漁業 1月1日から12月31日まで
- 雑魚小型定置漁業 〃
- オ 関係地区 宇和島市津島町下灘

### 38 免許番号 宇共第38号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 宇和島市津島町須下地先
- イ 漁場の区域
  - 点アを中心として半径800メートル以内の区域
  - 基点 A 宇和島市津島町藁崎
  - B 宇和島市津島町由良崎西端
  - 点ア Aから251度30分の線とBから317度30分の線との交点
- ウ 漁業の種類 第3種共同漁業（ぶり、さわら飼付漁業）
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 宇和島市
- カ 条件 西宇和郡、八幡浜市、西予市及び南宇和郡愛南町からの入漁は拒んではならない。

### 39 免許番号 宇共第39号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 南宇和郡愛南町内海地先
- イ 漁場の区域
  - Aから大分県水の子灯台見通し線とBから南宇和郡愛南町角島中央見通し線との間の最大高潮時海岸線、南宇和郡愛南町大猿島、地釣礁、沖釣礁、小猿島、観音島、塩子島及び黒瀨から600メートル以内の区域
  - 基点 A 南宇和郡愛南町と宇和島市との最大高潮時海岸線における境界
  - B 南宇和郡愛南町柏と同町御荘菊川との最大高潮時海岸線における境界
- ウ 漁業の種類
  - 第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、わかめ漁業、ふのり漁業、いわのり漁業、くろめ漁業、まくり漁業、とさかのり漁業、かき漁業、あわび漁業、いがい漁業、さざえ漁業、べにしりだか漁業、あさり漁業、はまぐり漁業、とこぶし漁業、まがきがい漁業、かめので漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業、えむし漁業及びいせえび漁業）
  - 第2種共同漁業（雑魚建網漁業及び雑魚小型定置漁業）
- エ 漁業時期
  - あおさ漁業 1月1日から12月31日まで
  - ひじき漁業 〃
  - てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで
  - わかめ漁業 1月1日から12月31日まで

ふのり漁業                      〃  
いわのり漁業                   〃  
くろめ漁業                      〃  
まくり漁業                      〃  
とさかのり漁業   1月1日から8月31日まで  
かき漁業   1月1日から12月31日まで  
あわび漁業                      〃  
いがい漁業                      〃  
さざえ漁業                      〃  
べにしりだか漁業              〃  
あさり漁業                      〃  
はまぐり漁業   10月1日から翌4月30日まで  
とこぶし漁業   1月1日から12月31日まで  
まがきがい漁業                〃  
かめので漁業                    〃  
たこ漁業                         〃  
なまこ漁業   6月1日から翌3月31日まで  
うに漁業   1月1日から12月31日まで  
えむし漁業                      〃  
いせえび漁業   9月1日から翌5月31日まで  
雑魚建網漁業   1月1日から12月31日まで  
雑魚小型定置漁業              〃

オ 関係地区 南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平磔及び油袋

#### 40 免許番号 宇共第40号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 南宇和郡愛南町角島地先

イ 漁場の区域 南宇和郡愛南町角島の最大高潮時海岸線から400メートル以内の区域

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、ふのり漁業、いわのり漁業、とさかのり漁業、かき漁業、あわび漁業、いがい漁業、さざえ漁業、べにしりだか漁業、あさり漁業、はまぐり漁業、とこぶし漁業、まがきがい漁業、かめので漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業及びいせえび漁業）

第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業   1月1日から12月31日まで

ひじき漁業                       〃

てんぐさ漁業   4月1日から10月31日まで

ふのり漁業   1月1日から12月31日まで

いわのり漁業                    〃

とさかのり漁業   1月1日から8月31日まで

かき漁業   1月1日から12月31日まで

あわび漁業                       〃





カ 条件

西宇和郡、八幡浜市、西予市、宇和島市（関係地区は除く。）及び南宇和郡愛南町（関係地区は除く。）からの入漁を拒んではならない。

43 免許番号 宇共第43号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 南宇和郡愛南町室手地先

イ 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川と同町柏との最大高潮時海岸線における境界

B 南宇和郡愛南町御荘菊川佛崎突端

点 ア Aから南宇和郡愛南町角島島頂見通し600メートルの点

イ Bから南宇和郡愛南町網代沖釣礁中央見通し450メートルの点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、ふのり漁業、いわのり漁業、とさかのり漁業、かき漁業、あわび漁業、いがい漁業、さざえ漁業、べにしりだか漁業、あさり漁業、はまぐり漁業、とこぶし漁業、まがきがい漁業、かめのとて漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業、えむし漁業、しゃこ漁業及びいせえび漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで

ふのり漁業 1月1日から12月31日まで

いわのり漁業 〃

とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで

かき漁業 1月1日から12月31日まで

あわび漁業 1月1日から10月31日まで

いがい漁業 1月1日から12月31日まで

さざえ漁業 〃

べにしりだか漁業 〃

あさり漁業 〃

はまぐり漁業 10月1日から翌4月30日まで

とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで

まがきがい漁業 〃

かめのとて漁業 〃

たこ漁業 〃

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

うに漁業 1月1日から12月31日まで

えむし漁業 〃

しゃこ漁業 〃

いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで

オ 関係地区

南宇和郡愛南町御荘菊川、御荘平山、御荘長洲、御荘平城、御荘和口、御荘長月及び御

## 荘深泥

### 44 免許番号 宇共第44号

#### (1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 南宇和郡愛南町御荘地先

イ 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川佛埼突端

B 南宇和郡愛南町猿鳴と同町船越との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから南宇和郡愛南町網代沖釣礁中央見通し線と同町柏崎鼻から同町小横島西端見通し線との交点

イ Bから290度の線と南宇和郡愛南町柏崎鼻から同町小横島西端見通し線との交点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、ふのり漁業、いわのり漁業、とさかのり漁業、かき漁業、あわび漁業、いがい漁業、さざえ漁業、べにしりだか漁業、あさり漁業、はまぐり漁業、とこぶし漁業、まがきがい漁業、かめので漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業、えむし漁業、しゃこ漁業及びいせえび漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業、雑魚小型定置漁業及び雑魚建干網漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで

ふのり漁業 1月1日から12月31日まで

いわのり漁業 〃

とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで

かき漁業 1月1日から12月31日まで

あわび漁業 1月1日から10月31日まで

いがい漁業 1月1日から12月31日まで

さざえ漁業 〃

べにしりだか漁業 〃

あさり漁業 〃

はまぐり漁業 10月1日から翌4月30日まで

とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで

まがきがい漁業 〃

かめので漁業 〃

たこ漁業 〃

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

うに漁業 1月1日から12月31日まで

えむし漁業 〃

しゃこ漁業 〃

いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで

雑魚建網漁業 1月1日から12月31日まで

雑魚小型定置漁業 〃

雑魚建干網漁業 〃

オ 関係地区

南宇和郡愛南町御荘菊川、御荘平山、御荘長洲、御荘平城、御荘和口、御荘長月、御荘深泥、防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴

#### 45 免許番号 宇共第45号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 南宇和郡愛南町西海地先

イ 漁場の区域

A から290度線と B アの直線との間の最大高潮時海岸線（南宇和郡愛南町黒磔、鹿島、コデ島及び小地島を含む）から500メートルの線及びア C の直線と A C 間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡愛南町船越と同町猿鳴との最大高潮時海岸線における境界

B 南宇和郡愛南町武者泊笠ハズシ鼻北端

C 南宇和郡愛南町越田と同町久良との最大高潮時海岸線における境界

点 ア B から C 見通し500メートルの点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、ふのり漁業、いわのり漁業、まくり漁業、とさかのり漁業、とげきりんさい漁業、かき漁業、あわび漁業、いがい漁業、さざえ漁業、べにしりだか漁業、あさり漁業、とこぶし漁業、まがきがい漁業、かめので漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業、えむし漁業、いせえび漁業、しりだか漁業及びくろにな漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業及び雑魚小型定置漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで

ふのり漁業 1月1日から12月31日まで

いわのり漁業 〃

まくり漁業 〃

とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで

とげきりんさい漁業 〃

かき漁業 1月1日から12月31日まで

あわび漁業 1月1日から10月31日まで

いがい漁業 1月1日から12月31日まで

さざえ漁業 〃

べにしりだか漁業 〃

あさり漁業 〃

とこぶし漁業 〃

まがきがい漁業 〃

かめので漁業 〃

たこ漁業 〃

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで  
うに漁業 1月1日から12月31日まで  
えむし漁業 〃  
いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで  
しりだか漁業 1月1日から12月31日まで  
くろにな漁業 〃  
雑魚建網漁業 〃  
雑魚小型定置漁業 〃

オ 関係地区

南宇和郡愛南町越田、弓立、小浦、檜月、船越、久家、下久家、樽見、大成川、小成川、福浦、麦ヶ浦、武者泊、外泊、中泊及び内泊

46 免許番号 宇共第46号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 南宇和郡愛南町横島地先

イ 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡愛南町横島一ノ瀨中央

B 南宇和郡愛南町横島西端

C 南宇和郡愛南町小横島東端

点 ア Aから南宇和郡愛南町柏崎鼻見通し500メートルの点

イ Aから320度900メートルの点

ウ Bから220度500メートルの点

エ Cから南宇和郡愛南町コデ島島頂見通し700メートルの点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、ふのり漁業、いわのり漁業、まくり漁業、とさかのり漁業、とげきりんさい漁業、かき漁業、あわび漁業、いがい漁業、さざえ漁業、べにしりだか漁業、あさり漁業、とこぶし漁業、まがきがい漁業、かめので漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業、えむし漁業、いせえび漁業、しりだか漁業及びくろにな漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業及び雑魚小型定置漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで

ふのり漁業 1月1日から12月31日まで

いわのり漁業 〃

まくり漁業 〃

とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで

とげきりんさい漁業 〃

かき漁業 1月1日から12月31日まで

あわび漁業 1月1日から10月31日まで

いがい漁業 1月1日から12月31日まで

さざえ漁業	〃
べにしりだか漁業	〃
あさり漁業	〃
とこぶし漁業	〃
まがきがい漁業	〃
かめので漁業	〃
たこ漁業	〃
なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
えむし漁業	〃
いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
しりだか漁業	1月1日から12月31日まで
くろにな漁業	〃
雑魚建網漁業	〃
雑魚小型定置漁業	〃

オ 関係地区

南宇和郡愛南町越田、弓立、小浦、檜月、船越、久家、下久家、樽見、大成川、小成川、福浦、麦ヶ浦、武者泊、外泊、中泊及び内泊

**47 免許番号 宇共第47号**

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 南宇和郡愛南町西海地先

イ 漁場の区域 南宇和郡愛南町沖ノ磯中央を中心として半径400メートル以内の区域

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、ふのり漁業、いわのり漁業、まくり漁業、とさかのり漁業、とげきりんさい漁業、かき漁業、あわび漁業、いがい漁業、さざえ漁業、べにしりだか漁業、とこぶし漁業、まがきがい漁業、かめので漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業、いせえび漁業、しりだか漁業及びくろにな漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで

ふのり漁業 1月1日から12月31日まで

いわのり漁業 〃

まくり漁業 〃

とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで

とげきりんさい漁業 〃

かき漁業 1月1日から12月31日まで

あわび漁業 1月1日から10月31日まで

いがい漁業 1月1日から12月31日まで

さざえ漁業 〃

べにしりだか漁業 〃

とこぶし漁業                    〃  
 まがきがい漁業                〃  
 かめので漁業                   〃  
 たこ漁業                         〃  
 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで  
 うに漁業 1月1日から12月31日まで  
 いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで  
 しりだか漁業 1月1日から12月31日まで  
 くろにな漁業                   〃  
 雑魚建網漁業                  〃

オ 関係地区

南宇和郡愛南町越田、弓立、小浦、檜月、船越、久家、下久家、樽見、大成川、小成川、福浦、麦ヶ浦、武者泊、外泊、中泊及び内泊

**48 免許番号 宇共第48号**

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 南宇和郡愛南町西海地先

イ 漁場の区域 南宇和郡愛南町地ノ磯中央を中心として半径400メートル以内の区域

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、ふのり漁業、いわのり漁業、まくり漁業、とさかのり漁業、とげきりんさい漁業、かき漁業、あわび漁業、いがい漁業、さざえ漁業、べにしりだか漁業、とこぶし漁業、まがきがい漁業、かめので漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業、いせえび漁業、しりだか漁業及びくろにな漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業                       〃

てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで

ふのり漁業 1月1日から12月31日まで

いわのり漁業                   〃

まくり漁業                      〃

とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで

とげきりんさい漁業           〃

かき漁業 1月1日から12月31日まで

あわび漁業 1月1日から10月31日まで

いがい漁業 1月1日から12月31日まで

さざえ漁業                      〃

べにしりだか漁業              〃

とこぶし漁業                    〃

まがきがい漁業                〃

かめので漁業                   〃

たこ漁業                         〃

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

うに漁業 1月1日から12月31日まで  
いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで  
しりだか漁業 1月1日から12月31日まで  
くろにな漁業 〃  
雑魚建網漁業 〃

オ 関係地区

南宇和郡愛南町越田、弓立、小浦、檉月、船越、久家、下久家、樽見、大成川、小成川、福浦、麦ヶ浦、武者泊、外泊、中泊及び内泊

#### 49 免許番号 宇共第49号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 南宇和郡愛南町野地島地先

イ 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡愛南町武者泊笠ハズシ鼻北端

B 南宇和郡愛南町武者泊御立鼻東端

点 ア Aから南宇和郡愛南町黒崎鼻見通し1,200メートルの点

イ Aから南宇和郡愛南町黒崎鼻見通し700メートルの点

ウ Bから94度1,050メートルの点

エ Bから94度1,600メートルの点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、ふのり漁業、いわのり漁業、まくり漁業、とさかのり漁業、とげきりんさい漁業、かき漁業、あわび漁業、いがい漁業、さざえ漁業、べにしりだか漁業、とこぶし漁業、まがきがい漁業、かめのとて漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業、いせえび漁業、しりだか漁業及びくろにな漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで

ふのり漁業 1月1日から12月31日まで

いわのり漁業 〃

まくり漁業 〃

とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで

とげきりんさい漁業 〃

かき漁業 1月1日から12月31日まで

あわび漁業 1月1日から10月31日まで

いがい漁業 1月1日から12月31日まで

さざえ漁業 〃

べにしりだか漁業 〃

とこぶし漁業 〃

まがきがい漁業 〃

かめのとて漁業 〃



たこ漁業 〃  
 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで  
 うに漁業 1月1日から12月31日まで  
 いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで  
 しりだか漁業 1月1日から12月31日まで  
 くろにな漁業 〃  
 雑魚建網漁業 〃

オ 関係地区

南宇和郡愛南町越田、弓立、小浦、檜月、船越、久家、下久家、樽見、大成川、小成川、福浦、麦ヶ浦、武者泊、外泊、中泊及び内泊

50 免許番号 宇共第50号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 南宇和郡愛南町当木島地先

イ 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡愛南町久良天巖鼻東端

B 南宇和郡愛南町武者泊笠ハズシ鼻北東端

C 南宇和郡愛南町武者泊御立鼻東端

点 ア Aから180度の線とBから南宇和郡愛南町黒崎鼻南端見通し線との交点

イ Bから南宇和郡愛南町黒崎鼻南端見通し1,200メートルの点

ウ Cから94度1,600メートルの点

エ Cから94度の線とAから180度の線との交点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、ふのり漁業、いわのり漁業、まくり漁業、とさかのり漁業、かき漁業、あわび漁業、いがい漁業、さざえ漁業、あさり漁業、とこぶし漁業、まがきがい漁業、かめので漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業、えむし漁業、いせえび漁業及びしりだか漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業及び雑魚小型定置漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業 〃

てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで

ふのり漁業 1月1日から12月31日まで

いわのり漁業 〃

まくり漁業 〃

とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで

かき漁業 1月1日から12月31日まで

あわび漁業 1月1日から10月31日まで

いがい漁業 1月1日から12月31日まで

さざえ漁業 〃

あさり漁業 〃

とこぶし漁業 〃

まがきがい漁業                    〃  
 かめので漁業                    〃  
 たこ漁業                            〃  
 なまこ漁業   6月1日から翌3月31日まで  
 うに漁業   1月1日から12月31日まで  
 えむし漁業                        〃  
 いせえび漁業   9月1日から翌5月31日まで  
 しりだか漁業   1月1日から12月31日まで  
 雑魚建網漁業                    〃  
 雑魚小型定置漁業                〃

オ 関係地区

南宇和郡愛南町脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、深浦、鯛越、古月、久良、蓮乗寺、僧都、緑丙、緑乙、緑甲、城辺甲及び城辺乙

**51 免許番号 宇共第51号**

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 南宇和郡愛南町久良地先

イ 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ及びエEの5直線とA E間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡愛南町古月カゴヤ鼻標識

B 南宇和郡愛南町久良日土鼻標識

C 南宇和郡愛南町当木島西端

D 南宇和郡愛南町樽見鼻

E 南宇和郡愛南町久良と同町越田との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから南宇和郡愛南町天巖鼻東端見通し線とBから同町黒崎鼻見通し線との  
 交点

イ Bから南宇和郡愛南町黒崎鼻見通し線とCから同町八郎濬見通し線との交点

ウ Cから南宇和郡愛南町八郎濬見通し線とDから同町黒崎鼻見通し線との交点

エ Dから南宇和郡愛南町黒崎鼻見通し線とEから同町武者泊笠ハズシ鼻北端見  
 通し線との交点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、ふのり漁業、いわのり漁業、まくり漁業、とさかのり漁業、かき漁業、あわび漁業、いがい漁業、さざえ漁業、あさり漁業、とこぶし漁業、まがきがい漁業、かめので漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業、えむし漁業、いせえび漁業及びしりだか漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業及び雑魚小型定置漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業   1月1日から12月31日まで

ひじき漁業                        〃

てんぐさ漁業   5月1日から10月31日まで

ふのり漁業   1月1日から12月31日まで

いわのり漁業                    〃

まくり漁業	〃
とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
かき漁業	1月1日から12月31日まで
あわび漁業	1月1日から10月31日まで
いがい漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	〃
あさり漁業	〃
とこぶし漁業	〃
まがきがい漁業	〃
かめので漁業	〃
たこ漁業	〃
なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
えむし漁業	〃
いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
しりだか漁業	1月1日から12月31日まで
雑魚建網漁業	〃
雑魚小型定置漁業	〃
オ 関係地区	南宇和郡愛南町久良

## 52 免許番号 宇共第52号

### (1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 南宇和郡愛南町城辺地先

イ 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡愛南町古月カゴヤ鼻南端

B 南宇和郡愛南町黒崎鼻南端

C 愛媛県と高知県との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから南宇和郡愛南町天巖鼻東端見通し線とBから同町日土鼻見通し線との  
交点

イ Bから南宇和郡愛南町日土鼻見通し線と同町八郎碇から同町当木島西端見通し線との交点

ウ Bから180度1,000メートルの点

エ Cから高知県沖ノ島あしのりおり見通し1,000メートルの点

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、ふのり漁業、いわのり漁業、まくり漁業、とさかのり漁業、かき漁業、あわび漁業、いがい漁業、さざえ漁業、あさり漁業、とこぶし漁業、まがきがい漁業、かめので漁業、たこ漁業、なまこ漁業、うに漁業、えむし漁業、いせえび漁業及びしりだか漁業）

第2種共同漁業（雑魚建網漁業及び雑魚小型定置漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 1月1日から12月31日まで

ひじき漁業                    〃  
 てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで  
 ふのり漁業 1月1日から12月31日まで  
 いわのり漁業                〃  
 まくり漁業                 〃  
 とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで  
 かき漁業 1月1日から12月31日まで  
 あわび漁業 1月1日から10月31日まで  
 いがい漁業 1月1日から12月31日まで  
 さざえ漁業                 〃  
 あさり漁業                 〃  
 とこぶし漁業                〃  
 まがきがい漁業            〃  
 かめので漁業                〃  
 たこ漁業                    〃  
 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで  
 うに漁業 1月1日から12月31日まで  
 えむし漁業                 〃  
 いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで  
 しりだか漁業 1月1日から12月31日まで  
 雑魚建網漁業                〃  
 雑魚小型定置漁業            〃

オ 関係地区

南宇和郡愛南町脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、深浦、鯛越、古月、久良、蓮乗寺、僧都、緑丙、緑乙、緑甲、城辺甲及び城辺乙

1 免許番号宇珠区第1号から宇珠区第297号、宇魚区第1号及び宇区第1号から宇区第251号まで

漁業権に関する事項							
免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
宇珠区第1号	八幡浜市保内町川之石地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市保内町川之石7の624の2番地地先丸岩の標識 点 ア Aから八幡浜市保内町川之石松ヶ鼻見通し20メートルの点 イ Aから八幡浜市保内町川之石松ヶ鼻見通し120メートルの点 ウ イから192度160メートルの点 エ アから192度160メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	個別漁業権	八幡浜市保内町川之石、喜木、須川及び宮内	別記2及び4のとおり
宇珠区第2号	八幡浜市保内町川之石地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市保内町住吉鼻 点 ア Aから八幡浜市保内町西町防波堤突端見通し90メートルの点 イ Aから八幡浜市保内町西町防波堤突端見通し240メートルの点 ウ イから270度100メートルの点 エ アから270度100メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	個別漁業権	八幡浜市保内町川之石、喜木、須川及び宮内	別記2及び4のとおり
宇珠区第3号	西予市明浜町狩浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜小谷と畑の浦との境界点の標識 B 西予市明浜町狩浜窓いそ東側立岩南端標識 点 ア Aから177度(宇和島市三浦権現山山頂見通し)100メートルの点 イ Aから177度(宇和島市三浦権現山山頂見通し)300メートルの点 ウ Bから176度(宇和島市三浦権現山山頂見通し)160メートルの点 エ Bから176度(宇和島市三浦権現山山頂見通し)10メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
宇珠区第4号	西予市明浜町狩浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜3の1469 東角標識 B Aから護岸沿い西へ30メートルの標識 点 ア Aから356度(西予市明浜町狩浜オタバヤ川河口左岸角)50メートル	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	西予市明浜町	別記2及び4のとおり

宇珠区第 5号	西予市明浜 町狩浜地先	<p>ルの点 イ Bから358度(西予市明浜町狩浜オタビヤ川河口右岸角)50メートルの点</p> <p>域 Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区 基点 A 西予市明浜町狩浜3の1469北角標識 B Aから護岸沿い南へ60メートルの標識 点 Aから98度(西予市明浜町狩浜うどの鼻南端)40メートルの点 イ Bから96度(西予市明浜町狩浜うどの鼻南端)40メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	西予市明浜町	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 6号	西予市明浜 町狩浜地先	<p>ルの点 Aア、アイ、イウ及びイウAの4直線とAの地先最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜3の1469北角標識 B 西予市明浜町狩浜3の1469東角から護岸沿い東へ30メートルの標識 点 Aから349度100メートルの点 イ Bから0度165メートルの点 ウ Bから0度55メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	西予市明浜町	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 7号	西予市明浜 町狩浜地先	<p>ルの点 Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区 域 基点 A 西予市明浜町狩浜2の2104の2の標識 B Aから護岸沿い西へ30メートルの標識 点 Aから121度(西予市明浜町狩浜水越島灯台)40メートルの点 イ Bから121度(西予市明浜町狩浜水越島灯台)30メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	西予市明浜町	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 8号	西予市明浜 町狩浜地先	<p>ルの点 Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区 域 基点 A 西予市明浜町狩浜2の207-2の東端前護岸付根 B Aから護岸沿い西へ25メートルの狩浜2の207-2の西端護岸付根 点 Aから125度(西予市明浜町狩浜水越島灯台)30メートルの点 イ Bから125度(西予市明浜町狩浜水越島灯台)30メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	西予市明浜町	別記2及び 4のとおり

宇珠区第 9号	西予市明浜 町狩浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線 とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜弘崎東角標識 B 西予市明浜町狩浜1の215 東角標識 (境界排水溝口) 点 ア Aから200 度 (宇和島市吉田町大良鼻) 200 メートルの点 イ Bから175 度 (宇和島市吉田町奥浦間口) 250 メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	西予市明浜町	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 10号	西予市明浜 町狩浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線 とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜弘崎東角標識 B 西予市明浜町狩浜間口南西角標識 点 ア Aから200 度 (宇和島市吉田町大良鼻) 200 メートルの点 イ Bから197 度 (宇和島市吉田町奥浦間口) 200 メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	西予市明浜町	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 11号	西予市明浜 町俵津地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線 とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町俵津根崎鼻東角標識 B 西予市明浜町俵津酒井新田中央溝西端角標識 点 ア Aから108 度 (西予市明浜町俵津小網代埋穴) 100 メートルの点 イ Bから109 度 (西予市明浜町俵津城ヶ鼻防波堤北側付根) 390 メー ルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	西予市明浜町	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 12号	西予市明浜 町俵津地先	Dア、アイ、イウ、ウエ及エEの5直線とDE間の最大低潮時海岸線とによって 囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町俵津3の22の5 標識 B 西予市明浜町俵津宮崎川河口左岸端標識 C 西予市明浜町俵津9の162の10の標識 D 西予市明浜町俵津9の169の2 防波堤北側付根 E 西予市明浜町俵津酒井新田中央溝西角標識から東へ10メートルの標 識 点 ア BからD見通し線とCから95 度 (西予市明浜町俵津東川河口右岸端)	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	西予市明浜町	別記2及び 4のとおり

宇珠区第 13号	西予市明浜 町俵津地先	<p>の線との交点</p> <p>イ Bから137度(西予市明浜町俵津城ヶ鼻防波堤北側付根)の線とCから95度(西予市明浜町俵津東川河口右岸端)の線との交点</p> <p>ウ Aから183度(宇和島市吉田町丸石)の線とBから137度(西予市明浜町俵津城ヶ鼻防波堤北側付根)の線との交点</p> <p>エ Aから183度(宇和島市吉田町丸石)の線とEから109度(西予市明浜町俵津城ヶ鼻防波堤北側付根)の線との交点</p> <p>Aア、アイ及びイBの3直線とA・B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 西予市明浜町俵津宮崎川河口左岸南西端</p> <p>B 西予市明浜町俵津3-31-1南側沿岸荷揚場南西端</p> <p>点 ア Aから150度50メートルの点</p> <p>イ Bから184度200メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	西予市明浜町	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 14号	西予市明浜 町俵津地先	<p>Aア、アイ、イウ、エウ、エD、DE及びECの7直線とA・C間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 西予市明浜町俵津2の891の1の南角標識</p> <p>B 西予市明浜町俵津城ヶ鼻防波堤北側付根</p> <p>C 西予市明浜町俵津ニベ網代南端標識</p> <p>D 西予市明浜町俵津小大崎鼻から306度見通し40メートルの標識(長持岩)</p> <p>E 西予市明浜町俵津大小島南西部標識</p> <p>点 ア Aから252度(西予市明浜町俵津9の162の10の南東角)100メートルの点</p> <p>イ Bから255度(西予市明浜町俵津楠ヶ浦県道堀切)150メートルの点</p> <p>ウ Dから230度880メートルの点</p> <p>エ Cから201度(宇和島市吉田町小松鼻)600メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	西予市明浜町	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 15号	西予市明浜 町狩浜水越	<p>アイ、イウ、エ及びエアの4直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 西予市明浜町狩浜水越島中央</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	西予市明浜町	別記2及び 4のとおり



宇珠区第16号	島地先 宇和島市吉田町深浦地先	点 ア Aから334度110メートルの点 イ Aから284度485メートルの点 ウ Aから259度485メートルの点 エ Aから206度110メートルの点 Aア、アイ、イウ、ウエ、エG、オB、BC、カキ及びキFの9直線とAB間、CE間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とFG間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町と宇和島市吉田町との最大高潮時海岸線における境界(長持岩) B 宇和島市吉田町深浦3-甲12池の浦防波堤西側付根 C 宇和島市吉田町深浦3-1荒神鼻 D 宇和島市吉田町深浦3-1健雄神社島居中央 E 宇和島市吉田町深浦2-534-1深浦防波堤南側付根 F 宇和島市吉田町深浦2-3-1中川河口東角から護岸沿い東へ10メートルの標識 G 宇和島市吉田町深浦1-1-1松ヶ鼻突端 点 ア Aから宇和島市吉田町河内外763小松鼻見通し260メートルの点 イ Bから宇和島市吉田町白浦外646筋防波堤西側付根見通し250メートルの点 ウ Dから宇和島市吉田町白浦外カギガ尻55見通し300メートルの点 エ Gから宇和島市吉田町白浦外23西側角下り松見通し200メートルの点 オ Bから宇和島市吉田町白浦外646筋防波堤西側付根見通し線上における最大低潮時海岸線から30メートルの点 カ Eから宇和島市吉田町法花津6-194-1浜中央がんぎ見通し線上における最大低潮時海岸線から30メートルの点 キ Eから宇和島市吉田町法花津6-194-1浜中央がんぎ見通し80メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
---------	--------------------	--	--------------------	----------------	-------	---------	------------

宇珠区第 17号	宇和島市吉 田町法花津 地先	<p>Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市吉田町深浦1-1-1松ヶ鼻 B 宇和島市吉田町法花津1-171小磯の溝西端 C 宇和島市吉田町法花津1-294-3法花津防波堤西側付根から西へ40メートルの標識</p> <p>点 ア Aから宇和島市吉田町白浦外23西角下り松見通し200メートルの点 イ Bから宇和島市吉田町白浦3076荒網代とガネダ境界見通し400メートルの点 ウ Cから宇和島市吉田町白浦2775番地東角見通し300メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市吉田町	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 18号	宇和島市吉 田町白浦地 先	<p>Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市吉田町白浦2-767-1おやしき浜西角から西へ24メートルの標識 B 宇和島市吉田町白浦2367-3の標識</p> <p>点 ア Aから宇和島市吉田町白浦日の平、中島川河口見通し線とBから宇和島市吉田町深浦2-534-1深浦防波堤南側付根見通し線との交点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市吉田町	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 19号	宇和島市吉 田町白浦地 先	<p>Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キE及びウケの9直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とBE間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市吉田町白浦外130地先こうすけ岩南端標識 B 宇和島市吉田町白浦外カギガ尻55から西へ70メートルの標識 C 宇和島市吉田町白浦外カギガ尻55 D 宇和島市吉田町白浦3033-3こうらの鼻 E 宇和島市吉田町白浦2771-1かどばやの鼻警鐘台</p> <p>点 ア Aから宇和島市吉田町白浦外646筋防波堤北側突端見通し80メートルの点 イ Aから宇和島市吉田町深浦3-233-3地先、小コ島西鼻見通し300</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市吉田町	別記2及び 4のとおり

宇珠区第20号	宇和島市吉田町白浦地先	<p>メートルの点</p> <p>ウ Bから宇和島市吉田町深浦池の浦川河口見通し180メートルの点</p> <p>エ Cから宇和島市吉田町深浦1-1-1松ヶ鼻見通し200メートルの点</p> <p>オ Dから宇和島市吉田町法花津7-476-2与村井防波堤突端見通し300メートルの点</p> <p>カ Dから宇和島市吉田町法花津7-476-2与村井防波堤突端見通し280メートルの点</p> <p>キ Eから宇和島市吉田町法花津与村井、江尻川河口見通し420メートルの点</p> <p>ク Bから宇和島市吉田町深浦池の浦川河口見通し線上における最大低潮時海岸線から30メートルの点</p> <p>ケ Bから宇和島市吉田町深浦池の浦川河口見通し線上における最大低潮時海岸線から10メートルの点</p> <p>アイ、アカ、カB、イウ、ウエ、エオ、オE及びキクの8直線とBD間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とDE間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市吉田町河内外762-1地先東角の標識</p> <p>B 宇和島市吉田町河内甲2357-3坊主岩</p> <p>C 宇和島市吉田町白浦外658地先ハエノコ護岸中央土管の標識</p> <p>D 宇和島市吉田町白浦外647地先ビヤクシ立岩</p> <p>E 宇和島市吉田町白浦外274東角標識</p> <p>点 ア Aから西予市明浜町水越島灯台見通し160メートルの点</p> <p>イ Aから西予市明浜町水越島灯台見通し280メートルの点</p> <p>ウ Cから西予市明浜町俵津9-419根崎鼻見通し400メートルの点</p> <p>エ Dから西予市明浜町俵津大コ島西鼻見通し250メートルの点</p> <p>オ Eから西予市明浜町俵津3-166宮崎川河口見通し445メートルの点</p> <p>カ Bから西予市明浜町狩浜4-2だけの鼻西端見通し100メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
---------	-------------	--	--------------------	----------------	-------	---------	------------

宇珠区第21号	宇和島市吉田町野島地先	点 キ Dから西予市明浜町俵津大コ島西鼻見通し線上における最大低潮時海岸線から30メートルの点 ク Dから西予市明浜町俵津大コ島西鼻見通し線上における最大低潮時海岸線から10メートルの点 Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、クG、Fケ、ケコ、コサ及びサCの13直線とAC間、FG間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とよって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君野島山3094 西の丸突端 B 宇和島市吉田町南君野島山3094 立岩から東へ50メートルの標識 C 宇和島市吉田町南君野島山3094 立岩から東へ250メートルの標識 D 宇和島市吉田町南君野島山3094 東端標識 E 宇和島市吉田町南君野島山3094 南中角の標識 F 宇和島市吉田町南君野島山3094 南側旧石採場の標識 G 宇和島市吉田町南君野島山3094 鷹の子洞窟 点 ア Aから宇和島市吉田町奥浦鎌ヶ崎甲49-2 竜王鼻見通し400メートルの点 イ Bから宇和島市吉田町南君41-2 高森山山頂見通し400メートルの点 ウ Bから宇和島市吉田町南君41-2 高森山山頂見通し500メートルの点 エ Cから宇和島市只波鼻見通し500メートルの点 オ Dから宇和島市堂崎見通し400メートルの点 カ Eから宇和島市石苅熊ヶ峰中央見通し450メートルの点 キ Fから宇和島市高島西端見通し300メートルの点 ク Gから宇和島市高島灯台見通し300メートルの点 ケ Fから宇和島市高島西端見通し120メートルの点 コ Dから宇和島市堂崎見通し120メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
---------	-------------	--	--------------------	----------------	-------	---------	------------

宇珠区第 22号	宇和島白浜 地先	サ Cから宇和島市只波鼻見通し120メートルの点 Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線とによって囲ま れた区域 基点 A 宇和島市白浜 184 番地 4 西角の標識 B 宇和島市白浜 178 番地 2 北角の標識 C 宇和島市白浜 178 番地 2 東角の標識 点 ア Aから宇和島市九島漁港(本九島)東防波堤南側突端見通し50メー トルの点 イ Bから宇和島市蛤新3番地4南東角見通し50メートルの点 ウ Cから宇和島市坂下津海老崎見通し50メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市(津島町、 吉田町、同三浦及び 旧宇和海村地区を除 く)	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 23号	宇和島市大 小浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区 域 基点 A 宇和島市小浜弥八鼻 B 宇和島市小浜防波堤北側付根 点 ア Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島北端見通し140メートルの点 イ Bから宇和島市小浜瀬崎見通し60メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市(津島町、 吉田町、同三浦及び 旧宇和海村地区を除 く)	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 24号	宇和島市小 浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小浜居浦 2024 番地 2 護岸沿い東へ10メートルの標識 B 宇和島市小浜居浦 2023 番地 4 護岸沿い東へ10メートルの標識 点 ア Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島北端見通し10メートルの点 イ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島北端見通し10メートルの点 ウ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島北端見通し60メートルの点 エ Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島北端見通し60メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市(津島町、 吉田町、同三浦及び 旧宇和海村地区を除 く)	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 25号	宇和島市小 浜地先	Bア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオEの6直線とBE間の最大低潮時海岸線か ら30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市石応水谷排水口から護岸沿い南へ10メートルの標識 B 宇和島市小浜 2002 番地新田東角の標識 C 宇和島市小浜琵琶ヶ島北端標識	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市(津島町、 吉田町、同三浦及び 旧宇和海村地区を除 く)	別記2及び 4のとおり

宇和島市小浜琵琶ヶ島トベラギ鼻 宇和島市小浜竹が下西の鼻 点 ア Cから宇和島市石応水谷排水口見通し180メートルの点 イ Aから277度30分650メートルの点 ウ Aから宇和島市遊子高島西の丸頂見通し970メートルの点 エ Dから宇和島市遊子二並島見通し500メートルの点 オ Eから宇和島市小池夫婦岩見通し170メートルの点	宇和島市小池地先	宇和島市小池地先	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
A B及びB Cの2直線とA C間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池竹が下西の鼻 B 宇和島市小池夫婦岩中央 C 宇和島市小池1756番地2の西角	宇和島市小池地先	宇和島市小池地先	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
A Bの直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池小坪鼻 B 宇和島市小池小坪1531番地2の北角の標識	宇和島市小池地先	宇和島市小池地先	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池小坪鼻 B 宇和島市小池1429番地前護岸の標識 点 ア Aから宇和島市小池西防波堤突端見通し190メートルの点 イ Bから宇和島市小池竹が下西鼻見通し270メートルの点	宇和島市小池地先	宇和島市小池地先	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
Aア、アイ、イウ及びイBの4直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池1429番地前護岸の標識 B 宇和島市小池島首島内鼻東端 C 宇和島市小池島首島北端から護岸沿い南へ20メートルの標識 点 ア Aから宇和島市小浜丸山西端見通し270メートルの点 イ Cからア見通し135メートルの点	宇和島市小池地先	宇和島市小池地先	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり

宇珠区第30号	宇和島市小池島首島地先	ウ Bから83度30分40メートルの点 Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池島首島北端 B 宇和島市小池島首島内鼻東端 点 ア Aから宇和島市九島真坂鼻見通し90メートルの点 イ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島島頂見通し300メートルの点 ウ Bから83度30分40メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇珠区第31号	宇和島市小池地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池島首島北端 B 宇和島市小池島首島引鼻より北へ30メートルの標識 点 ア Aから宇和島市遊子高島東端見通し200メートルの点 イ Aから宇和島市遊子高島海水浴場棧橋付根見通し500メートルの点 ウ Bから宇和島市遊子高島坊主磬灯台見通し500メートルの点 エ Bから宇和島市遊子高島坊主磬灯台見通し150メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇珠区第32号	宇和島市平浦地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、クケ、クク、ケコ及びコAの11直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池島首島引鼻 B 宇和島市平浦はかり岩 C 宇和島市平浦西防波堤西側付根から防波堤沿い南へ50メートルの標識(防波堤屈折点) D 宇和島市平浦長刀1259番地新田東角の標識 点 ア Aから宇和島市遊子高島坊主磬灯台見通し500メートルの点 イ Aから263度30分80メートルの点 ウ Bから宇和島市遊子ニワトリ小島見通し900メートルの点 エ Cから宇和島市三浦安米崎見通し330メートルの点 オ Dから宇和島市三浦名切鼻見通し280メートルの点 カ Dから宇和島市三浦名切鼻見通し120メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり

宇珠区第 33号	宇和島市平 浦地先	<p>キ Cから宇和島市三浦安米崎見通し80メートルの点</p> <p>ク Bから宇和島市三浦山崎鼻見通し150メートルの点</p> <p>ケ Bから宇和島市遊子ニワトリ小島見通し110メートルの点</p> <p>コ Aから263度30分200メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市平浦長刀1259番地東角の標識</p> <p>B 宇和島市平浦1059番地2前護岸の標識</p> <p>点 ア Aから宇和島市三浦名切鼻見通し120メートルの点</p> <p>イ Aから宇和島市三浦名切鼻見通し280メートルの点</p> <p>ウ Bから宇和島市三浦長磐鼻大岩見通し200メートルの点</p> <p>エ Bから宇和島市三浦長磐鼻大岩見通し90メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市(津島町、 吉田町、同三浦及び 旧宇和海村地区を除 く)	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 34号	宇和島市平 浦地先	<p>AB、Aア及びアCの3直線とAC間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区 域</p> <p>基点 A 宇和島市平浦舟木1034番地2南西角の標識</p> <p>B 宇和島市平浦浮波堤西側突端</p> <p>C 宇和島市平浦長刀1287番地東角</p> <p>点 ア Cから宇和島市三浦尾崎鼻見通し100メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市(津島町、 吉田町、同三浦及び 旧宇和海村地区を除 く)	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 35号	宇和島市平 浦地先	<p>Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メート ルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市平浦1032番地2新田前護岸の標識</p> <p>B 宇和島市平浦1034番地2南西角の標識</p> <p>C 宇和島市平浦1047番地新田前護岸西角の標識</p> <p>D 宇和島市平浦浮波堤東側突端</p> <p>点 ア Aから196度100メートルの点</p> <p>イ Cから198度180メートルの点</p> <p>ウ BからD見通し線とCから198度見通し線との交点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市(津島町、 吉田町、同三浦及び 旧宇和海村地区を除 く)	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 36号	宇和島市平 浦地先	<p>Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線とによって囲ま れた区域</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市(津島町、 吉田町、同三浦及び 旧宇和海村地区を除 く)	別記2及び 4のとおり



宇珠区第 37号	宇和島市蔵 地先	<p>基点 A 宇和島市平浦新 24 番地 1 新田ニワトリ 簀の標識 B 宇和島市平浦新 27 番地 1 新田東北角の標識 C 宇和島市平浦横綱代 916 番地 9 新田標識 D 宇和島市蔵居浦 14 番地 3 の標識 点 ア A から 196 度 100 メートルの点 イ B から 128 度 30 分 90 メートルの点 ウ C から D 見通し 70 メートルの点</p> <p>Aア、アイ、イウ、ウエ及びエエの 5 直線と A-E 間の最大低潮時海岸線とによつて囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市蔵と 同市三浦との最大低潮時海岸線における境界 B 宇和島市蔵大谷鼻突端 C 宇和島市蔵大谷東標識 D 宇和島市蔵居浦 14 番地 3 の標識 E 宇和島市平浦横綱代 916 番地 9 新田標識 F 宇和島市平浦 916 番地 5 新田西端 点 ア A から 304 度 170 メートルの点 イ B から 304 度 80 メートルの点 ウ C から F 見通し 200 メートルの点 エ D から E 見通し 95 メートルの点</p>	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	旧宇和海村地区を除 く)	別記 2 及び 4 のとおり
宇珠区第 38号	宇和島市九 島地先	<p>アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの 5 直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市九島真坂鼻南標識 B 宇和島市九島小真坂鼻 点 ア A から 宇和島市小池島首島北端見通し 60 メートルの点 イ A から 宇和島市小池島首島北端見通し 570 メートルの点 ウ B から 宇和島市小浜琵琶ヶ島北端見通し 400 メートルの点 エ B から 宇和島市小浜琵琶ヶ島北端見通し 260 メートルの点 オ B から 313 度 260 メートルの点</p>	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市 (津島町、 吉田町、同三浦及び 旧宇和海村地区を除 く)	別記 2 及び 4 のとおり

宇珠区第 39号	宇和島市九 島裏地先	<p>アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市九島アイノ谷の標識 B 宇和島市九島真坂鼻双岩突端 点 ア Aから303度140メートルの点 イ Aから303度640メートルの点 ウ Bから宇和島市吉田町野島島頂見通し600メートルの点 エ Bから223度690メートルの点 オ Bから宇和島市小池島首島北端見通し550メートルの点 カ Bから宇和島市小池島首島北端見通し80メートルの点 キ Bから宇和島市吉田町野島島頂見通し80メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市(津島町、 吉田町、同三浦及び 旧宇和海村地区を除 く)	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 40号	宇和島市三 浦無月地先	<p>Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオDの6直線とAD間の最大低潮時海岸線か ら10メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市三浦と同市蔵との最大高潮時海岸線における境界 B 宇和島市三浦無月崎埋立地南角 C 宇和島市三浦無月川河口右岸端 D 宇和島市三浦船隠川河口右岸端から護岸沿い北へ50メートルの標識 点 ア Aから275度200メートルの点 イ Bから宇和島市三浦山崎鼻見通し200メートルの点 ウ Bから宇和島市三浦山崎鼻見通し400メートルの点 エ Cから宇和島市三浦深浦真谷見通し650メートルの点 オ Dから宇和島市三浦小外鼻見通し270メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市三浦	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 41号	宇和島市三 浦豊浦地先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線 とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市三浦赤崎鼻 B 宇和島市三浦鶴神鼻 点 ア Aから宇和島市三浦無月崎埋立地南角見通し180メートルの点 イ Bから宇和島市三浦西新2番地南角見通し170メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市三浦	別記2及び 4のとおり
宇珠区第	宇和島市三	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とA C間の最大低潮時海岸線から10メートル	第1種区画漁業	1月1日から12	団体漁業権	宇和島市三浦	別記2及び

42号	宇和島市三浦西 3190 番地南端の標識 基点 A 宇和島市三浦西 3190 番地南端の標識 B 宇和島市三浦西新 2 番地南角 C 宇和島市三浦おしめ鼻 点 ア Aから宇和島市三浦鶴神鼻より東へ護岸沿い 90 メートルの標識見通し 150 メートルの点 イ Bから宇和島市三浦赤崎鼻見通し 150 メートルの点 ウ Cから宇和島市三浦東 1761 番地南角見通し 100 メートルの点	宇和島市三浦 浦豊浦地先	宇和島市三浦西 3190 番地南端の標識 基点 A 宇和島市三浦西 3190 番地南端の標識 B 宇和島市三浦西新 2 番地南角 C 宇和島市三浦おしめ鼻 点 ア Aから宇和島市三浦鶴神鼻より東へ護岸沿い 90 メートルの標識見通し 150 メートルの点 イ Bから宇和島市三浦赤崎鼻見通し 150 メートルの点 ウ Cから宇和島市三浦東 1761 番地南角見通し 100 メートルの点	(真珠養殖業)	月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市三浦	4のとおり
宇珠区第 43号	宇和島市三浦尾崎鼻突端から海岸線沿い東へ 100 メートルの標識 基点 A 宇和島市尾崎鼻突端 B 宇和島市三浦尾崎鼻突端から海岸線沿い東へ 100 メートルの標識 C 宇和島市三浦長渚鼻北端 D 宇和島市三浦徳利渚沖鼻 E 宇和島市三浦おしめ鼻から海岸線沿い北西へ 70 メートルの標識 点 ア Aから宇和島市平浦地の間鼻見通し 600 メートルの点 イ Dから宇和島市平浦下手先見通し 650 メートルの点 ウ Dから宇和島市平浦下手先見通し 270 メートルの点 エ Eから宇和島市三浦高松鼻見通し 200 メートルの点 オ Dから宇和島市平浦下手先見通し線上における最大低潮時海岸線から 20 メートルの点 カ Dから宇和島市平浦下手先見通し線上における最大低潮時海岸線から 10 メートルの点 キ Cから宇和島市平浦下手先見通し 50 メートルの点 ク Bから宇和島市平浦下手先見通し 50 メートルの点	宇和島市三浦 浦豊浦地先	宇和島市三浦尾崎鼻突端から海岸線沿い東へ 100 メートルの標識 基点 A 宇和島市尾崎鼻突端 B 宇和島市三浦尾崎鼻突端から海岸線沿い東へ 100 メートルの標識 C 宇和島市三浦長渚鼻北端 D 宇和島市三浦徳利渚沖鼻 E 宇和島市三浦おしめ鼻から海岸線沿い北西へ 70 メートルの標識 点 ア Aから宇和島市平浦地の間鼻見通し 600 メートルの点 イ Dから宇和島市平浦下手先見通し 650 メートルの点 ウ Dから宇和島市平浦下手先見通し 270 メートルの点 エ Eから宇和島市三浦高松鼻見通し 200 メートルの点 オ Dから宇和島市平浦下手先見通し線上における最大低潮時海岸線から 20 メートルの点 カ Dから宇和島市平浦下手先見通し線上における最大低潮時海岸線から 10 メートルの点 キ Cから宇和島市平浦下手先見通し 50 メートルの点 ク Bから宇和島市平浦下手先見通し 50 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市三浦	別記 2 及び 4のとおり
宇珠区第 44号	宇和島市三浦尾崎鼻突端から海岸線沿い東へ 100 メートルの標識 基点 A 宇和島市尾崎鼻突端 B 宇和島市三浦尾崎鼻突端から海岸線沿い東へ 100 メートルの標識 C 宇和島市三浦長渚鼻北端 D 宇和島市三浦徳利渚沖鼻 E 宇和島市三浦おしめ鼻から海岸線沿い北西へ 70 メートルの標識 点 ア Aから宇和島市平浦地の間鼻見通し 600 メートルの点 イ Dから宇和島市平浦下手先見通し 650 メートルの点 ウ Dから宇和島市平浦下手先見通し 270 メートルの点 エ Eから宇和島市三浦高松鼻見通し 200 メートルの点 オ Dから宇和島市平浦下手先見通し線上における最大低潮時海岸線から 20 メートルの点 カ Dから宇和島市平浦下手先見通し線上における最大低潮時海岸線から 10 メートルの点 キ Cから宇和島市平浦下手先見通し 50 メートルの点 ク Bから宇和島市平浦下手先見通し 50 メートルの点	宇和島市三浦 浦尾崎地先	宇和島市三浦尾崎鼻突端から海岸線沿い東へ 100 メートルの標識 基点 A 宇和島市尾崎鼻突端 B 宇和島市三浦尾崎鼻突端から海岸線沿い東へ 100 メートルの標識 C 宇和島市三浦長渚鼻北端 D 宇和島市三浦徳利渚沖鼻 E 宇和島市三浦おしめ鼻から海岸線沿い北西へ 70 メートルの標識 点 ア Aから宇和島市平浦地の間鼻見通し 600 メートルの点 イ Dから宇和島市平浦下手先見通し 650 メートルの点 ウ Dから宇和島市平浦下手先見通し 270 メートルの点 エ Eから宇和島市三浦高松鼻見通し 200 メートルの点 オ Dから宇和島市平浦下手先見通し線上における最大低潮時海岸線から 20 メートルの点 カ Dから宇和島市平浦下手先見通し線上における最大低潮時海岸線から 10 メートルの点 キ Cから宇和島市平浦下手先見通し 50 メートルの点 ク Bから宇和島市平浦下手先見通し 50 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市三浦	別記 2 及び 4のとおり

宇珠区第 45号	宇和島市三 浦大内地先	区域を除く。 基点 A 宇和島市三浦尾崎鼻 B 宇和島市三浦梨ノ木鼻西端 C 宇和島市三浦寺ヶ鼻西南端 D 宇和島市三浦すべんとう突端 E 宇和島市みかん鼻 点 ア Aから宇和島市三浦山崎鼻見通し150メートルの点 イ Eから宇和島市三浦安米崎見通し560メートルの点 ウ Cから宇和島市三浦安米崎落着の標識見通し100メートルの点 Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線 とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦竹ヶ鼻東端の標識 B 宇和島市三浦竹ヶ鼻西端の標識 点 ア Aから333度200メートルの点 イ Bから宇和島市三浦山崎神社見通し200メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市三浦	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 46号	宇和島市三 浦大内地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線 とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦名切崎 B 宇和島市三浦西新10番地前護岸標識 点 ア Aから宇和島市三浦尾崎御伊勢神社見通し200メートルの点 イ Bから宇和島市三浦西440番地東角の標識見通し210メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市三浦	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 47号	宇和島市三 浦安米地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カE及びビククの8直線とA B間の最大低 潮時海岸線から10メートルの線及びB E間の最大低潮時海岸線から20メートルの 線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦と同市遊子との最大高潮時海岸線における境界 B 宇和島市三浦山崎鼻北端から南へ海岸線沿い100メートルの標識 C 宇和島市三浦ヨタゴ鼻東端 D 宇和島市三浦安米崎落着の標識	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市三浦	別記2及び 4のとおり

宇珠区第 48号	宇和島市下 波地先	<p>E 宇和島市三浦西440番地東角の標識</p> <p>点 ア Aから宇和島市高島西端見通し550メートルの点 イ Uから宇和島市島首見通し590メートルの点 ウ Bから105度460メートルの点 エ Cから宇和島市三浦寺ヶ鼻見通し200メートルの点 オ Dから宇和島市三浦竹ヶ鼻見通し200メートルの点 カ Eから宇和島市三浦名切崎見通し225メートルの点 キ Bから105度の見通し線上における最大低潮時海岸線から20メートルの点 ク Bから105度の見通し線上における最大低潮時海岸線から10メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市下波	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 49号	宇和島市下 波地先	<p>アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びビアの6直線によって囲まれた区域 に設置された金属錐</p> <p>点 ア Aから29度18分47秒990メートルの点 イ Aから21度30分00秒1,030メートルの点 ウ Aから16度30分00秒875メートルの点 エ Aから6度45分00秒970メートルの点 オ Aから15度14分15秒1,277メートルの点 カ Aから31度19分35秒1,125メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市下波	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 50号	宇和島市下 波地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びビアの4直線によって囲まれた区域</p> <p>点 ア Aから141度15分26秒107メートルの点 イ Aから53度27分44秒72メートルの点 ウ Aから54度41分24秒161メートルの点 エ Aから117度29分02秒165メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市下波	別記2及び 4のとおり

宇珠区第 51号	宇和島市下 波地先	属鉾 点 ア Aから 169度 39分 47秒 169メートルの点 イ Aから 128度 52分 08秒 68メートルの点 ウ Aから 110度 04分 52秒 142メートルの点 エ Aから 143度 32分 09秒 209メートルの点 アイ、イウ、ウエ、エオ及びアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市島津隧道坑口より南へ60メートルに設置された金属鉾 点 ア Aから 260度 09分 25秒 205メートルの点 イ Aから 276度 46分 41秒 301メートルの点 ウ Aから 359度 22分 03秒 440メートルの点 エ Aから 22度 51分 03秒 362メートルの点 オ Aから 338度 28分 53秒 98メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市下波	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 52号	宇和島市下 波地先	属鉾 点 ア Aから 358度 835メートルの点 イ Aから 348度 1,025メートルの点 ウ Aから 356度 45分 1,140メートルの点 エ Aから 6度 45分 970メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波 5516番地愛媛県水産研究センター前の護岸の北東端角 に設置された金属鉾 点 ア Aから 358度 835メートルの点 イ Aから 348度 1,025メートルの点 ウ Aから 356度 45分 1,140メートルの点 エ Aから 6度 45分 970メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市下波	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 53号	宇和島市遊 子地先	属鉾 点 ア A及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域。た だし、宇和島市遊子明越棧橋南端から同市島首南端見通し線の北側航路幅 50メ ートルの区域を除く。 基点 A 宇和島市遊子島網代鼻 B 宇和島市遊子 5386番地前護岸の標識 点 ア Aから宇和島市遊子梅崎鼻見通し線とBから同市遊子 6129番地（二 並島）東端見通し線との交点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市遊子	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 54号	宇和島市遊 子地先	属鉾 点 ア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区 域。ただし、ウエを結ぶ線の東側航路幅 50メートルの区域を除く。	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市遊子	別記2及び 4のとおり

宇珠区第 55号	宇和島市遊 子地先	<p>基点 A 宇和島市遊子寺崎鼻 B 宇和島市遊子島網代鼻 C 宇和島市遊子山崎鼻</p> <p>点 ア Aから宇和島市島首北端見通し線とCから同市遊子6129番地（二並島）西端見通し線との交点 イ Cから宇和島市遊子二並島西端150メートルの点 ウ Bからイへ50メートルの点 エ Aからアへ300メートルの点</p> <p>Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市遊子小矢の浦鼻 B 宇和島市遊子小矢の浦作業田地護岸西端の標識</p> <p>点 ア Aから宇和島市遊子梅崎鼻見通し150メートルの点 イ Bから宇和島市遊子鶏小島西端見通し150メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市遊子	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 56号	宇和島市遊 子地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市遊子雨宿島東端 点 ア Aから129度180メートルの点 イ Aから105度250メートルの点 ウ Aから132度520メートルの点 エ Aから145度490メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市遊子	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 57号	宇和島市遊 子地先	<p>アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市遊子6128番地（二並島）南東端 B 宇和島市遊子高島西端 点 ア Aから140度350メートルの点 イ Bから185度520メートルの点 ウ Bから165度810メートルの点 エ Bから145度710メートルの点 オ Bから141度1,080メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市遊子	別記2及び 4のとおり

宇珠区第 58号	宇和島市遊 子高島地先	カ Aから140メートルの点 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カ及びビキクの7直線とAC間の最大低潮時海岸線から100メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子高島東端 B 宇和島市遊子高島家島東端 C Aから海岸線沿い南へ60メートルの点 点 ア Aから宇和島市吉田町龍王鼻(立目鼻)西端見通し100メートルの点 イ Aから宇和島市吉田町龍王鼻(立目鼻)西端見通し850メートルの点 ウ Aから宇和島市小高島島頂見通し630メートルの点 エ Aから140度480メートルの点 オ Bから110度420メートルの点 カ Bから24度190メートルの点 キ Aから180度75メートルの点 ク Aから159度120メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市遊子	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 59号	宇和島市遊 子高島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子高島西端 点 ア Aから300度30分1,030メートルの点 イ Aから344度1,090メートルの点 ウ Aから352度850メートルの点 エ Aから294度775メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市遊子	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 60号	宇和島市遊 子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子おもてん田鼻東端の標識 B 宇和島市遊子美地島西端 点 ア Aから6度385メートルの点 イ Bから310度200メートルの点 ウ Bから212度165メートルの点 エ Aから44度30分150メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市遊子	別記2及び 4のとおり
宇珠区第	宇和島市蔦	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域	第1種区画漁業	1月1日から12	団体漁業権	宇和島市蔦淵	別記2及び



61号	淵地先	<p>基点 A 宇和島市蔦淵 2092 番地落の鼻突端 B 宇和島市蔦淵 2224 番地美砂子護岸の南角標識 点 ア Aから宇和島市下波仏礮岩場金属鉦見通し70メートルの点 イ Bから宇和島市下波竜王鼻見通し250メートルの点 ウ Bから宇和島市下波竜王鼻見通し20メートルの点 エ Aから宇和島市下波仏礮岩場金属鉦見通し20メートルの点</p>	(真珠養殖業)	月31日まで	団体漁業権	宇和島市蔦淵	4のとおり
宇珠区第 62号	宇和島市蔦 淵地先	<p>アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びビアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵 2053 番地西角標識 B Aから81度72メートルの標識 C 宇和島市蔦淵 2091 番地押抜突端 点 ア Aから宇和島市蔦淵 275 番地千濤見通し20メートルの点 イ Aから宇和島市蔦淵 275 番地千濤見通し100メートルの点 ウ Bから25度120メートルの点 エ Cから25度100メートルの点 オ Cから25度20メートルの点 カ Bから25度40メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市蔦淵	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 63号	宇和島市蔦 淵地先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区 域 基点 A 宇和島市蔦淵 1994 番地新浜作業場西角の標識 B 宇和島市蔦淵 1994 番地新浜作業場東角の標識 点 ア Aから宇和島市蔦淵 1030 番地真珠貝作業場見通し40メートルの点 イ Bから宇和島市蔦淵 452 番地細木運河護岸の東角見通し30メートル の点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市蔦淵	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 64号	宇和島市蔦 淵地先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区 域 基点 A 宇和島市蔦淵 1692 番地東角の標識 B 宇和島市蔦淵 1709 番地作業場西角の標識 点 ア Aから宇和島市蔦淵 1045 番地真珠作業場南角見通し50メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市蔦淵	別記2及び 4のとおり

宇珠区第 65号	宇和島市蔦淵地先	イ Bから宇和島市蔦淵1009番地北角見通し85メートルの点 Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区 域 基点 A 宇和島市蔦淵1074-2番地前護岸南角 B Aから護岸沿い北へ15メートルの標識 点 ア Aから宇和島市蔦淵1993番地宿の浦はいたか神社見通し40メートル の点 イ Bから宇和島市蔦淵1071番地北角見通し35メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市蔦淵	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 66号	宇和島市蔦淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区 域 基点 A 宇和島市蔦淵1074-2番地前護岸南角から護岸沿い北へ15メートル の標識 B 宇和島市蔦淵1068番地前護岸南角の標識 点 ア Aから宇和島市蔦淵1993番地宿の浦はいたか神社見通し35メートル の点 イ Bから宇和島市蔦淵2033番地西角見通し35メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市蔦淵	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 67号	宇和島市蔦淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区 域 基点 A 宇和島市蔦淵1043番地北角前護岸の標識 B 宇和島市蔦淵1068番地北角前護岸の標識 点 ア Aから宇和島市蔦淵2011番地神明神社見通し55メートルの点 イ Bから宇和島市蔦淵2033番地西角見通し50メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市蔦淵	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 68号	宇和島市蔦淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区 域 基点 A 宇和島市蔦淵917番地西角の標識 B 宇和島市蔦淵948番地東角の標識 点 ア Aから宇和島市蔦淵515-7番地天神鼻護岸の北角見通し50メートル の点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市蔦淵	別記2及び 4のとおり

宇珠区第 69号	宇和島市蔦 淵地先	イ Bから宇和島市蔦淵452番地細木運河護岸の西角見通し40メートル の点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵189番地石原鼻 B Aから南東へ海岸線沿い、680メートルの標識 点 ア Aから220度390メートルの点 イ Aから220度270メートルの点 ウ Bから220度480メートルの点 エ Bから220度600メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市蔦淵	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 70号	宇和島市蔦 淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵976番地作業場西角前護岸の標識 B 宇和島市蔦淵977番地作業場北角前護岸の標識 点 ア Aから宇和島市蔦淵515-7番地天神鼻埋立護岸西角見通し28メー トルの点 イ Bから宇和島市蔦淵515-7番地天神鼻埋立護岸西角から海岸線沿い 東へ32メートルの標識見通し28メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市蔦淵	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 71号	宇和島市蔦 淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵215番地小池東端の碇 B 宇和島市蔦淵189番地石原鼻から海岸線沿い東へ660メートルの標識 点 ア Aから碇の浦1827番地庵寺見通し670メートルの点 イ Aから碇の浦1827番地庵寺見通し550メートルの点 ウ Bから220度700メートルの点 エ Bから220度820メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市蔦淵	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 72号	宇和島市蔦 淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵215番地小池東端の碇 B 宇和島市蔦淵189番地石原鼻から海岸線沿い東へ720メートルの標識 点 ア Aから碇の浦1827番地庵寺見通し870メートルの点 イ Aから碇の浦1827番地庵寺見通し750メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市蔦淵	別記2及び 4のとおり

宇珠区第73号	宇和島市蔦淵地先	ウ Bから220度890メートルの点 エ Bから220度1,010メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波大池島の嶺南端 B 宇和島市下波黒崎島の嶺南端 ア Aから宇和島市蔦淵2225番地美砂子鼻見通し130メートルの点 イ Aから宇和島市蔦淵2225番地美砂子鼻見通し302メートルの点 ウ Bから宇和島市蔦淵大鶴留止島頂見通し312メートルの点 エ Bから宇和島市蔦淵大鶴留止島頂見通し140メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市蔦淵	別記2及び4のとおり
宇珠区第74号	宇和島市蔦淵地先	Aア、アイ、イウ及びウAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵2353番地ゴンジロ鼻突端 ア Aから180度140メートルの点 イ Aから228度370メートルの点 ウ Aから259度336メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市蔦淵	別記2及び4のとおり
宇珠区第75号	宇和島市戸島地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島赤崎岩 B 宇和島市戸島権現神社島居前 ア Aから宇和島市蔦淵黒島東端見通し230メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市戸島	別記2及び4のとおり
宇珠区第76号	宇和島市戸島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島丸山の標識 B 宇和島市戸島大内浦の標識 ア Aから145度190メートルの点 イ Aから145度290メートルの点 ウ Bから145度430メートルの点 エ Bから145度330メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市戸島	別記2及び4のとおり
宇珠区第77号	宇和島市津島町北灘福	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘福キワタジリの標識	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町北灘	別記2及び4のとおり

宇珠区第78号	宇和島市津島町北灘福浦中水谷の標識 点 ア Aから宇和島市津島町北灘福浦明神石垣中央見通し140メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘福浦明神石垣中央見通し30メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘福浦サザエ磐見通し100メートルの点 エ Bから宇和島市津島町北灘福浦サザエ磐見通し200メートルの点	宇和島市津島町北灘福浦明神石垣中央見通し140メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘福浦明神石垣中央見通し30メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘福浦サザエ磐見通し100メートルの点 エ Bから宇和島市津島町北灘福浦サザエ磐見通し200メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町北灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第79号	宇和島市津島町北灘内の須口東側突端 点 ア Aから宇和島市津島町北灘坪浦鼻見通し100メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘坪浦鼻見通し550メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘第4号5の8(愛媛県漁業協同組合北灘支所)集荷場北角見通し700メートルの点 エ Bから宇和島市津島町北灘第4号5の8(愛媛県漁業協同組合北灘支所)集荷場北角見通し250メートルの点	宇和島市津島町北灘内の須口東側突端 点 ア Aから宇和島市津島町北灘坪浦鼻見通し100メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘坪浦鼻見通し550メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘第4号5の8(愛媛県漁業協同組合北灘支所)集荷場北角見通し700メートルの点 エ Bから宇和島市津島町北灘第4号5の8(愛媛県漁業協同組合北灘支所)集荷場北角見通し250メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町北灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第80号	宇和島市津島町北灘内の須口東側突端 点 ア Aから宇和島市津島町北灘坪浦鼻見通し30メートルの点 イ Bから宇和島市津島町北灘第4号5の8(愛媛県漁業協同組合北灘支	宇和島市津島町北灘内の須口東側突端 点 ア Aから宇和島市津島町北灘坪浦鼻見通し30メートルの点 イ Bから宇和島市津島町北灘第4号5の8(愛媛県漁業協同組合北灘支	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町北灘	別記2及び4のとおり

宇珠区第 81号	宇和島市津 島町北灘地 先	所) 集荷場北角見通し30メートルの点 Aア及びBイの2直線とA B間の最大低潮時海岸線及び同海岸線から30メートル の線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘旧宇和島市立南部小学校の正門から海岸線沿い 南へ70メートルの標識 B 宇和島市津島町北灘小日提小梅谷溝北角 点 ア AからB見通し30メートルの点 イ BからA見通し30メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町北灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 82号	宇和島市津 島町北灘地 先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線から30メートル の線とによって囲まれた区域。ただし、エオ、オカ、カキ及びキエの4直線によ って囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町北灘丁1445番地の8地先地下水吸水構から東へ直 線10メートルの標識 B 宇和島市津島町北灘碇ノ元標識 C 宇和島市津島町北灘黒滝標識 点 ア Aから宇和島市津島町北灘稲ヶ窪見通し300メートルの点 イ Bから宇和島市津島町北灘牛の浦見通し300メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町北灘恵美須見通し400メートルの点 エ Aから宇和島市津島町北灘稲ヶ窪見通し80メートルの点 オ Aから宇和島市津島町北灘稲ヶ窪見通し146メートルの点 カ Cから宇和島市津島町北灘恵美須見通し300メートルの点 キ Cから宇和島市津島町北灘恵美須見通し250メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町北灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 83号	宇和島市津 島町北灘地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から50メートルの線 とによって囲まれた区域。ただし、ウエ、エオ、オカ及びカウの4直線によつて囲 まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町北灘黒滝標識 B 宇和島市津島町北灘柏崎鼻 点 ア Aから宇和島市津島町北灘恵美須見通し360メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町北灘	別記2及び 4のとおり

宇珠区第 84号	宇和島市津島町北灘地 先	イ Bから宇和島市津島町北灘瀬の下鼻見通し300メートルの点 ウ Aから宇和島市津島町北灘恵美須鼻見通し250メートルの点 エ Aから宇和島市津島町北灘恵美須鼻見通し300メートルの点 オ Bから宇和島市津島町北灘瀬の下鼻見通し250メートルの点 カ Bから宇和島市津島町北灘瀬の下鼻見通し200メートルの点  Aア、アイ、イウ、ウエ及びエBの5直線とAB間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘羽釜鼻 B 宇和島市津島町北灘大瀬鼻 点 ア Aから宇和島市津島町前島島頂見通し570メートルの点 イ Bから193度965メートルの点 ウ Bから135度365メートルの点 エ Bから宇和島市津島町前島島頂見通し60メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町北灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第 85号	宇和島市津島町田之浜 地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町田之浜ハガマの鼻 B 宇和島市津島町田之浜漁港防波堤西側付根から防波堤台い南東へ100メートルの標識 点 ア Aから210度250メートルの点 イ Bから213度30分120メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第 86号	宇和島市津島町曾根地 先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町曾根中瀬の標識 B 宇和島市津島町ウドの鼻 C 宇和島市津島町大迫の鼻 点 ア Aから302度750メートルの点 イ Bから278度30分700メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり

宇珠区第 87号	宇和島市津 島町曾根地 先	ウ Bから 278 度 30 分 500 メートルの点 エ Cから 278 度 30 分 490 メートルの点 オ Aから 302 度 250 メートルの点 カ Aから 302 度 350 メートルの点 キ Bから 278 度 30 分 300 メートルの点 ク Bから 278 度 30 分 200 メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町曾根大迫の鼻突端 B 宇和島市津島町曾根防波堤付根 点 ア Aから 151 度 250 メートルの点 イ Aから 151 度 430 メートルの点 ウ Bから 176 度 30 分 130 メートルの点 エ Bから 176 度 30 分 30 メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 88号	宇和島市津 島町曾根地 先	アア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによ って囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町曾根棧橋付根中央 B 宇和島市津島町脇 544 番地住宅南角前護岸標識 点 ア Aから 153 度 30 分 90 メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 89号	宇和島市津 島町脇地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びエアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町田尻広浦の鼻北端 B 宇和島市津島町田尻中瀬の標識 点 ア Aから 356 度 58 分 110 メートルの点 イ Aから 56 度 45 分 125 メートルの点 ウ Aから 82 度 30 分 85 メートルの点 エ Bから 311 度 50 メートルの点 オ Bから 311 度 100 メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 90号	宇和島市津 島町田尻地	Fア、アイ、イウ、ウエ、エオ、エカ及びカAの7直線とAC間の最大低潮時海 岸線から10メートルの線とEF間の最大低潮時海岸線から50メートルの線によつ	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び 4のとおり



先	て囲まれた区域。ただし、Eキ、キク及びクCによって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町田風 120 番地住宅北東角 B 宇和島市津島町田風 126 番地住宅中央護岸標識 C 宇和島市津島町田風菅根殿神社前護岸標識 D 宇和島市津島町田風丸バエの鼻 E 宇和島市津島町田風広浦越の鼻 F 宇和島市津島町田風広浦コンクリート護岸東端 点 ア Fから 305 度 30 分 280 メートルの点 イ Eから 320 度 320 メートルの点 ウ Dから 325 度 30 分 300 メートルの点 エ Bから 344 度 425 メートルの点 オ Bから 344 度 270 メートルの点 カ Aから 345 度 240 メートルの点 キ Eから 320 度 80 メートルの点 ク Cから 325 度 70 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記 2 及び 4 のとおり
宇和島市津島町田風 島町田風地 先	基点 A 宇和島市津島町田風ハソノ鼻北東角 B 宇和島市津島町田風ハソノ鼻北西角 C 宇和島市津島町田風外の浦防波堤東側付根 D 宇和島市津島町田風外の浦旧防波堤東側先端 点 ア Aから 49 度 30 分 70 メートルの点 イ Dから 61 度 50 メートルの点 ウ Cから D 見通し 40 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記 2 及び 4 のとおり
宇和島市津島町田風 島町田風地 先	基点 A 宇和島市津島町田風ハソノ鼻北東角 B 宇和島市津島町田風ハソノ鼻北西角 C 宇和島市津島町田風外の浦防波堤東側付根 D 宇和島市津島町田風外の浦旧防波堤東側先端 点 ア Aから 49 度 30 分 70 メートルの点 イ Dから 61 度 50 メートルの点 ウ Cから D 見通し 40 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記 2 及び 4 のとおり
宇和島市津島町田風 島町田風地 先	基点 A 宇和島市津島町田風ハソノ鼻北東角 B 宇和島市津島町田風ハソノ鼻北西角 C 宇和島市津島町田風外の浦防波堤東側付根 D 宇和島市津島町田風外の浦旧防波堤東側先端 点 ア Aから 49 度 30 分 70 メートルの点 イ Dから 61 度 50 メートルの点 ウ Cから D 見通し 40 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記 2 及び 4 のとおり

宇珠区第 93号	宇和島市津 島町泥目水 地先	宇和島市津島町泥目水消防詰所前護岸北角 点 ア Aから 298 度 45 分 150 メートルの点 イ Aから 298 度 45 分 250 メートルの点 ウ Cから 206 度 30 分 360 メートルの点 エ Dから 203 度 560 メートルの点 オ Dから 203 度 310 メートルの点 カ Cから 206 度 30 分 100 メートルの点 キ Bから 250 度 60 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記 2 及び 4 のとおり
宇珠区第 94号	宇和島市津 島町泥目水 地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカCの7直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町泥目水西ヶ坂防波堤南西角先端 B 宇和島市津島町泥目水7番35(愛媛県漁業協同組合下灘支所真珠員 研究所) 護岸の西端 C 宇和島市津島町泥目水7番35(愛媛県漁業協同組合下灘支所真珠員 研究所) 護岸の南角 D 宇和島市津島町泥目水城のコンクリート護岸北端 E 宇和島市津島町泥目水黒滝の頂点 点 ア Aから 111 度 40 分 220 メートルの点 イ Bから 202 度 30 分 400 メートルの点 ウ Eから 259 度 30 分 400 メートルの点 エ Eから 259 度 30 分 80 メートルの点 オ Dから 241 度 60 メートルの点 カ Cから 187 度 30 分 50 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記 2 及び 4 のとおり

宇珠区第95号	宇和島市津島町坪井地先	<p>D 宇和島市津島町泥目水 downstream</p> <p>点 ア Aから 338 度 300 メートルの点</p> <p>イ Bから 308 度 10 分 400 メートルの点</p> <p>ウ Dから 233 度 30 分 350 メートルの点</p> <p>エ Dから 233 度 30 分 100 メートルの点</p> <p>オ Cから 264 度 100 メートルの点</p> <p>カ Bから 308 度 10 分 100 メートルの点</p> <p>キ Bから 308 度 10 分 50 メートルの点</p> <p>Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線から40メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇区第138号の区域を除く。</p> <p>基点 A 宇和島市津島町坪井曾根崎西角</p> <p>B 宇和島市津島町坪井曾根崎東角</p> <p>C 宇和島市津島町坪井黒鼻突端</p> <p>点 ア Aから 206 度 30 分 300 メートルの点</p> <p>イ Bから 176 度 30 分 340 メートルの点</p> <p>ウ Cから 176 度 30 分 530 メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第96号	宇和島市津島町坪井地先	<p>Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町坪井下刈谷引揚上ノ道標識</p> <p>B 宇和島市津島町坪井下刈谷鼻</p> <p>点 ア Aから 91 度 40 分の線とBから3度の線との交点</p> <p>Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町坪井下刈谷福島鼻</p> <p>B 宇和島市津島町坪井中鼻</p> <p>点 ア Aから 87 度 240 メートルの点</p> <p>イ Bから 91 度 200 メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第97号	宇和島市津島町坪井地先	<p>Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオBの6直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町坪井下刈谷福島鼻</p> <p>B 宇和島市津島町坪井中鼻</p> <p>点 ア Aから 87 度 240 メートルの点</p> <p>イ Bから 91 度 200 メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第98号	宇和島市津島町坪井地先	<p>Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオBの6直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町坪井下刈谷福島鼻</p> <p>B 宇和島市津島町坪井中鼻</p> <p>点 ア Aから 87 度 240 メートルの点</p> <p>イ Bから 91 度 200 メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり

98号	島町嵐地先	<p>ら10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Cの最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域を除く。</p> <p>基点 A 宇和島市津島町嵐小島の谷中央の標識  B 宇和島市津島町嵐慶ヶ浦 676番地の1（愛媛県漁業協同組合下灘支所作業場）の東角  C 宇和島市津島町嵐小島の島頂</p> <p>点 ア Aから239度15分の線とCから338度30分の線との交点  イ Aから239度30分300メートルの点  ウ Cから211度140メートルの点  エ Cから159度100メートルの点  オ Bから165度50メートルの点</p>	(真珠養殖業)	月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	4のとおり
宇珠区第99号	宇和島市津島町嵐地先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町嵐ハダゲの鼻  B 宇和島市津島町嵐番外乙1番地前護岸の標識</p> <p>点 ア Aから342度30分110メートルの点  イ Bから338度30分160メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第100号	宇和島市津島町針木地先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Cウ、ウエ及びエDの3直線と最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域を除く。</p> <p>基点 A 宇和島市津島町針木大場の鼻標識  B 宇和島市津島町針木高立黒岩の標識  C 宇和島市津島町針木大波の浜 259番地の1地先大波の浜埋立地北端から護岸沿い南へ12メートルの標識  D Cから護岸沿い南へ85メートルの標識</p> <p>点 ア Aから238度180メートルの点  イ Bから222度270メートルの点  ウ Cから240度30分220メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり

宇珠区第101号	宇和島市津島町針木地先	エ Dから233度210メートルの点 Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町針木76番地の2作業場西端の標識 B 宇和島市津島町浦知宮の鼻標識 点 ア Aから247度30分60メートルの点 イ Bから254度70メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第102号	宇和島市津島町浦知、塩定、柿の浦地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカFの7直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線及びBキ及びキCの2直線とC F間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。 基点 A 宇和島市津島町浦知防波堤西側付根 B 宇和島市津島町浦知431番地前護岸の標識 C 宇和島市津島町浦知川河口左岸端 D 宇和島市津島町塩定竜王鼻 E 宇和島市津島町塩定広笠中央の標識 F 宇和島市津島町柿の浦770番地の2住宅前標識 点 ア Aから260度140メートルの点 イ Bから277度30分220メートルの点 ウ Dから358度160メートルの点 エ Dから309度250メートルの点 オ Eから307度40分250メートルの点 カ Fから239度30分140メートルの点 キ Cから335度30分100メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第103号	宇和島市津島町柿の浦地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオEの6直線とA E間の最大低潮時海岸線から10メートルの線及びEカ及びカFの2直線とE F間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町柿の浦久保浦758番地西南端前護岸標識 B 宇和島市津島町柿の浦743番地の1作業場南角前護岸標識	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり

宇珠区第 104号	宇和島市津 島町曲島地 先	<p>C 宇和島市津島町柿の浦706番地作業場北角前護岸標識</p> <p>D 宇和島市津島町柿の浦永ヶ平護岸中央標識</p> <p>E 宇和島市津島町柿の浦永ヶ平乙78番地7前護岸東角</p> <p>F 宇和島市津島町柿の浦中鼻東端</p> <p>点 ア Aから261度30分55メートルの点</p> <p>イ Bから261度30分70メートルの点</p> <p>ウ Dから17度の線とC-Eを結んだ線との交点</p> <p>エ Dから17度70メートルの点</p> <p>オ Eから358度50メートルの点</p> <p>カ Eから110度100メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 105号	宇和島市津 島町曲島平 井地先	<p>Aア、アイ、イウ、ウエ及びエBの5直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町柿の浦松ヶ鼻</p> <p>B Cから海岸線沿い東へ60メートルの標識</p> <p>C 宇和島市津島町曲島ウス碇</p> <p>点 ア Aから323度400メートルの点</p> <p>イ Cから319度15分400メートルの点</p> <p>ウ Cから319度15分250メートルの点</p> <p>エ Bから329度15分250メートルの点</p> <p>Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキクの8直線とAE間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、サシ、シス、スセ、セソ、ソタ及びタサの6直線によって囲まれた区域及びBコ、コケ及びケCの3直線とBC間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域を除く。</p> <p>基点 A 宇和島市津島町大浦の浜中央標識</p> <p>B 宇和島市津島町大浦引出しの鼻</p> <p>C 宇和島市津島町曲島埋立地護岸北東角</p> <p>D 宇和島市津島町曲島州鼻護岸付根から東へ34メートルの標識</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び 4のとおり



宇珠区第 107号	宇和島市津 島町成地先	<p>G 宇和島市津島町平井14番地の1北角 点 ア Aから356度100メートルの点 イ Bから48度40分195メートルの点 ウ Bから87度30分160メートルの点 エ Bから86度236メートルの点 オ Dから99度30分150メートルの点 カ Eから103度150メートルの点 キ Fから119度120メートルの点 ク Bから58度30分70メートルの点 ケ Fから119度150メートルの点 コ Gから111度30分155メートルの点</p> <p>Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線 とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町成クワノサコ鼻南端標識 B 宇和島市津島町成赤崎鼻突端</p> <p>点 ア Aから0度15分450メートルの点 イ Bから350度250メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 108号	宇和島市津 島町成地先	<p>Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、クケ、クケ、ケコ、コサ、サシ及 びシFの13直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とBC間の最大 低潮時海岸線から20メートルの線とCE間の最大低潮時海岸線から10メートルの 線及びEF間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町成帆焼25番地前護岸標識 B 宇和島市津島町成崎突端 C 宇和島市津島町成55番地天成冷蔵庫北角から護岸沿い北へ15メート ルの標識</p> <p>D 宇和島市津島町成318番地1と同町成355番地との境界標識 E 宇和島市津島町成408番地(旧宇和島市立由良小学校)前護岸西角 F 宇和島市津島町成城の鼻突端</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び 4のとおり



宇珠区第 109号	宇和島市津 島町成地先	<p>点 ア Aから82度200メートルの点 イ Bから76度50メートルの点 ウ Bから76度100メートルの点 エ Aから82度250メートルの点 オ Aから82度350メートルの点 カ Bから108度30分250メートルの点 キ Cから128度140メートルの点 ク Cから128度30メートルの点 ケ Dから28度30分30メートルの点 コ Dから28度30分180メートルの点 サ Eから48度15分250メートルの点 シ Fから8度30分280メートルの点</p> <p>Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオBの6直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町成寺崎突端 B 宇和島市津島町成帆燒菊駄場護岸北東角 C 宇和島市津島町成帆燒21番地前南角の標識</p> <p>点 ア Aから17度30分200メートルの点 イ Bから55度250メートルの点 ウ Cから84度250メートルの点 エ Cから84度100メートルの点 オ Bから90度100メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 110号	宇和島市津 島町須下地 先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町須下64番地の6北端 B 宇和島市津島町須下64番地の6南角</p> <p>点 ア Aから295度85メートルの点 イ Bから292度105メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び 4のとおり

宇珠区第 111号	宇和島市津 島町須下地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町須下148番地の3西角前護岸 B 宇和島市津島町須下148番地の3西角前護岸沿い西へ70メートルの 標識 点 ア Aから1度30分180メートルの点 イ Aから1度30分300メートルの点 ウ Bから355度30分280メートルの点 エ Bから355度30分160メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 112号	宇和島市津 島町須下地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線 とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町須下雲泊の浜南東角より北へ37メートルの標識 B 宇和島市津島町須下461番地東角前護岸標識 点 ア Aから68度30分135メートルの点 イ Bから69度145メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 113号	宇和島市津 島町竹ケ島 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町竹ケ島中突堤北側付根から護岸沿い北へ8メートル の点(北緯33.10865、東経132.41580) B 宇和島市津島町竹ケ島新突堤南側付根から護岸沿い南へ5メートル の点(北緯33.10949、東経132.41637) 点 ア Aから116度5メートルの点 イ Aから116度30メートルの点 ウ Bから116度30メートルの点 エ Bから116度5メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 114号	宇和島市津 島町竹ケ島 地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオDの6直線とAB間の最大低潮時海岸線か ら20メートルの線とBC間の最大低潮時海岸線から32メートルの線及びCD間の 最大低潮時海岸線から40メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町竹ケ島道越護岸海底ケーブル敷設示標 B 宇和島市津島町竹ケ島長モチ岩	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び 4のとおり

宇珠区第 115号	南宇和郡愛 南町家串地 先	C 宇和島市津島町竹ヶ島弁天島2番岩中央 D 宇和島市津島町竹ヶ島高島東端 点 ア Aから152度30分134メートルの点 イ Bから148度30分180メートルの点 ウ Cから158度45分200メートルの点 エ Cから158度45分450メートルの点 オ Dから191度45分300メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町網 代、家串、柏、柏崎、 須ノ川、魚神山、平 澁及び油袋	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 116号	南宇和郡愛 南町家串地 先	Aア及びBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串40番地(タンダ浜) 東角の標識 B 南宇和郡愛南町家串小松鼻東標識 点 ア Aから170度200メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串小松鼻東標識 点 ア Aから128度70メートルの点 イ Aから98度210メートルの点 ウ Aから135度320メートルの点 エ Aから162度260メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町網 代、家串、柏、柏崎、 須ノ川、魚神山、平 澁及び油袋	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 117号	南宇和郡愛 南町家串地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串1123番地の標識 点 ア Aから282度60メートルの点 イ Aから282度120メートルの点 ウ Aから272度120メートルの点 エ Aから263度63メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町網 代、家串、柏、柏崎、 須ノ川、魚神山、平 澁及び油袋	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 118号	南宇和郡愛 南町家串地 先	Bア、アイ及びイCの3直線とBC間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区 域 基点 A 南宇和郡愛南町家串1266番地の2(若宮神社前) 埋立地北角の標識 B Aから護岸海岸線沿い北東へ24メートルの標識 C Aから護岸海岸線沿い南西へ28メートルの標識	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町網 代、家串、柏、柏崎、 須ノ川、魚神山、平 澁及び油袋	別記2及び 4のとおり

字珠区第 119号	南宇和郡愛 南町平磔地 先	点 ア Bから337度44メートルの点 イ Cから337度56メートルの点 Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区 域 基点 A 南宇和郡愛南町平磔外防波堤南側突端 B 南宇和郡愛南町平磔内防波堤北付根から北へ30メートルの標識 点 ア Aから90度60メートルの点 イ Bから90度150メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町網 代、家串、柏、柏崎、 須ノ川、魚神山、平 磔及び油袋	別記2及び 4のとおり
字珠区第 120号	南宇和郡愛 南町平磔地 先	Aア、アイ、イウ及びウAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町平磔668番地(立磔)の標識 点 ア Aから180度600メートルの点 イ アから90度450メートルの点 ウ Aから90度450メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町網 代、家串、柏、柏崎、 須ノ川、魚神山、平 磔及び油袋	別記2及び 4のとおり
字珠区第 121号	南宇和郡愛 南町御莊菊 川地先	Aア、アイ及びイGの3直線とAG間の最大低潮時海岸線から10メートルの線 とによって囲まれた区域。ただし、BCの直線とBC間の最大低潮時海岸線とによ って囲まれた区域並びにDエ、エウ及びウFの3直線とDF間の最大低潮時海岸線 とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町御莊平山1番地白洲中鼻 B 南宇和郡愛南町御莊菊川1797番地西角 C 南宇和郡愛南町御莊菊川2236番地3南角 D 南宇和郡愛南町御莊菊川2237番地3東端より海岸線沿い西へ100メ ートルの点 E 南宇和郡愛南町御莊菊川2238番地ドウシン鼻南西端 F 南宇和郡愛南町御莊菊川2238番地ドウシン北鼻突端 G 南宇和郡愛南町御莊菊川2376番地西角 点 ア Aから南宇和郡愛南町赤水宮ノ鼻見通し250メートルの点 イ Gから南宇和郡愛南町中浦町宮住宅見通し300メートルの点 ウ Eから南宇和郡愛南町高畑猿越中崎見通し150メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町御莊 菊川、御莊平山、御 莊長洲、御莊平城、 御莊和口、御莊長月 及び御莊深泥	別記2及び 4のとおり

字珠区第 122号	南宇和郡愛 南町御莊菊 川地先	エ Dから南宇和郡愛南町高畑猿越東側防波堤基部見通し160メートル の点 Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区 域 基点 A 南宇和郡愛南町御莊菊川 2236 番地 3 地先 1 号標識 B 南宇和郡愛南町御莊菊川 2236 番地 3 地先 2 号標識 点 ア Aから 116 度 30 メートルの点 イ Bから 116 度 30 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町御莊 菊川、御莊平山、御 莊長洲、御莊平城、 御莊和口、御莊長月 及び御莊深泥	別記 2 及び 4 のとおり
字珠区第 123号	南宇和郡愛 南町御莊平 山地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エE、ED及びCBの7直線とAB及びCD間の最大 低潮時海岸線から 10 メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Fオ、オカ 及びガGの3直線とFG間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町御莊平山 526 番地 平山防波堤突端 B 南宇和郡愛南町御莊平山 262 番地 東角 C 南宇和郡愛南町御莊平山 7 番地 二又東鼻 D 南宇和郡愛南町御莊平山 5 番地 二又西鼻 E 南宇和郡愛南町御莊平山 1 番地 白洲中鼻 F 南宇和郡愛南町御莊平山 444 番地 1 号標識 G 南宇和郡愛南町御莊平山 444 番地 2 号標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町御莊平山大島北鼻見通し 25 メートルの点 イ アから南宇和郡愛南町防城成川中網東端見通し 170 メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町赤水ヒンデン鼻見通し 400 メートルの点 エ Eから南宇和郡愛南町赤水宮ノ鼻見通し 250 メートルの点 オ Fから南宇和郡愛南町防城成川砂浜東端見通し 50 メートルの点 カ Gから南宇和郡愛南町防城成川砂浜西端見通し 50 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町御莊 菊川、御莊平山、御 莊長洲、御莊平城、 御莊和口、御莊長月 及び御莊深泥	別記 2 及び 4 のとおり
字珠区第 124号	南宇和郡愛 南町防城成 川地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から 10 メートルの線 とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町防城成川オトシ鼻 B 南宇和郡愛南町防城成川オトシ真谷の標識	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町防城 成川、赤水、高畑、 中浦及び猿鳴	別記 2 及び 4 のとおり

宇珠区第 125号	南宇和郡愛 南町赤水地 先	点 ア Aから34度100メートルの点 イ Bから13度100メートルの点 Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオCの6直線とAC間の最大低潮時海岸線か ら10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町防城成川オトシ真谷の標識から海岸沿い西へ27メー トルの標識 B 南宇和郡愛南町赤水高松鼻 C 南宇和郡愛南町赤水平岩 D 南宇和郡愛南町赤水広浦中鼻から海岸沿い南へ125メートルの標識 点 ア Aから11.5度110メートルの点 イ Bから300度300メートルの点 ウ Dから293度280メートルの点 エ Dから293度180メートルの点 オ Cから293度200メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町防城 成川、赤水、高畑、 中浦及び猿鳴	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 126号	南宇和郡愛 南町赤水地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から5メートルの線と によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町赤水23番地第3北角の標識 B Aから海岸沿い南へ15メートルの標識 点 ア Aから280度50メートルの点 イ Bから280度60メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町防城 成川、赤水、高畑、 中浦及び猿鳴	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 127号	南宇和郡愛 南町赤水地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から5メートルの線と によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町赤水52番地第2北角の標識 B 南宇和郡愛南町赤水53番地第1北角の標識 点 ア Aから280度30メートルの点 イ Bから280度30メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町防城 成川、赤水、高畑、 中浦及び猿鳴	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 128号	南宇和郡愛 南町赤水地	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線 とによって囲まれた区域	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町防城 成川、赤水、高畑、 中浦及び猿鳴	別記2及び 4のとおり

先	南宇和郡愛南町赤水 883 番地北角の標識 B Aから海岸線沿い南へ23メートルの標識 点 ア Aから96度40メートルの点 イ Bから96度30メートルの点	南宇和郡愛南町赤水 766 番地護岸東角の標識 B 南宇和郡愛南町赤水 578 番地南角の標識 点 ア Aから40度150メートルの点 イ Aから40度260メートルの点 ウ Bから40度240メートルの点 エ Bから40度130メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町防城 成川、赤水、高畑、 中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
先	南宇和郡愛南町赤水 971 番地ドック内角から6.5メートルの標識 B 南宇和郡愛南町赤水宮ノ鼻 C 南宇和郡愛南町後越宮ノ鼻 点 ア Aから338度70メートルの点 イ Aから338度220メートルの点 ウ Cから337度150メートルの点	南宇和郡愛南町赤水 971 番地ドック内角から6.5メートルの標識 B 南宇和郡愛南町赤水宮ノ鼻 C 南宇和郡愛南町後越宮ノ鼻 点 ア Aから338度70メートルの点 イ Aから338度220メートルの点 ウ Cから337度150メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町防城 成川、赤水、高畑、 中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
先	南宇和郡愛南町高畑 25 番地北角の標識 A 南宇和郡愛南町延命寺鼻見通し50メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町延命寺鼻見通し160メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町マブネ鼻見通し230メートルの点 エ Cから296度210メートルの点 オ Cから296度60メートルの点	南宇和郡愛南町高畑 25 番地北角の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町延命寺鼻見通し50メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町延命寺鼻見通し160メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町マブネ鼻見通し230メートルの点 エ Cから296度210メートルの点 オ Cから296度60メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町防城 成川、赤水、高畑、 中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり

宇珠区第 132号	南宇和郡愛 南町高畑地 先	カ Bから南宇和郡愛南町マップネ鼻見通し70メートルの点 キ Bから南宇和郡愛南町マップネ鼻見通し110メートルの点 Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から5メートルの線と によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町高畑1015番地第2北角の標識 B Aから海岸沿い南へ40メートルの標識 点 ア Aから90度40メートルの点 イ Bから90度40メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町防城 成川、赤水、高畑、 中浦及び猿鳴	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 133号	南宇和郡愛 南町高畑地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線 とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町高畑ダキノ下鼻 B 南宇和郡愛南町高畑ダキノ下中鼻 点 ア Aから354度150メートルの点 イ Bから33度150メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町防城 成川、赤水、高畑、 中浦及び猿鳴	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 134号	南宇和郡愛 南町中浦地 先	Aア、アイ及びイCの3直線とAC間の最大低潮時海岸線から20メートルの線 とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦鉢ヶ崎鼻突端 B 南宇和郡愛南町中浦11番地北角の標識 C Bから海岸沿い北へ60メートルの標識 点 ア Aから302度150メートルの点 イ Bから296度223メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町防城 成川、赤水、高畑、 中浦及び猿鳴	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 135号	南宇和郡愛 南町中浦地 先	Bア、アイ、イウ及びイCの4直線とBC間の最大低潮時海岸線から5メートル の線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦1678番地東角の標識 B Aから海岸沿い南へ15メートルの点 C Aから海岸沿い西北西へ30メートルの点 点 ア Bから90度30メートルの点 イ Aから50度35メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町防城 成川、赤水、高畑、 中浦及び猿鳴	別記2及び 4のとおり



宇珠区第 136号	南宇和郡愛 南町中浦地 先	ウ Cから21度30メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦マップネ鼻 B 南宇和郡愛南町中浦二子岩北端 点 ア Aから南宇和郡愛南町黒ダキ鼻見通し85メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町黒ダキ鼻見通し200メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町段ノ網代西鼻見通し165メートルの点 エ Bから南宇和郡愛南町段ノ網代西鼻見通し50メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町防城 成川、赤水、高畑、 中浦及び猿鳴	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 137号	南宇和郡愛 南町中浦地 先	Bエ、エオ、オア、アイ、イウ及びウCの6直線とC B間の最大低潮時海岸線か ら10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦樫ノ浦戸ノ浦鼻 B 南宇和郡愛南町中浦樫ノ浦段ノ網代東鼻 C 南宇和郡愛南町中浦樫ノ浦延命寺南鼻 点 ア Aから110度430メートルの点 イ Aから110度840メートルの点 ウ Cから南宇和郡愛南町高畑猿越中崎鼻見通し100メートルの点 エ Bから170度245メートルの点 オ Aから90度450メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町防城 成川、赤水、高畑、 中浦及び猿鳴	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 138号	南宇和郡愛 南町左右水 地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とA C間の最大低潮時海岸線から10 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町上すずれ東突端から海岸沿い西へ9メートルの標識 B 南宇和郡愛南町中浦左右水ひあん谷鼻 C 南宇和郡愛南町中浦左右水ガマノ谷鼻 D 南宇和郡愛南町中浦左右水ノ谷鼻 点 ア Aから30度80メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町あこ木鼻見通し160メートルの点 ウ Dから南宇和郡愛南町深谷鼻見通し380メートルの点 エ Cから南宇和郡愛南町ヨウケ鼻見通し線とDから南宇和郡愛南町深	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町防城 成川、赤水、高畑、 中浦及び猿鳴	別記2及び 4のとおり

字珠区第	南宇和郡愛南町中浦左 右水地先	谷鼻見通し線との交点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から 12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町防城 成川、赤水、高畑、 中浦及び猿鳴	別記2及び 4のとおり
139号	南宇和郡愛南町中浦左 右水地先	谷鼻見通し線との交点 Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦左右水深谷鼻 B 南宇和郡愛南町中浦左右水長巻鼻 ア Aから173度65メートルの点 イ Aから115度175メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町黒櫛突端見通し94メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から 12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町防城 成川、赤水、高畑、 中浦及び猿鳴	別記2及び 4のとおり
140号	南宇和郡愛南町船越地 先	Aア、アイ、イウ、ウD及びBDの5直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町船越ウノクソ鼻 B 南宇和郡愛南町船越348番地の標識 C 南宇和郡愛南町船越8番地(旧吉田造船所)西端の標識 D 南宇和郡愛南町船越竹倉鼻の標識 ア Aから南宇和郡愛南町下久家風無鼻見通し150メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町小浦穴の鼻見通し線とCから見通し線との交点 ウ Aから南宇和郡愛南町小浦穴の鼻見通し線とDから南宇和郡愛南町下久家集会所見通し線との交点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から 12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町越田、弓立、小浦、壺月、船越、久家、下久家、樽見、外泊、中泊及び内泊	別記2及び 4のとおり
141号	西予市明浜町狩浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜小谷と畑の浦との境界点の標識 B 西予市明浜町狩浜窓いそ東側立岩南端標識 ア Aから177度(宇和島市三浦権現山山頂見通し)100メートルの点 イ Aから177度(宇和島市三浦権現山山頂見通し)300メートルの点 ウ Bから176度(宇和島市三浦権現山山頂見通し)160メートルの点 エ Bから176度(宇和島市三浦権現山山頂見通し)10メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から 12月31日まで	個別漁業権	西予市明浜町	別記2及び 4のとおり
142号	西予市明浜町狩浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から 12月31日まで	個別漁業権	西予市明浜町	別記2及び 4のとおり

字珠区第 143号	西予市明浜 町狩浜地先	<p>基点 A 西予市明浜町狩浜3の1469 東角標識 B Aから護岸沿い西へ30メートルの標識 点 ア Aから356度 (西予市明浜町狩浜オタビヤ川河口左岸角) 50メー ルの点 イ Bから358度 (西予市明浜町狩浜オタビヤ川河口右岸角) 50メー ルの点</p> <p>Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区 域</p> <p>基点 A 西予市明浜町狩浜3の1469 北角標識 B Aから護岸沿い南へ60メートルの標識 点 ア Aから98度 (西予市明浜町狩浜うどの鼻南端) 40メートルの点 イ Bから96度 (西予市明浜町狩浜うどの鼻南端) 40メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	西予市明浜町	別記2及び 4のとおり
字珠区第 144号	西予市明浜 町狩浜地先	<p>Aア、アイ、イウ及びウAの4直線とAの地先最大低潮時海岸線から10メー ルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 西予市明浜町狩浜3の1469 北角標識 B 西予市明浜町狩浜3の1469 東角から護岸沿い東へ30メートルの標識 点 ア Aから349度100メートルの点 イ Bから0度165メートルの点 ウ Bから0度55メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	西予市明浜町	別記2及び 4のとおり
字珠区第 145号	西予市明浜 町狩浜地先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区 域</p> <p>基点 A 西予市明浜町狩浜2の2104の2の標識 B Aから護岸沿い西へ30メートルの標識 点 ア Aから121度 (西予市明浜町狩浜水越島灯台) 40メートルの点 イ Bから121度 (西予市明浜町狩浜水越島灯台) 30メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	西予市明浜町	別記2及び 4のとおり
字珠区第 146号	西予市明浜 町狩浜地先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区 域</p> <p>基点 A 西予市明浜町狩浜2の207-2の東端前護岸付根</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	西予市明浜町	別記2及び 4のとおり

宇珠区第 147号	西予市明浜 町狩浜地先	B Aから護岸沿い西へ25メートルの狩浜2の207-2の西端護岸付根 点 ア Aから125度(西予市明浜町狩浜水越島灯台)30メートルの点 イ Bから125度(西予市明浜町狩浜水越島灯台)30メートルの点 Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線 とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜弘崎東角標識 B 西予市明浜町狩浜1の215 東角標識(境界排水溝口) 点 ア Aから200度(宇和島市吉田町大良鼻)200メートルの点 イ Bから175度(宇和島市吉田町奥浦間口)250メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	西予市明浜町	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 148号	西予市明浜 町狩浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線 とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜弘崎東角標識 B 西予市明浜町狩浜間口南西角標識 点 ア Aから200度(宇和島市吉田町大良鼻)200メートルの点 イ Bから197度(宇和島市吉田町奥浦間口)200メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	西予市明浜町	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 149号	西予市明浜 町俵津地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線 とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町俵津根崎鼻東角標識 B 西予市明浜町俵津酒井新田中央溝西端角標識 点 ア Aから108度(西予市明浜町俵津小網代理穴)100メートルの点 イ Bから109度(西予市明浜町俵津城ヶ鼻防波堤北側付根)390メー ルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	西予市明浜町	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 150号	西予市明浜 町俵津地先	Dア、アイ、イウ、ウエ及エEの5直線とDE間の最大低潮時海岸線とによって 囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町俵津3の22の5標識 B 西予市明浜町俵津宮崎川河口左岸端標識 C 西予市明浜町俵津9の162の10の標識 D 西予市明浜町俵津9の169の2防波堤北側付根	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	西予市明浜町	別記2及び 4のとおり

宇珠区第 151号	西予市明浜 町俵津地先	<p>E 西予市明浜町俵津酒井新田中央溝西角標識から東へ10メートルの標識</p> <p>点 ア BからD見通し線とCから95度(西予市明浜町俵津東川河口右岸端)の線との交点</p> <p>イ Bから137度(西予市明浜町俵津城ヶ鼻防波堤北側付根)の線とCから95度(西予市明浜町俵津東川河口右岸端)の線との交点</p> <p>ウ Aから183度(宇和島市吉田町丸石)の線とBから137度(西予市明浜町俵津城ヶ鼻防波堤北側付根)の線との交点</p> <p>エ Aから183度(宇和島市吉田町丸石)の線とEから109度(西予市明浜町俵津城ヶ鼻防波堤北側付根)の線との交点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	西予市明浜町	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 152号	西予市明浜 町俵津地先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 西予市明浜町俵津宮崎川河口左岸南西端</p> <p>B 西予市明浜町俵津3-31-1南側沿岸荷揚場南西端</p> <p>点 ア Aから150度50メートルの点</p> <p>イ Bから184度200メートルの点</p> <p>Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 西予市明浜町俵津2の891の1の南角標識</p> <p>B 西予市明浜町俵津城ヶ鼻防波堤北側付根</p> <p>点 ア Aから252度(西予市明浜町俵津9の162の10の南東角)100メートルの点</p> <p>イ Bから255度(西予市明浜町俵津楠ヶ浦県道堀切)150メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	西予市明浜町	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 153号	西予市明浜 町俵津地先	<p>AB、BC、Cア、アイ、イウ及びウDの6直線とAD間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 西予市明浜町俵津ニベ網代南端標識</p> <p>B 西予市明浜町俵津大小島南西部標識</p> <p>C 西予市明浜町俵津小大崎鼻から306度40メートルの標識(長持岩)</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	西予市明浜町	別記2及び 4のとおり

宇珠区第 154号	西予市明浜 町狩浜水越 島地先	<p>D 西予市明浜町俵津城ヶ鼻防波堤北側付根 点 ア Cから201度(宇和島市吉田町小松鼻)600メートルの点 イ Cから230度880メートルの点 ウ Dから255度(西予市明浜町俵津楠ヶ浦県道堀切)150メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜水越島中央 点 ア Aから334度110メートルの点 イ Aから284度485メートルの点 ウ Aから259度485メートルの点 エ Aから206度110メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	西予市明浜町	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 155号	宇和島市吉 田町深浦地 先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線 とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町と宇和島市吉田町との最大高潮時海岸線における境界 (長持岩) B 宇和島市吉田町深浦3-甲12池の浦防波堤西側付根 点 ア Aから宇和島市吉田町河内外763小松鼻見通し260メートルの点 イ Bから宇和島市吉田町白浦外646筋防波堤西側付根見通し250メー ルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市吉田町	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 156号	宇和島市吉 田町深浦地 先	<p>Aア、アイ、イウ、ウエ、エD及びA Bの6直線とB D間の最大低潮時海岸線か ら30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町深浦3-甲12池の浦防波堤西側付根 B 宇和島市吉田町深浦3-1荒神鼻 C 宇和島市吉田町深浦3-1健雄神社島居中央 D 宇和島市吉田町深浦番外15番地2の標識 点 ア Aから宇和島市吉田町白浦外646筋防波堤西側付根見通し250メー ルの点 イ Cから宇和島市吉田町白浦外カギガ尻55見通し300メートルの点 ウ Cから宇和島市吉田町白浦外カギガ尻55見通し80メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市吉田町	別記2及び 4のとおり

宇珠区第 157号	宇和島市吉 田町深浦地 先	エ Dから宇和島市吉田町白浦3085-1大石見通し線とウから宇和島市 吉田町深浦1-1-1松ヶ鼻見通し線との交点 Bア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオCの6直線とBC間の最大低潮時海岸線か ら30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町深浦3-1健雄神社島居中央 B 宇和島市吉田町深浦番外15番地2の標識 C 宇和島市吉田町深浦2-534-1深浦防波堤南側付根 D 宇和島市吉田町深浦1-1-1松ヶ鼻突端 点 ア Bから宇和島市吉田町白浦3085-1大石見通し線とイから宇和島市 吉田町深浦1-1-1松ヶ鼻見通し線との交点 イ Aから宇和島市吉田町白浦外カギガ尻.55見通し80メートルの点 ウ Aから宇和島市吉田町白浦外カギガ尻.55見通し300メートルの点 エ Dから宇和島市吉田町白浦外23西側角下り松見通し200メートルの 点 オ Dから宇和島市吉田町白浦外23西側角下り松見通し線とCから宇和 島市吉田町花津2108-4浜中央がんぎ見通し線との交点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市吉田町	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 158号	宇和島市吉 田町深浦地 先	Bア、アイ及びイCの3直線とC B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線 とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町深浦2-534-1深浦防波堤南側付根 B 宇和島市吉田町深浦2-3-1中川河口東角から護岸治い東へ10メ ートルの標識 C 宇和島市吉田町深浦1-1-1松ヶ鼻突端 点 ア Aから宇和島市吉田町花津6-194-1浜中央がんぎ見通し80メ ートルの点 イ Cから宇和島市吉田町白浦外23西側角下り松見通し線とAから宇和 島市吉田町花津6-194-1浜中央がんぎ見通し線との交点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市吉田町	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 159号	宇和島市吉 田町花津	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大低潮時海岸線から30 メートルの線とによって囲まれた区域	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市吉田町	別記2及び 4のとおり

	地先	<p>基点 A 宇和島市吉田町深浦 1-1-1 松ヶ鼻</p> <p>B 宇和島市吉田町法花津 1-171 小磯の溝西端</p> <p>C 宇和島市吉田町法花津 1-426-1 中央の標識</p> <p>点 A から宇和島市吉田町白浦外 23 西角下り松見通し 200 メートルの点</p> <p>イ B から宇和島市吉田町白浦 3076 荒網代とガネダ境界見通し 400 メートルの点</p> <p>ウ B から宇和島市吉田町白浦 3076 荒網代とガネダ境界見通し 75 メートルの点</p> <p>エ C から宇和島市吉田町白浦 3033-3 こうらの鼻見通し 85 メートルの点</p>						
宇珠区第 160 号	宇和島市吉田町法花津地先	<p>Bア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とBC間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市吉田町法花津 1-171 小磯の溝西端</p> <p>B 宇和島市吉田町法花津 1-426-1 中央の標識</p> <p>C 宇和島市吉田町法花津 1-294-3 法花津防波堤西側付根から西へ40メートルの標識</p> <p>点 A から宇和島市吉田町白浦 3033-1 こうらの鼻見通し 85 メートルの点</p> <p>イ A から宇和島市吉田町白浦 3076 荒網代とガネダ境界見通し 75 メートルの点</p> <p>ウ A から宇和島市吉田町白浦 3076 荒網代とガネダ境界見通し 400 メートルの点</p> <p>エ C から宇和島市吉田町白浦 2775 番地東角見通し 300 メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	個別漁業権	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり	
宇珠区第 161 号	宇和島市吉田町白浦地先	<p>Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市吉田町白浦 2-767-1 おやしき浜西角から西へ24メートルの標識</p> <p>B 宇和島市吉田町白浦 2367-3 の標識</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	個別漁業権	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり	



宇珠区第 162号	宇和島市吉 田町白浦地 先	点 ア Aから宇和島市吉田町白浦日の平、中島川河口見通し線とBから宇和 島市吉田町深浦2-534-1深浦防波堤南側付根見通し線との交点 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町白浦3037-1中央の標識 B 宇和島市吉田町白浦3033-3こうらの鼻 C 宇和島市吉田町白浦2771-1かどばやの鼻警鐘台 点 ア Aから宇和島市吉田町法花津見島見通し70メートルの点 イ Bから宇和島市吉田町法花津7-476-2与村井防波堤突端見通し70 メートルの点 ウ Bから宇和島市吉田町法花津7-476-2与村井防波堤突端見通し 280メートルの点 エ Cから宇和島市吉田町法花津与村井、江尻川河口見通し420メートル の点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市吉田町	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 163号	宇和島市吉 田町白浦地 先	点 ア7、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオCの6直線とAC間の最大低潮時海岸線か ら10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町白浦外カギガ尻55から西へ70メートルの標識 B 宇和島市吉田町白浦外カギガ尻55 C 宇和島市吉田町白浦3037-1中央の標識 D 宇和島市吉田町白浦3033-3こうらの鼻 点 ア Aから宇和島市吉田町深浦池の浦川河口見通し180メートルの点 イ Bから宇和島市吉田町深浦1-1-1松ヶ鼻見通し200メートルの 点 ウ Dから宇和島市吉田町法花津7-476-2与村井防波堤突端見通し 300メートルの点 エ Dから宇和島市吉田町法花津7-476-2与村井防波堤突端見通し70 メートルの点 オ Cから宇和島市吉田町法花津見島見通し70メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市吉田町	別記2及び 4のとおり

宇珠区第 164号	宇和島市吉 田町白浦地 先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町白浦外130地先こうすけ岩南端標識 B 宇和島市吉田町白浦外カギガ尻55から西へ70メートルの標識 点 ア Aから宇和島市吉田町白浦外646筋防波堤北側突端見通し80メートルの点 イ アから宇和島市吉田町深浦3-233-3地先、小コ島西鼻見通し300メートルの点 ウ Bから宇和島市吉田町深浦池の浦川河口見通し180メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市吉田町	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 165号	宇和島市吉 田町白浦地 先	Aア及びアCの2直線とA C間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とよ って囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町白浦外646筋防波堤北側突端 B 宇和島市吉田町白浦外130地先こうすけ岩南端の標識 C 宇和島市吉田町白浦外274東角標識 D 西予市明浜町俵津3-166宮崎川河口 点 ア A Bの直線とC Dの直線との交点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市吉田町	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 166号	宇和島市吉 田町白浦地 先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートル の線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町白浦外646筋防波堤北側突端 B 宇和島市吉田町白浦外647地先ビヤクシ立岩 C 宇和島市吉田町白浦外274東角標識 点 ア Aから宇和島市吉田町白浦外130地先こうすけ岩南端標識見通し線 とCから西予市明浜町俵津3-166宮崎川河口見通し線との交点 イ Cから西予市明浜町俵津3-166宮崎川河口見通し445メートルの点 ウ Bから西予市明浜町俵津大コ島西鼻見通し250メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市吉田町	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 167号	宇和島市吉 田町白浦地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線 とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町白浦外647地先ビヤクシ立岩	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市吉田町	別記2及び 4のとおり

宇珠区第168号	宇和島市吉田町白浦地 先	<p>B 宇和島市吉田町白浦外 658 地先ハエノコ護岸中央土管の標識</p> <p>点 ア Aから西予市明浜町俵津大コ島西端見通し 250 メートルの点</p> <p>イ Bから西予市明浜町俵津 9 - 419 根崎鼻見通し 400 メートルの点</p> <p>Aア、アイ、イウ、ウエ及びエBの5直線とAB間の最大低潮時海岸線から 30 メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市吉田町白浦外 658 地先ハエノコ護岸土管中央の標識</p> <p>B 宇和島市吉田町河内甲 2357 - 3 坊主岩</p> <p>C 宇和島市吉田町河内外 762 - 1 地先東角の標識</p> <p>点 ア Aから西予市明浜町俵津 9 - 419 根崎鼻見通し 400 メートルの点</p> <p>イ Cから西予市明浜町水越島灯台見通し 280 メートルの点</p> <p>ウ Cから西予市明浜町水越島灯台見通し 160 メートルの点</p> <p>エ Bから西予市明浜町狩浜 4 - 2 だけの鼻西端見通し 100 メートルの点</p>	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠養殖業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで	個別漁業権	宇和島市吉田町	別記 2 及び 4 のとおり
宇珠区第169号	宇和島市吉田町野島地 先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から 10 メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市吉田町南君野島山 3094 西の丸突端</p> <p>B 宇和島市吉田町南君野島山 3094 立岩から東へ 50 メートルの標識</p> <p>点 ア Aから宇和島市吉田町奥浦鎌ヶ崎甲 49 - 2 竜王鼻見通し 400 メートルの点</p> <p>イ Bから宇和島市吉田町南君 41 - 2 高森山山頂見通し 400 メートルの点</p>	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠養殖業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで	個別漁業権	宇和島市吉田町	別記 2 及び 4 のとおり
宇珠区第170号	宇和島市吉田町野島地 先	<p>Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクB間の9直線とAB間の最大低潮時海岸線から 10 メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市吉田町南君野島山 3094 立岩から東へ 50 メートルの標識</p> <p>B 宇和島市吉田町南君野島山 3094 立岩から東へ 250 メートルの標識</p> <p>C 宇和島市吉田町南君野島山 3094 東端標識</p> <p>D 宇和島市吉田町南君野島山 3094 南中角の標識</p> <p>E 宇和島市吉田町南君野島山 3094 南側旧石採場の標識</p>	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠養殖業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで	個別漁業権	宇和島市吉田町	別記 2 及び 4 のとおり

宇珠区第171号	宇和島市吉田町野島地先	点 ア Aから宇和島市吉田町南君41-2高森山山頂見通し500メートルの点 イ Bから宇和島市只波鼻見通し500メートルの点 ウ Cから宇和島市堂崎見通し400メートルの点 エ Dから宇和島市石応熊ヶ峰中央見通し450メートルの点 オ Eから宇和島市高島西端見通し300メートルの点 カ Eから宇和島市高島西端見通し120メートルの点 キ Cから宇和島市堂崎見通し120メートルの点 ク Bから宇和島市只波鼻見通し120メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	個別漁業権	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
宇珠区第172号	宇和島白浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君野島山3094南側旧石採場の標識 B 宇和島市吉田町南君野島山3094鷹の子洞窟 点 ア Aから宇和島市高島西端見通し300メートルの点 イ Bから宇和島市高島灯台見通し300メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	個別漁業権	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇珠区第173号	宇和島市大浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小浜弥八鼻 B 宇和島市小浜防波堤北側付根	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	個別漁業権	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり

宇珠区第 174号	宇和島市小 浜地先	点 ア Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島北端見通し140メートルの点 イ Bから宇和島市小浜瀬崎見通し60メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小浜居浦2024番地2護岸沿い東へ10メートルの標識 B 宇和島市小浜居浦2023番地4護岸沿い東へ10メートルの標識 点 ア Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島白石北端見通し10メートルの点 イ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島北端見通し10メートルの点 ウ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島北端見通し60メートルの点 エ Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島白石北端見通し60メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から 月31日まで	個別漁業権	宇和島市(津島町、 吉田町、同三浦及び 旧宇和海村地区を除 く)	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 175号	宇和島市小 浜地先	Bア、アイ、イウ、ウエ、ウエ及びオエの6直線とBE間の最大低潮時海岸線か ら30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市石心水谷排水口から護岸沿い南へ10メートルの標識 B 宇和島市小浜 2002番地新田東角の標識 C 宇和島市小浜琵琶ヶ島白石北端標識 D 宇和島市小浜琵琶ヶ島トベラギ鼻 E 宇和島市小浜竹が下西の鼻 点 ア Cから宇和島市石心水谷排水口見通し180メートルの点 イ Aから277度30分650メートルの点 ウ Aから宇和島市遊子高島西の丸頂見通し970メートルの点 エ Dから宇和島市遊子二並島見通し500メートルの点 オ Eから宇和島市小池夫婦岩見通し170メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から 月31日まで	個別漁業権	宇和島市(津島町、 吉田町、同三浦及び 旧宇和海村地区を除 く)	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 176号	宇和島市小 池地先	AB及びBCの2直線とAC間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池竹が下西の鼻 B 宇和島市小池夫婦岩中央 C 宇和島市小池1756番地2の西角	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から 月31日まで	個別漁業権	宇和島市(津島町、 吉田町、同三浦及び 旧宇和海村地区を除 く)	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 177号	宇和島市小 池小坪地先	ABの直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池小坪鼻 B 宇和島市小池小坪1531番地2の北角の標識	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から 月31日まで	個別漁業権	宇和島市(津島町、 吉田町、同三浦及び 旧宇和海村地区を除 く)	別記2及び 4のとおり

宇珠区第 178号	宇和島市小 池地先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線 とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市小池小坪鼻 B 宇和島市小池1429番地前護岸の標識 点 Aから宇和島市小池西防波堤突端見通し190メートルの点 イ Bから宇和島市小池竹が下西鼻見通し270メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市(津島町、 吉田町、同三浦及び 旧宇和海村地区を除 く)	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 179号	宇和島市小 池地先	<p>Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メー ルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市小池1429番地前護岸の標識 B 宇和島市小池鳥首島内鼻東端 C 宇和島市小池鳥首島北端から護岸沿い南へ20メートルの標識 点 Aから宇和島市小浜丸山西端見通し270メートルの点 イ Cからア見通し135メートルの点 ウ Bから83度30分40メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市(津島町、 吉田町、同三浦及び 旧宇和海村地区を除 く)	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 180号	宇和島市小 池鳥首島地 先	<p>Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メー ルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市小池鳥首島北端 B 宇和島市小池鳥首島内鼻東端 点 Aから宇和島市九島真坂鼻見通し90メートルの点 イ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島島頂見通し300メートルの点 ウ Bから83度30分40メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市(津島町、 吉田町、同三浦及び 旧宇和海村地区を除 く)	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 181号	宇和島市小 池地先	<p>Aイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市小池鳥首島北端 B 宇和島市小池鳥首島引鼻より北へ30メートルの標識 点 Aから宇和島市遊子高島東端見通し200メートルの点 イ Aから宇和島市遊子高島海水浴場棧橋付根見通し500メートルの点 ウ Bから宇和島市遊子高島坊主塔灯台見通し500メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市(津島町、 吉田町、同三浦及び 旧宇和海村地区を除 く)	別記2及び 4のとおり

宇珠区第 182号	宇和島市平 浦地先	エ Bから宇和島市遊子高島坊主磐灯台見通し150メートルの点 Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、クケ、ケコ及びコAの11 直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池島首島引出鼻 B 宇和島市平浦はかり岩 C 宇和島市平浦西防波堤西側付根から防波堤沿い南へ50メートルの標 識(防波堤屈折点) D 宇和島市平浦長刀1259番地新田東角の標識 点 ア Aから宇和島市遊子高島坊主磐灯台見通し500メートルの点 イ Aから263度30分800メートルの点 ウ Bから宇和島市遊子ニワトリ小島見通し900メートルの点 エ Cから宇和島市三浦安米崎見通し330メートルの点 オ Dから宇和島市三浦名切鼻見通し280メートルの点 カ Dから宇和島市三浦名切鼻見通し120メートルの点 キ Cから宇和島市三浦安米崎見通し80メートルの点 ク Bから宇和島市三浦山崎鼻見通し150メートルの点 ケ Bから宇和島市遊子ニワトリ小島見通し110メートルの点 コ Aから263度30分200メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市(津島町、 吉田町、同三浦及び 旧宇和海村地区を除 く)	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 183号	宇和島市平 浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市平浦長刀1259番地東角の標識 B 宇和島市平浦1059番地2前護岸の標識 点 ア Aから宇和島市三浦名切鼻見通し120メートルの点 イ Aから宇和島市三浦名切鼻見通し280メートルの点 ウ Bから宇和島市三浦長磐鼻大岩見通し200メートルの点 エ Bから宇和島市三浦長磐鼻大岩見通し90メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市(津島町、 吉田町、同三浦及び 旧宇和海村地区を除 く)	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 184号	宇和島市平 浦地先	A B、Bア及びアCの3直線とA C間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区 域 基点 A 宇和島市平浦舟木1034番地2南西角の標識	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市(津島町、 吉田町、同三浦及び 旧宇和海村地区を除 く)	別記2及び 4のとおり

宇珠区第 185号	宇和島市平 浦地先	<p>B 宇和島市平浦浮波堤西側突端</p> <p>C 宇和島市平浦長刀 1287 番地東角</p> <p>点 ア Cから宇和島市三浦尾崎鼻見通し100メートルの点</p> <p>Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とA・B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線の線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市平浦 1032 番地 2 新田前護岸の標識</p> <p>B 宇和島市平浦 1034 番地 2 南西角の標識</p> <p>C 宇和島市平浦 1047 番地 新田前護岸西角の標識</p> <p>D 宇和島市平浦浮波堤東側突端</p> <p>点 ア Aから 196 度 100 メートルの点</p> <p>イ Cから 198 度 180 メートルの点</p> <p>ウ BからD見通し線とCから 198 度見通し線との交点</p>	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠養殖業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで	個別漁業権	宇和島市 (津島町、 吉田町、同三浦及び 旧宇和海村地区を除 く)	別記 2 及び 4 のとおり
宇珠区第 186号	宇和島市平 浦地先	<p>Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線とによって囲ま れた区域</p> <p>基点 A 宇和島市平浦新 24 番地 1 新田ニワトリ 砦の標識</p> <p>B 宇和島市平浦新 27 番地 1 新田東北角の標識</p> <p>C 宇和島市平浦横網代 916 番地 9 新田標識</p> <p>D 宇和島市蔵居浦 14 番地 3 の標識</p> <p>点 ア Aから 196 度 100 メートルの点</p> <p>イ Bから 128 度 30 分 90 メートルの点</p> <p>ウ CからD見通し 70 メートルの点</p>	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠養殖業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで	個別漁業権	宇和島市 (津島町、 吉田町、同三浦及び 旧宇和海村地区を除 く)	別記 2 及び 4 のとおり
宇珠区第 187号	宇和島市蔵 地先	<p>Aア、アイ、イウ、ウエ及びエの5直線とAE間の最大低潮時海岸線とによっ て囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市蔵と同市三浦との最大低潮時海岸線における境界</p> <p>B 宇和島市蔵大谷鼻突端</p> <p>C 宇和島市蔵大谷東標識</p> <p>D 宇和島市蔵居浦 14 番地 3 の標識</p> <p>E 宇和島市平浦横網代 916 番地 9 新田標識</p>	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠養殖業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで	個別漁業権	宇和島市 (津島町、 吉田町、同三浦及び 旧宇和海村地区を除 く)	別記 2 及び 4 のとおり



宇珠区第 188号	宇和島市九 島地先	F 宇和島市平浦 916 番地 5 新田西端 点 ア Aから 304 度 170 メートルの点 イ Bから 304 度 80 メートルの点 ウ Cから F 見通し 200 メートルの点 エ Dから E 見通し 95 メートルの点  アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの 5 直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市九島真坂南標識 B 宇和島市九島小真坂鼻 点 ア Aから 宇和島市小池島首島北端見通し 60 メートルの点 イ Aから 宇和島市小池島首島北端見通し 570 メートルの点 ウ Bから 宇和島市小浜琵琶ヶ島北端見通し 400 メートルの点 エ Bから 宇和島市小浜琵琶ヶ島北端見通し 260 メートルの点 オ Bから 313 度 260 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	個別漁業権	宇和島市 (津島町、 吉田町、同三浦及び 旧宇和海村地区を除 く)	別記 2 及び 4 のとおり
宇珠区第 189号	宇和島市九 島裏地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの 7 直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市九島アイノ谷の標識 B 宇和島市九島真坂鼻双磔架端 点 ア Aから 303 度 140 メートルの点 イ Aから 303 度 640 メートルの点 ウ Bから 宇和島市吉田町野島島頂見通し 600 メートルの点 エ Bから 223 度 690 メートルの点 オ Bから 宇和島市小池島首島北端見通し 550 メートルの点 カ Bから 宇和島市小池島首島北端見通し 80 メートルの点 キ Bから 宇和島市吉田町野島島頂見通し 80 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	個別漁業権	宇和島市 (津島町、 吉田町、同三浦及び 旧宇和海村地区を除 く)	別記 2 及び 4 のとおり
宇珠区第 190号	宇和島市三 浦無月地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエ C の 5 直線と A C 間の最大低潮時海岸線から 10 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦と同市蔵との最大高潮時海岸線における境界 B 宇和島市三浦無月崎埋立地南角 C 宇和島市三浦無月川河口右岸端	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	個別漁業権	宇和島市三浦	別記 2 及び 4 のとおり

宇珠区第 191号	宇和島市三 浦無月地先	点 ア Aから275度200メートルの点 イ Bから宇和島市三浦山崎鼻見通し200メートルの点 ウ Bから宇和島市三浦山崎鼻見通し400メートルの点 エ Cから宇和島市三浦深浦真谷見通し650メートルの点 Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線 とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦無月川河口右岸端 B 宇和島市三浦船隠川河口右岸端から護岸沿い北へ50メートルの標識 点 ア Aから宇和島市三浦深浦真谷見通し650メートルの点 イ Bから宇和島市三浦小外鼻見通し270メートルの点 Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線 とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦赤崎鼻 B 宇和島市三浦鶴神鼻 点 ア Aから宇和島市三浦無月崎埋立地南角見通し180メートルの点 イ Bから宇和島市三浦西新2番地南角見通し170メートルの点 Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とA C間の最大低潮時海岸線から10メー ルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦西3190番地南端の標識 B 宇和島市三浦西新2番地南角 C 宇和島市三浦おしめ鼻 点 ア Aから宇和島市三浦鶴神鼻より東へ護岸沿い90メートルの標識見通 し150メートルの点 イ Bから宇和島市三浦赤崎鼻見通し150メートルの点 ウ Cから宇和島市三浦東1761番地南角見通し100メートルの点 Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線 とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦おしめ鼻から海岸線沿い北西へ70メートルの標識	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市三浦	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 192号	宇和島市三 浦豊浦地先	点 Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線 とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦赤崎鼻 B 宇和島市三浦鶴神鼻 点 ア Aから宇和島市三浦無月崎埋立地南角見通し180メートルの点 イ Bから宇和島市三浦西新2番地南角見通し170メートルの点 Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とA C間の最大低潮時海岸線から10メー ルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦西3190番地南端の標識 B 宇和島市三浦西新2番地南角 C 宇和島市三浦おしめ鼻 点 ア Aから宇和島市三浦鶴神鼻より東へ護岸沿い90メートルの標識見通 し150メートルの点 イ Bから宇和島市三浦赤崎鼻見通し150メートルの点 ウ Cから宇和島市三浦東1761番地南角見通し100メートルの点 Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線 とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦おしめ鼻から海岸線沿い北西へ70メートルの標識	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市三浦	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 193号	宇和島市三 浦豊浦地先	点 Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とA C間の最大低潮時海岸線から10メー ルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦西3190番地南端の標識 B 宇和島市三浦西新2番地南角 C 宇和島市三浦おしめ鼻 点 ア Aから宇和島市三浦鶴神鼻より東へ護岸沿い90メートルの標識見通 し150メートルの点 イ Bから宇和島市三浦赤崎鼻見通し150メートルの点 ウ Cから宇和島市三浦東1761番地南角見通し100メートルの点 Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線 とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦おしめ鼻から海岸線沿い北西へ70メートルの標識	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市三浦	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 194号	宇和島市三 浦豊浦地先	点 Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線 とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦赤崎鼻 B 宇和島市三浦鶴神鼻 点 ア Aから宇和島市三浦無月崎埋立地南角見通し180メートルの点 イ Bから宇和島市三浦西新2番地南角見通し170メートルの点 Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とA C間の最大低潮時海岸線から10メー ルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦西3190番地南端の標識 B 宇和島市三浦西新2番地南角 C 宇和島市三浦おしめ鼻 点 ア Aから宇和島市三浦鶴神鼻より東へ護岸沿い90メートルの標識見通 し150メートルの点 イ Bから宇和島市三浦赤崎鼻見通し150メートルの点 ウ Cから宇和島市三浦東1761番地南角見通し100メートルの点 Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線 とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦おしめ鼻から海岸線沿い北西へ70メートルの標識	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市三浦	別記2及び 4のとおり

宇珠区第 195号	宇和島市三浦徳利渚沖鼻 点 ア Aから宇和島市三浦高松鼻見通し200メートルの点 イ Bから宇和島市平浦下手先見通し270メートルの点	宇和島市三浦豊浦地先	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市三浦	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 196号	B 宇和島市三浦徳利渚沖鼻 点 ア Aから宇和島市平浦下手先見通し650メートルの点 イ Dから宇和島市平浦地の間鼻見通し600メートルの点 ウ Bから宇和島市平浦下手先見通し50メートルの点 エ Cから宇和島市平浦下手先見通し50メートルの点 Aア、アイ及びイDの3直線とAD間の最大低潮時海岸線から10メートルの線 とによって囲まれた区域。ただし、Bウ、ウエ及びエCの3直線によって囲まれた 区域を除く。 基点 A 宇和島市三浦徳利渚沖鼻 B 宇和島市三浦長渚鼻北端 C 宇和島市三浦尾崎鼻突端から海岸線沿い東へ100メートルの標識 D 宇和島市尾崎鼻突端	宇和島市三浦尾崎地先	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市三浦	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 197号	Aア、アイ及びイBの3直線とAE間の最大低潮時海岸線から20メートルの線 とによって囲まれた区域。ただし、Bウ、ウC及びC Dの3直線によって囲まれた 区域を除く。 基点 A 宇和島市三浦尾崎鼻 B 宇和島市三浦梨ノ木鼻西端 C 宇和島市三浦寺ヶ鼻西南端 D 宇和島市三浦すべんとう突端 E 宇和島市みかん鼻 点 ア Aから宇和島市三浦山崎鼻見通し150メートルの点 イ Eから宇和島市三浦安米崎見通し560メートルの点 ウ Cから宇和島市三浦安米崎落渚の標識見通し100メートルの点 Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線 とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦名切崎	宇和島市三浦大内地先	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市三浦	別記2及び 4のとおり

宇珠区第 198号	宇和島市三 浦安米地先	B 宇和島市三浦西新10番地前護岸標識 点 ア から宇和島市三浦尾崎御伊勢神社見通し200メートルの点 イ Bから宇和島市三浦西440番地東角の標識見通し210メートルの点 Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とA・C間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦西440番地東角の標識 B 宇和島市三浦安米崎落着の標識 C 宇和島市三浦ヨタゴ鼻 点 ア から宇和島市三浦名切崎見通し225メートルの点 イ Bから宇和島市三浦竹ヶ鼻見通し200メートルの点 ウ Cから宇和島市三浦寺ヶ鼻見通し200メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市三浦	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 199号	宇和島市三 浦安米地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA・B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線 とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦山崎鼻北端から海岸線沿い南へ100メートルの標識 B 宇和島市三浦ヨタゴ鼻東端 点 ア から105度460メートルの点 イ Bから宇和島市三浦寺ヶ鼻見通し200メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市三浦	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 200号	宇和島市三 浦安米地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とA・B間の最大低潮時海岸線から10メートル の線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦山崎鼻東端から南へ海岸線沿い100メートルの標識 B 宇和島市三浦と同市遊子との最大高潮時海岸線における境界(山崎 鼻) 点 ア から105度460メートルの点 イ アから宇和島市鳥首島見通し590メートルの点 ウ Bから宇和島市高島西端見通し550メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市三浦	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 201号	宇和島市下 波地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産研究センター前の護岸の北東端角 に設置された金属板	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市下波	別記2及び 4のとおり

宇珠区第 202号	宇和島市下 波地先	点 ア Aから29度18分47秒990メートルの点 イ Aから11度02分41秒1,130メートルの点 ウ Aから15度14分15秒1,277メートルの点 エ Aから31度19分35秒1,125メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波とびの子鼻に設置された金属鈹 点 ア Aから141度15分26秒107メートルの点 イ Aから53度27分44秒72メートルの点 ウ Aから54度41分24秒161メートルの点 エ Aから117度29分02秒165メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市下波	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 203号	宇和島市下 波地先	点 ア Aから169度39分47秒169メートルの点 イ Aから128度52分08秒68メートルの点 ウ Aから110度04分52秒142メートルの点 エ Aから143度32分09秒209メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波4790番地先島津竜王防波堤先端の岩場に設置された金 属鈹 点 ア Aから169度39分47秒169メートルの点 イ Aから128度52分08秒68メートルの点 ウ Aから110度04分52秒142メートルの点 エ Aから143度32分09秒209メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市下波	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 204号	宇和島市下 波地先	点 ア Aから260度09分25秒205メートルの点 イ Aから276度46分41秒301メートルの点 ウ Aから359度22分03秒440メートルの点 エ Aから22度51分03秒362メートルの点 オ Aから338度28分53秒98メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市島津隧道坑口より南へ60メートルに設置された金属鈹	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市下波	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 205号	宇和島市下 波地先	点 ア Aから358度835メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産研究センター前の護岸の北東端角 に設置された金属鈹	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市下波	別記2及び 4のとおり

宇珠区第 206号	宇和島市遊 子地先	イ Aから348度1,025メートルの点 ウ Aから356度45分1,140メートルの点 エ Aから6度45分970メートルの点 Aア及びBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域。た だし、宇和島市遊子明越棧橋南端から同市島首南端見通し線の北側航路幅50メ ートルの区域を除く。 基点 A 宇和島市遊子島網代鼻 B 宇和島市遊子5386番地前護岸の標識 点 ア Aから宇和島市遊子梅崎鼻見通し線とBから同市遊子6129番地(二 並島)東端見通し線との交点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市遊子	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 207号	宇和島市遊 子地先	Aア、アイ及びBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区 域。ただし、ウエを結ぶ線の東側航路幅50メートルの区域を除く。 基点 A 宇和島市遊子寺崎鼻 B 宇和島市遊子島網代鼻 C 宇和島市遊子山崎鼻 点 ア Aから宇和島市島首北端見通し線とCから同市遊子6129番地(二 並島)西端見通し線との交点 イ Cから宇和島市遊子二並島西端150メートルの点 ウ Bからイへ50メートルの点 エ Aからアへ300メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市遊子	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 208号	宇和島市遊 子地先	Aア、アイ及びBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区 域 基点 A 宇和島市遊子小矢の浦鼻 B 宇和島市遊子小矢の浦作業団地護岸西端の標識 点 ア Aから宇和島市遊子梅崎鼻見通し150メートルの点 イ Bから宇和島市遊子鶏小島西端見通し150メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市遊子	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 209号	宇和島市遊 子地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子6128番地(二並島)南東端	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市遊子	別記2及び 4のとおり

宇珠区第 210号	宇和島市遊 子高島地先	<p>B 宇和島市遊子高島西端 点 ア Aから140度350メートルの点 イ Bから185度520メートルの点 ウ Bから165度810メートルの点 エ Bから145度710メートルの点 オ Bから141度1,080メートルの点 カ Aから140度1,100メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カギ及びキクの7直線とAC間の最大低潮時海岸線から100メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市遊子高島東端 B 宇和島市遊子高島家島東端 C Aから海岸線沿い南へ60メートルの点</p> <p>点 ア Aから宇和島市吉田町龍王鼻(立目鼻)西端見通し100メートルの点 イ Aから宇和島市吉田町龍王鼻(立目鼻)西端見通し850メートルの点 ウ Aから宇和島市小高島頂見通し630メートルの点 エ Aから140度480メートルの点 オ Bから110度420メートルの点 カ Bから24度190メートルの点 キ Aから180度75メートルの点 ク Aから159度120メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市遊子	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 211号	宇和島市遊 子高島地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市遊子高島西端 点 ア Aから300度30分1,030メートルの点 イ Aから344度1,090メートルの点 ウ Aから352度850メートルの点 エ Aから294度775メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市遊子	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 212号	宇和島市遊 子地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市遊子おもてん田鼻東端の標識</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市遊子	別記2及び 4のとおり

宇珠区第 213号	宇和島市蔦 淵地先	<p>B 宇和島市遊子美地島西端 点 ア Aから6度385メートルの点 イ Bから310度200メートルの点 ウ Bから212度165メートルの点 エ Aから44度30分150メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵2092番地落の鼻先端 B 宇和島市蔦淵2224番地美砂子護岸の南角標識 点 ア Aから宇和島市下波仏磐岩場金属鉱見通し70メートルの点 イ Bから宇和島市下波竜王鼻見通し250メートルの点 ウ Bから宇和島市下波竜王鼻見通し20メートルの点 エ Aから宇和島市下波仏磐岩場金属鉱見通し20メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市蔦淵	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 214号	宇和島市蔦 淵地先	<p>アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵2053番地西角標識 B Aから81度72メートルの標識 C 宇和島市蔦淵2091番地押抜先端 点 ア Aから宇和島市蔦淵275番地千磔見通し20メートルの点 イ Aから宇和島市蔦淵275番地千磔見通し100メートルの点 ウ Bから25度120メートルの点 エ Cから25度100メートルの点 オ Cから25度20メートルの点 カ Bから25度40メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市蔦淵	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 215号	宇和島市蔦 淵地先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区 域 基点 A 宇和島市蔦淵1994番地新浜作業場西角の標識 B 宇和島市蔦淵1994番地新浜作業場東角の標識 点 ア Aから宇和島市蔦淵1030番地真珠貝作業場見通し40メートルの点 イ Bから宇和島市蔦淵452番地細木運河護岸の東角見通し30メートル</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市蔦淵	別記2及び 4のとおり



宇珠区第 216号	宇和島市蔦 淵地先	の点 Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区 域 基点 A 宇和島市蔦淵 1692 番地東角の標識 B 宇和島市蔦淵 1709 番地作業場西角の標識 点 ア Aから宇和島市蔦淵 1045 番地真珠作業場南角見通し 50メートルの点 イ Bから宇和島市蔦淵 1009 番地北角見通し 85メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市蔦淵	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 217号	宇和島市蔦 淵地先	の点 Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区 域 基点 A 宇和島市蔦淵 1074-2 番地前護岸南角 B Aから護岸沿い北へ15メートルの標識 点 ア Aから宇和島市蔦淵 1993 番地宿の浦はいたか神社見通し 40メートル の点 イ Bから宇和島市蔦淵 1071 番地北角見通し 35メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市蔦淵	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 218号	宇和島市蔦 淵地先	の点 Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区 域 基点 A 宇和島市蔦淵 1074-2 番地前護岸南角から護岸沿い北へ15メートル の標識 B 宇和島市蔦淵 1068 番地前護岸南角の標識 点 ア Aから宇和島市蔦淵 1993 番地宿の浦はいたか神社見通し 35メートル の点 イ Bから宇和島市蔦淵 2033 番地西角見通し 35メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市蔦淵	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 219号	宇和島市蔦 淵地先	の点 Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区 域 基点 A 宇和島市蔦淵 1043 番地北角前護岸の標識 B 宇和島市蔦淵 1068 番地北角前護岸の標識 点 ア Aから宇和島市蔦淵 2011 番地神明神社見通し 55メートルの点 イ Bから宇和島市蔦淵 2033 番地西角見通し 50メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市蔦淵	別記2及び 4のとおり

宇珠区第 220号	宇和島市蔦 淵地先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市蔦淵917番地西角の標識 B 宇和島市蔦淵948番地東角の標識</p> <p>点 ア Aから宇和島市蔦淵515-7番地天神鼻護岸の北角見通し50メートルの点 イ Bから宇和島市蔦淵452番地細木運河護岸の西角見通し40メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市蔦淵	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 221号	宇和島市蔦 淵地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市蔦淵189番地石原鼻 B Aから南東へ海岸線沿い、680メートルの標識</p> <p>点 ア Aから220度390メートルの点 イ Aから220度270メートルの点 ウ Bから220度480メートルの点 エ Bから220度600メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市蔦淵	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 222号	宇和島市蔦 淵地先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市蔦淵976番地作業場西角前護岸の標識 B 宇和島市蔦淵977番地作業場北角前護岸の標識</p> <p>点 ア Aから宇和島市蔦淵515-7番地天神鼻埋立護岸西角見通し28メートルの点 イ Bから宇和島市蔦淵515-7番地天神鼻埋立護岸西角から海岸線沿い東へ32メートルの標識見通し28メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市蔦淵	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 223号	宇和島市蔦 淵地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市蔦淵215番地小池東端の碇 B 宇和島市蔦淵189番地石原鼻から海岸線沿い東へ660メートルの標識</p> <p>点 ア Aから碇の浦1827番地庵寺見通し670メートルの点 イ Aから碇の浦1827番地庵寺見通し550メートルの点 ウ Bから220度700メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市蔦淵	別記2及び 4のとおり

宇珠区第 224号	宇和島市蔭 淵地先	エ Bから220度820メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵215番地小池東端の磐 B 宇和島市蔭淵189番地石原鼻から海岸線沿い東へ720メートルの標識 点 ア Aから宿の浦1827番地庵寺見通し870メートルの点 イ Aから宿の浦1827番地庵寺見通し750メートルの点 ウ Bから220度890メートルの点 エ Bから220度1,010メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市蔭淵	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 225号	宇和島市蔭 淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波大池鼻の磐南端 B 宇和島市下波黒崎鼻の磐南端 点 ア Aから宇和島市蔭淵2225番地美砂子鼻見通し130メートルの点 イ Aから宇和島市蔭淵2225番地美砂子鼻見通し302メートルの点 ウ Bから宇和島市蔭淵大鶴留止島島頂見通し312メートルの点 エ Bから宇和島市蔭淵大鶴留止島島頂見通し140メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市蔭淵	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 226号	宇和島市蔭 淵地先	Aア、アイ、イウ及びウAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵2353番地ゴンジロ鼻突端 点 ア Aから180度140メートルの点 イ Aから228度370メートルの点 ウ Aから259度336メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市蔭淵	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 227号	宇和島市戸 島地先	Aア及びABの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とよ って囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島赤崎岩 B 宇和島市戸島権現神社島居前 点 ア Aから宇和島市蔭淵黒島東端見通し230メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市戸島	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 228号	宇和島市戸 島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島丸山標識 B 宇和島市戸島大内浦標識	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市戸島	別記2及び 4のとおり

宇珠区第 229号	宇和島市津 島町北灘福 浦地先	点 ア Aから145度190メートルの点 イ Aから145度290メートルの点 ウ Bから145度430メートルの点 エ Bから145度330メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘福浦キワタジリの標識 B 宇和島市津島町北灘福浦中水谷の標識 点 Aから宇和島市津島町北灘福浦明神石垣中央見通し140メートルの 点 イ Aから宇和島市津島町北灘福浦明神石垣中央見通し30メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘福浦サザエ碇見通し100メートルの点 エ Bから宇和島市津島町北灘福浦サザエ碇見通し200メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市津島町北灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 230号	宇和島市津 島町北灘福 浦地先	Bア、アイ及びイAの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線 とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘福浦須ヶ鼻 B Aから海岸線沿い南へ50メートルの標識 点 Aから宇和島市津島町北灘福浦川口左岸端見通し100メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘福浦キワタジリ護岸中央の標識見通し90 メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市津島町北灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 231号	宇和島市津 島町北灘地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘大日提防波堤北側突端 B 宇和島市津島町北灘内の須口東側突端 点 Aから宇和島市津島町北灘坪浦鼻見通し100メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘坪浦鼻見通し550メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘第4号5の8(愛媛県漁業協同組合北灘支 所)集荷場北角見通し700メートルの点 エ Bから宇和島市津島町北灘第4号5の8(愛媛県漁業協同組合北灘支 所)集荷場北角見通し250メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市津島町北灘	別記2及び 4のとおり

宇珠区第 232号	宇和島市津 島町北灘地 先	Aア及びBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線及び同海岸線から30メートル の線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘大日提防波堤北側突端 B 宇和島市津島町北灘内の須口東側突端 点 ア Aから宇和島市津島町北灘坪浦鼻見通し30メートルの点 イ Bから宇和島市津島町北灘第4号5の8(愛媛県漁業協同組合北灘支 所)集荷場北角見通し30メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市津島町北灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 233号	宇和島市津 島町北灘地 先	Aア及びBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線及び同海岸線から30メートル の線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘旧宇和島市立南部小学校正門から海岸線沿い南 へ70メートルの標識 B 宇和島市津島町北灘小日提小梅谷灘北角 点 ア AからB見通し30メートルの点 イ BからA見通し30メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市津島町北灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 234号	宇和島市津 島町北灘地 先	Aア、アイ、イウ及びウ Cの4直線とA C間の最大低潮時海岸線から30メートル の線とによって囲まれた区域。ただし、エオ、オカ、カ及びキエの4直線によ って囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町北灘丁1445番地の8地先地下水吸水構から東へ直 線で10メートルの標識 B 宇和島市津島町北灘岩ノ元標識 C 宇和島市津島町北灘黒滝標識 点 ア Aから宇和島市津島町北灘稲ヶ窪見通し300メートルの点 イ Bから宇和島市津島町北灘牛の浦鼻見通し300メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町北灘恵美須鼻見通し400メートルの点 エ Aから宇和島市津島町北灘稲ヶ窪見通し80メートルの点 オ Aから宇和島市津島町北灘稲ヶ窪見通し146メートルの点 カ Cから宇和島市津島町北灘恵美須鼻見通し300メートルの点 キ Cから宇和島市津島町北灘恵美須鼻見通し250メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市津島町北灘	別記2及び 4のとおり

宇珠区第 235号	宇和島市津 島町北灘地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から50メートルの線 とによって囲まれた区域。ただし、ウエ、エオ、オカ及びカウの4直線によって囲 まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町北灘黒滝標識 B 宇和島市津島町北灘柏崎鼻 点 ア Aから宇和島市津島町北灘恵美須鼻見通し360メートルの点 イ Bから宇和島市津島町北灘瀬の下鼻見通し300メートルの点 ウ Aから宇和島市津島町北灘恵美須鼻見通し250メートルの点 エ Aから宇和島市津島町北灘恵美須鼻見通し300メートルの点 オ Bから宇和島市津島町北灘瀬の下鼻見通し250メートルの点 カ Bから宇和島市津島町北灘瀬の下鼻見通し200メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市津島町北灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 236号	宇和島市津 島町北灘地 先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエBの5直線とA B間の最大低潮時海岸線から50 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘羽釜鼻 B 宇和島市津島町北灘大瀬鼻 点 ア Aから宇和島市津島町前島頂見通し570メートルの点 イ Bから193度965メートルの点 ウ Bから135度365メートルの点 エ Bから宇和島市津島町前島頂見通し60メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市津島町北灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 237号	宇和島市津 島町田之浜 地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から50メートルの線 とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町田之浜ハガマの鼻 B 宇和島市津島町田之浜小水谷の鼻 点 ア Aから宇和島市津島町成由良小学校校成本校体育館東端見通し250メ ートルの点 イ Bから宇和島市津島町成船越運河灯台見通し200メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 238号	宇和島市津 島町曾根地	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線 とによって囲まれた区域。ただし、ウエ、エオ、オカ及びカウの4直線によって囲	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び 4のとおり

宇珠区第239号	宇和島市津島町曾根中瀬の標識 基点 A 宇和島市津島町曾根中瀬の標識 B 宇和島市津島町ウドの鼻 点 ア Aから宇和島市津島町裸島西端見通し750メートルの点 イ Bから宇和島市津島町前島東端見通し700メートルの点 ウ Aから宇和島市津島町裸島西端見通し250メートルの点 エ Aから宇和島市津島町裸島西端見通し350メートルの点 オ Bから宇和島市津島町前島東端見通し300メートルの点 カ Bから宇和島市津島町前島東端見通し200メートルの点	宇和島市津島町曾根地先	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	個別漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第240号	アイ、ウ、エ及びアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町曾根大迫の鼻突端 B 宇和島市津島町曾根防波堤付根 点 ア Aから151度250メートルの点 イ Aから151度430メートルの点 ウ Bから176度30分130メートルの点 エ Bから176度30分30メートルの点	宇和島市津島町曾根地先	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	個別漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第241号	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町曾根棧橋付根中央 B 宇和島市津島町脇544番地住宅南角前護岸標識 点 ア Aから153度30分90メートルの点	宇和島市津島町曾根地先	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	個別漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第	アイ、ウ、エ、オ及びアの5直線によって囲まれた区域	宇和島市津島町曾根地先	第1種区画漁業	1月1日から12月31日まで	個別漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり

242号	島町脇地先	<p>基点 A 宇和島市津島町田尻広浦の鼻北端</p> <p>B 宇和島市津島町田尻中瀬の標識</p> <p>点 ア Aから356度58分110メートルの点</p> <p>イ Aから56度45分125メートルの点</p> <p>ウ Aから82度30分85メートルの点</p> <p>エ Bから311度見通し50メートルの点</p> <p>オ Bから311度見通し100メートルの点</p>	(真珠養殖業)	月31日まで	個別漁業権	宇和島市津島町下灘	4のとおり
宇珠区第243号	宇和島市津島町田尻地先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とA・B間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町田尻広浦コンクリート護岸東端</p> <p>B 宇和島市津島町田尻広浦越の鼻</p> <p>点 ア 宇和島市津島町裸西端見通し280メートルの点</p> <p>イ 宇和島市津島町北灘庄の島西端見通し320メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	個別漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第244号	宇和島市津島町田尻地先	<p>Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキCの8直線とA・C間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町田尻120番地住宅北東角</p> <p>B 宇和島市津島町田尻126番地住宅中央護岸標識</p> <p>C 宇和島市津島町田尻曾根殿神社前護岸標識</p> <p>D 宇和島市津島町田尻丸ハエの鼻</p> <p>E 宇和島市津島町田尻広浦越の鼻</p> <p>点 ア Aから宇和島市津島町北灘黒ハエの鼻見通し240メートルの点</p> <p>イ Bから宇和島市津島町北灘黒ハエの鼻見通し270メートルの点</p> <p>ウ Bから宇和島市津島町北灘黒ハエの鼻見通し425メートルの点</p> <p>エ Dから宇和島市津島町北灘柏崎(沖側)山頂見通し300メートルの点</p> <p>オ Eから宇和島市津島町北灘庄の島西端見通し320メートルの点</p> <p>カ Eから宇和島市津島町北灘庄の島西端見通し80メートルの点</p> <p>キ Cから宇和島市津島町田尻外浦防波堤先端見通し70メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	個別漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第	宇和島市津	Aア、アイ、イD、Dウ及びウBの5直線とA・B間の最大低潮時海岸線から10	第1種区画漁業	1月1日から12	個別漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び



245号	島町 風地 先	メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町田風ハンノ 鼻北東角 B 宇和島市津島町田風ハンノ 鼻北西角 C 宇和島市津島町田風外の浦防波堤東側付根 D 宇和島市津島町田風外の浦防波堤東側先端 点 ア Aから 49 度 30 分 70 メートルの点 イ Dから 61 度 50 メートルの点 ウ Cから D見通し 40 メートルの点	(真珠養殖業)	月 31 日まで	個別漁業権	宇和島市津島町下灘	4 のとおり
宇珠区第 246号	宇和島市津 島町 泥目水 地先	メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町泥目水中シヨウウヅの標識 B 宇和島市津島町泥目水中瀬 C 宇和島市津島町泥目水エボシ鼻 D 宇和島市津島町泥目水消防詰所前護岸北角 点 ア Aから 298 度 45 分 150 メートルの点 イ Aから 298 度 45 分 250 メートルの点 ウ Cから 206 度 30 分 360 メートルの点 エ Dから 203 度 560 メートルの点 オ Dから 203 度 310 メートルの点 カ Cから 206 度 30 分 100 メートルの点 キ Bから 250 度 60 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	個別漁業権	宇和島市津島町下灘	別記 2 及び 4 のとおり
宇珠区第 247号	宇和島市津 島町 泥目水 地先	メートルの線とによって囲まれた区域 Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカCの7直線とA C間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町泥目水西ヶ坂防波堤南西角先端 B 宇和島市津島町泥目水7番35 (愛媛県漁業協同組合下灘支所真珠貝研究所) 護岸の西端 C 宇和島市津島町泥目水7番35 (愛媛県漁業協同組合下灘支所真珠貝研究所) 護岸の南角 D 宇和島市津島町泥目水城のコンクリート護岸北端	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	個別漁業権	宇和島市津島町下灘	別記 2 及び 4 のとおり

宇珠区第 248号	宇和島市津 島町泥目水 地先	<p>E 宇和島市津島町泥目水黒滝の頂点</p> <p>点 ア Aから111度40分220メートルの点</p> <p>イ Bから202度30分400メートルの点</p> <p>ウ Eから259度30分400メートルの点</p> <p>エ Eから259度30分80メートルの点</p> <p>オ Dから241度60メートルの点</p> <p>カ Cから187度30分50メートルの点</p> <p>Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カギ及びびAの8直線によって囲まれた</p> <p>区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町泥目水ウバハエ</p> <p>B 宇和島市津島町泥目水立ノエ北端の標識</p> <p>C 宇和島市津島町泥目水上溝鼻</p> <p>D 宇和島市津島町泥目水下溝鼻</p> <p>点 ア Aから338度300メートルの点</p> <p>イ Bから308度10分400メートルの点</p> <p>ウ Dから233度30分350メートルの点</p> <p>エ Dから233度30分100メートルの点</p> <p>オ Cから264度100メートルの点</p> <p>カ Bから308度10分100メートルの点</p> <p>キ Bから308度10分50メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 249号	宇和島市津 島町坪井地 先	<p>Aア、アイ、イウ及びびウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線から40メート ルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇区第148号の区域を除く。</p> <p>基点 A 宇和島市津島町坪井曾根崎西角</p> <p>B 宇和島市津島町坪井曾根崎東角</p> <p>C 宇和島市津島町坪井黒鼻</p> <p>点 ア Aから宇和島市津島町平サジヶ浦見通し500メートルの点</p> <p>イ Bから宇和島市津島町曲島州鼻見通し540メートルの点</p> <p>ウ Cから宇和島市津島町曲島引鼻見通し730メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び 4のとおり

宇珠区第 250号	宇和島市津 島町坪井地 先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによ って囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町坪井下刈谷引揚上ノ道標識 B 宇和島市津島町坪井下刈谷鼻 点 ア Aから91度40分の線とBから3度の線との交点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 251号	宇和島市津 島町坪井地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線 とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町坪井下刈谷福島鼻 B 宇和島市津島町坪井中鼻 点 ア Aから87度240メートルの点 イ Bから91度200メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 252号	宇和島市津 島町嵐地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオBの6直線とAB間の最大低潮時海岸線か ら10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Cの最大低潮時海岸線から 10メートルの線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町嵐小島の谷中央の標識 B 宇和島市津島町嵐慶ヶ浦676番地の1(愛媛県漁業協同組合下灘支所 作業場)の東角 C 宇和島市津島町嵐小島の島頂 点 ア Aから239度15分の線とCから338度30分の線との交点 イ Aから239度30分300メートルの点 ウ Cから211度140メートルの点 エ Cから159度100メートルの点 オ Bから165度50メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 253号	宇和島市津 島町嵐地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線 とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町嵐ハゲの鼻 B 宇和島市津島町嵐番外乙1番地前護岸の標識 点 ア Aから342度30分110メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び 4のとおり

宇珠区第 254号	宇和島市津 島町針木地 先	イ Bから 338度 30分 160メートルの点 Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線 とによって囲まれた区域。ただし、Cウ、ウエ及びエDの3直線と最大低潮時海岸 線から20メートルの線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町針木大場の鼻標識 B 宇和島市津島町針木高立黒岩の標識 C 宇和島市津島町針木大波の浜 259番地の1地先大波の浜埋立地北端 から護岸沿い南へ12メートルの標識 D Cから護岸沿い南へ85メートルの標識 点 ア Aから 238度 180メートルの点 イ Bから 222度 270メートルの点 ウ Cから 240度 30分 220メートルの点 エ Dから 233度 210メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 255号	宇和島市津 島町針木地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線 とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町針木 76番地の2作業場西端の標識 B 宇和島市津島町浦知宮の鼻標識 点 ア Aから 247度 30分 60メートルの点 イ Bから 254度 70メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 256号	宇和島市津 島町浦知地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線 とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町浦知防波堤西側付根 B 宇和島市津島町浦知 431番地前護岸の標識 点 ア Aから 宇和島市津島町柿の浦松ヶ鼻見通し 140メートルの点 イ Bから 宇和島市津島町須下崎見通し 220メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 257号	宇和島市津 島町塩定地 先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とA C間の最大低潮時海岸線から 10 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町浦知川河口左岸端	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び 4のとおり

宇珠区第 258号	宇和島市津 島町柿の浦 地先	<p>B 宇和島市津島町塩定竜王鼻</p> <p>C 宇和島市津島町塩定広笠中央の標識</p> <p>点 Aから宇和島市津島町針木公民館東端見通し100メートルの点</p> <p>イ Bから宇和島市津島町針木宮の鼻見通し160メートルの点</p> <p>ウ Bから宇和島市津島町坪井マサカリ鼻見通し250メートルの点</p> <p>エ Cから宇和島市津島町下灘由良神社護岸西端見通し250メートルの点</p> <p>点</p> <p>Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町塩定広笠中央の標識</p> <p>B 宇和島市津島町柿の浦 770番地の2住宅前標識</p> <p>点 Aから宇和島市津島町下灘由良神社石垣西端見通し250メートルの点</p> <p>点</p> <p>イ Bから宇和島市津島町柿の浦鶴のクソ鼻見通し140メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 259号	宇和島市津 島町柿の浦 地先	<p>Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオEの6直線とA E間の最大低潮時海岸線から10メートルの線及びEカ及びカFの2直線とEF間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町柿の浦久保浦 758番地西南端前護岸標識</p> <p>B 宇和島市津島町柿の浦 743番地の1作業場南角前護岸標識</p> <p>C 宇和島市津島町柿の浦 706番地作業場北角前護岸標識</p> <p>D 宇和島市津島町柿の浦永ヶ平護岸中央標識</p> <p>E 宇和島市津島町柿の浦永ヶ平乙 78番地7前護岸東角</p> <p>F 宇和島市津島町柿の浦中鼻東端</p> <p>点 Aから261度30分55メートルの点</p> <p>イ Bから261度30分70メートルの点</p> <p>ウ Dから17度の線とC Eを結んだ線との交点</p> <p>エ Dから17度70メートルの点</p> <p>オ Eから358度50メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び 4のとおり

宇珠区第 260号	宇和島市津 島町曲島地 先	カ Fから110度100メートルの点 Aア、アイ、イウ、ウエ及びエBの5直線とA B間の最大低潮時海岸線から30 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町柿の浦松ヶ鼻 B Cから海岸線沿い東へ60メートルの標識 C 宇和島市津島町曲島ウス碁 点 ア Aか323度400メートルの点 イ Cから319度15分400メートルの点 ウ Cから319度15分250メートルの点 エ Bから329度15分250メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 261号	宇和島市津 島町曲島平 井地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキクの8直線とA E間の最大低 潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、サシ、シス、 スセ、セソ、ソタ及びタサの6直線によって囲まれた区域及びBコ、コケ及びケC の3直線とB C間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区 域を除く。 基点 A 宇和島市津島町大浦の浜中央標識 B 宇和島市津島町大浦引出しの鼻 C 宇和島市津島町曲島埋立地護岸北東角 D 宇和島市津島町曲島州鼻護岸付根から東へ34メートルの標識 E 宇和島市津島町曲島マト鼻 F 宇和島市津島町平井マトケ鼻 G 宇和島市津島町平井長碁の鼻 点 ア Aから347度630メートルの点 イ Dから9度45分370メートルの点 ウ Eから339度400メートルの点 エ Gから333度45分540メートルの点 オ Gから333度45分195メートルの点 カ Fから327度15分95メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び 4のとおり

宇珠区第 262号	宇和島市津 島町平井地 先	<p>キ Fから327度15分25メートルの点</p> <p>ク Eから339度20メートルの点</p> <p>ケ Cから0度30分120メートルの点</p> <p>コ Bから358度30分見通し115メートルの点</p> <p>サ Dから9度45分145メートルの点</p> <p>シ Dから9度45分245メートルの点</p> <p>ス Eから339度250メートルの点</p> <p>セ Fから327度15分250メートルの点</p> <p>ソ Fから327度15分150メートルの点</p> <p>タ Eから339度150メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び 4のとおり
		<p>Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キケ、ケコ及びコGの10直線と A B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線及びBク及びCの2直線とCG 間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町平井仏崎</p> <p>B 宇和島市津島町平井サンジロ鼻</p> <p>C Dから海岸線沿い西へ55メートルの標識</p> <p>D 宇和島市津島町平井白石の鼻</p> <p>E Dから海岸線沿い南へ100メートルの標識</p> <p>F 宇和島市津島町平井6番地前護岸標識</p> <p>G 宇和島市津島町平井14番地の1北角</p> <p>点 ア Aから356度100メートルの点</p> <p>イ Bから48度40分195メートルの点</p> <p>ウ Bから87度30分160メートルの点</p> <p>エ Bから86度236メートルの点</p> <p>オ Dから99度30分150メートルの点</p> <p>カ Eから103度150メートルの点</p> <p>キ Fから119度120メートルの点</p> <p>ク Bから58度30分70メートルの点</p>					

宇珠区第 263号	宇和島市津 島町成地先	ケ Fから119度150メートルの点 コ Gから111度30分155メートルの点 Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とよ って囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町成クワノサコ鼻南端標識 B 宇和島市津島町成赤崎西の鼻標識 点 ア Aから宇和島市津島町北灘福浦越見通し160メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 264号	宇和島市津 島町成地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カギ、クケ、クク、クケ、クケ、ココ、コサ及びびサE の12直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とB C間の最大低潮時 海岸線から20メートルの線及びC E間の最大低潮時海岸線から10メートルの線と によって囲まれた区域。 基点 A 宇和島市津島町成帆施25番地前護岸標識 B 宇和島市津島町成崎突端 C 宇和島市津島町成55番地天成冷蔵庫北角から護岸沿い北へ15メー ルの標識 D 宇和島市津島町成318番地1と同町成355番地との境界標識 E 宇和島市津島町成由良小学校成本校前護岸西角 点 ア Aから宇和島市津島町漁家弘崎見通し200メートルの点 イ Bから宇和島市津島町漁家弘崎見通し50メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町漁家弘崎見通し100メートルの点 エ Aから宇和島市津島町漁家弘崎見通し250メートルの点 オ Aから宇和島市津島町漁家弘崎見通し350メートルの点 カ Bから宇和島市津島町漁家旧防波堤先端見通し250メートルの点 キ Cから宇和島市津島町成城の鼻見通し140メートルの点 ク Cから宇和島市津島町成城の鼻見通し30メートルの点 ケ Dから宇和島市津島町小日提海岸護岸北端見通し30メートルの点 コ Dから宇和島市津島町小日提海岸護岸北端見通し180メートルの点 サ Eから宇和島市津島町泥目水西ヶ坂防波堤付根見通し250メートル	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び 4のとおり



		の点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 265号	宇和島市津 島町成地先	<p>の点</p> <p>Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオBの6直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町成地寺崎突端 B 宇和島市津島町成地菊野突端 C 宇和島市津島町成地帆懸21番地前南角の標識</p> <p>点 ア Aから17度30分200メートルの点 イ Bから55度250メートルの点 ウ Cから84度250メートルの点 エ Cから84度100メートルの点 オ Bから90度100メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 266号	宇和島市津 島町須下地 先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町須下64番地の6北端 B 宇和島市津島町須下64番地の6南角</p> <p>点 ア Aから295度85メートルの点 イ Bから292度105メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 267号	宇和島市津 島町須下地 先	<p>Aイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町須下148番地の3西角前護岸 B 宇和島市津島町須下148番地の3西角前護岸沿い西へ70メートルの標識</p> <p>点 ア Aから1度30分180メートルの点 イ Aから1度30分300メートルの点 ウ Bから355度30分280メートルの点 エ Bから355度30分160メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 268号	宇和島市津 島町須下地 先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町須下雲泊の浜南東角より北へ37メートルの標識</p>	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び 4のとおり

宇珠区第 269号	宇和島市津島町須下461番地東角前護岸標識 点 ア Aから68度30分135メートルの点 イ Bから69度145メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 270号	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町竹ヶ島中突堤北側付根から護岸沿い北へ8メートル の点(北緯33.10865、東経132.41580) B 宇和島市津島町竹ヶ島新突堤南側付根から護岸沿い南へ5メートル の点(北緯33.10949、東経132.41637) 点 ア Aから116度5メートルの点 イ Aから116度30メートルの点 ウ Bから116度30メートルの点 エ Bから116度5メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 271号	Aア、アイ、イウ及びイウの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から40メートルの線 とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町竹ヶ島弁天島2番岩中央 B 宇和島市津島町竹ヶ島高島東端 点 ア Aから158度45分400メートルの点 イ Bから191度45分300メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第	Aア、アイ、イウ及びイウの2直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域	第1種区画漁業	1月1日から12	個別漁業権	南宇和郡愛南町網	別記2及び

272号	南町家串地 先	基点 A 南宇和郡愛南町家串40番地(タンダ浜)東角の標識 B 南宇和郡愛南町家串小松鼻東標識 点 ア Aから170度200メートルの点	(真珠養殖業)	月31日まで		代、家串、柏、柏崎、 須ノ川、魚神山、平 磐及び油袋	4のとおり
宇珠区第 273号	南宇和郡愛 南町家串地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串小松鼻東標識 点 ア Aから128度70メートルの点 イ Aから98度210メートルの点 ウ Aから135度320メートルの点 エ Aから162度260メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	南宇和郡愛南町網 代、家串、柏、柏崎、 須ノ川、魚神山、平 磐及び油袋	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 274号	南宇和郡愛 南町家串地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串1123番地の標識 点 ア Aから282度60メートルの点 イ Aから282度120メートルの点 ウ Aから272度120メートルの点 エ Aから263度63メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	南宇和郡愛南町網 代、家串、柏、柏崎、 須ノ川、魚神山、平 磐及び油袋	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 275号	南宇和郡愛 南町家串地 先	Bア、アイ及びイCの3直線とBC間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区 域 基点 A 南宇和郡愛南町家串1266番地の2(若宮神社前)埋立地北角の標識 B Aから護岸海岸線沿い北東へ24メートルの標識 C Aから護岸海岸線沿い南西へ28メートルの標識 点 ア Bから337度44メートルの点 イ Cから337度56メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	南宇和郡愛南町網 代、家串、柏、柏崎、 須ノ川、魚神山、平 磐及び油袋	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 276号	南宇和郡愛 南町平磐地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区 域 基点 A 南宇和郡愛南町平磐外防波堤南側突端 B 南宇和郡愛南町平磐内防波堤北付根から北へ30メートルの標識 点 ア Aから90度60メートルの点 イ Bから90度150メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	南宇和郡愛南町網 代、家串、柏、柏崎、 須ノ川、魚神山、平 磐及び油袋	別記2及び 4のとおり

宇珠区第 277号	南宇和郡愛 南町平磐地 先	Aア、アイ、イウ及びウAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町平磐 668 番地 (立磐) の標識 点 ア Aから 180 度 600 メートルの点 イ アから 90 度 450 メートルの点 ウ Aから 90 度 450 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	個別漁業権	南宇和郡愛南町網 代、家串、柏、柏崎、 須ノ川、魚神山、平 磐及び油袋	別記 2 及び 4 のとおり
宇珠区第 278号	南宇和郡愛 南町御莊菊 川地先	Aア、アイ及びイGの3直線とAG間の最大低潮時海岸線から10メートルの線 によって囲まれた区域。ただし、BCの直線とBC間の最大低潮時海岸線とによ って囲まれた区域並びにDエ、エウ及びウFの3直線とDF間の最大低潮時海岸線 とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町御莊平山1 番地白洲中鼻 B 南宇和郡愛南町御莊菊川 1797 番地西角 C 南宇和郡愛南町御莊菊川 2236 番地3 南角 D 南宇和郡愛南町御莊菊川 2237 番地3 東端より海岸線沿い西へ100メ ートルの点 E 南宇和郡愛南町御莊菊川 2238 番地ドウシンノ鼻南西端 F 南宇和郡愛南町御莊菊川 2238 番地ドウシンノ北鼻突端 G 南宇和郡愛南町御莊菊川 2376 番地西角 点 ア Aから南宇和郡愛南町赤水宮ノ鼻見通し250メートルの点 イ Gから南宇和郡愛南町中浦町宮住宅見通し300メートルの点 ウ Eから南宇和郡愛南町高畑猿越中崎見通し150メートルの点 エ Dから南宇和郡愛南町高畑猿越東側防波堤基部見通し160メートル の点	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	個別漁業権	南宇和郡愛南町御莊 菊川、御莊平山、御 莊長洲、御莊平城、 御莊和口、御莊長月 及び御莊深泥	別記 2 及び 4 のとおり
宇珠区第 279号	南宇和郡愛 南町御莊菊 川地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区 域 基点 A 南宇和郡愛南町御莊菊川 2236 番地3 地先1号標識 B 南宇和郡愛南町御莊菊川 2236 番地3 地先2号標識 点 ア Aから 116 度 30 メートルの点 イ Bから 116 度 30 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	個別漁業権	南宇和郡愛南町御莊 菊川、御莊平山、御 莊長洲、御莊平城、 御莊和口、御莊長月 及び御莊深泥	別記 2 及び 4 のとおり

宇珠区第 280号	南宇和郡愛 南町御荘平 山地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、ユエ、エD及びCBの7直線とA B及びCD間の最大 低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Fオ、オカ 及びカGの3直線とF G間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町御荘平山 526 番地 平地 平山防波堤突端 B 南宇和郡愛南町御荘平山 262 番地 東角 C 南宇和郡愛南町御荘平山 7 番地 二又東鼻 D 南宇和郡愛南町御荘平山 5 番地 二又西鼻 E 南宇和郡愛南町御荘平山 1 番地 白洲中鼻 F 南宇和郡愛南町御荘平山 444 番地 1号標識 G 南宇和郡愛南町御荘平山 444 番地 2号標識 点 Aから南宇和郡愛南町御荘平山大島北鼻見通し 25メートルの点 イ アから南宇和郡愛南町防城成川中網東端見通し 170メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町赤水ヒンデン鼻見通し 400メートルの点 エ Eから南宇和郡愛南町赤水宮ノ鼻見通し 250メートルの点 オ Fから南宇和郡愛南町防城成川砂浜東端見通し 50メートルの点 カ Gから南宇和郡愛南町防城成川砂浜西端見通し 50メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	南宇和郡愛南町御荘 菊川、御荘平山、御 荘長洲、御荘平城、 御荘和口、御荘長月 及び御荘深泥	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 281号	南宇和郡愛 南町防城成 川地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線 とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町防城成川オトシ鼻 B 南宇和郡愛南町防城成川オトシ真谷の標識 点 Aから34度100メートルの点 イ Bから13度100メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	南宇和郡愛南町防城 成川、赤水、高畑、 中浦及び猿鳴	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 282号	南宇和郡愛 南町赤水地 先	Aア、アイ、イウ、ウエ、ユエ及びオCの6直線とA C間の最大低潮時海岸線か ら10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町防城成川オトシ真谷の標識から海岸沿い西へ27メー トルの標識 B 南宇和郡愛南町赤水高松鼻 C 南宇和郡愛南町赤水平岩	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	南宇和郡愛南町防城 成川、赤水、高畑、 中浦及び猿鳴	別記2及び 4のとおり

宇珠区第 283号	南宇和郡愛 南町赤水地 先	D 南宇和郡愛南町赤水広浦中鼻から海岸沿い南へ125メートルの標識 点 ア Aから11.5度110メートルの点 イ Bから300度300メートルの点 ウ Dから293度280メートルの点 エ Dから293度180メートルの点 オ Cから293度200メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	南宇和郡愛南町防城 成川、赤水、高畑、 中浦及び猿鳴	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 284号	南宇和郡愛 南町赤水地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から5メートルの線と によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町赤水23番地第3北角の標識 B Aから海岸沿い南へ15メートルの標識 点 ア Aから280度50メートルの点 イ Bから280度60メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	南宇和郡愛南町防城 成川、赤水、高畑、 中浦及び猿鳴	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 285号	南宇和郡愛 南町赤水地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線 とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町赤水883番地北角の標識 B Aから海岸沿い南へ23メートルの標識 点 ア Aから96度40メートルの点 イ Bから96度30メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	南宇和郡愛南町防城 成川、赤水、高畑、 中浦及び猿鳴	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 286号	南宇和郡愛 南町赤水地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町赤水766番地護岸東角の標識 B 南宇和郡愛南町赤水578番地南角の標識 点 ア Aから40メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	南宇和郡愛南町防城 成川、赤水、高畑、 中浦及び猿鳴	別記2及び 4のとおり

宇珠区第 287号	南宇和郡愛 南町赤水地 先	イ Aから40度260メートルの点 ウ Bから40度240メートルの点 エ Bから40度130メートルの点 Bア、アイ、イウ及びウの4直線とBC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町赤水971番地ドック内角から6.5メートルの標識 B 南宇和郡愛南町赤水宮ノ鼻 C 南宇和郡愛南町後越宮ノ鼻 点 ア Aから338度70メートルの点 イ Aから338度220メートルの点 ウ Cから337度150メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	南宇和郡愛南町防城 成川、赤水、高畑、 中浦及び猿鳴	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 288号	南宇和郡愛 南町高畑地 先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町後越宮ノ鼻 B 南宇和郡愛南町後越中鼻 C 南宇和郡愛南町高畑25番地北角の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町延命寺鼻見通し50メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町延命寺鼻見通し160メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町マブネ鼻見通し230メートルの点 エ Cから296度210メートルの点 オ Cから296度60メートルの点 カ Bから南宇和郡愛南町マブネ鼻見通し70メートルの点 キ Bから南宇和郡愛南町マブネ鼻見通し110メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	南宇和郡愛南町防城 成川、赤水、高畑、 中浦及び猿鳴	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 289号	南宇和郡愛 南町高畑地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から5メートルの線と によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町高畑1015番地第2北角の標識 B Aから海岸沿い南へ40メートルの標識 点 ア Aから90度40メートルの点 イ Bから90度40メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	南宇和郡愛南町防城 成川、赤水、高畑、 中浦及び猿鳴	別記2及び 4のとおり

字珠区第 290号	南宇和郡愛 南町高畑地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線 とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町高畑ダキノ下鼻 B 南宇和郡愛南町高畑ダキノ下中鼻 点 ア Aから354度150メートルの点 イ Bから33度150メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	南宇和郡愛南町防城 成川、赤水、高畑、 中浦及び猿鳴	別記2及び 4のとおり
字珠区第 291号	南宇和郡愛 南町中浦地 先	Aア、アイ及びイCの3直線とA C間の最大低潮時海岸線から20メートルの線 とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦鉢ヶ崎鼻突端 B 南宇和郡愛南町中浦11番地北角の標識 C Bから海岸沿い北へ60メートルの標識 点 ア Aから302度150メートルの点 イ Bから296度223メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	南宇和郡愛南町防城 成川、赤水、高畑、 中浦及び猿鳴	別記2及び 4のとおり
字珠区第 292号	南宇和郡愛 南町中浦地 先	Bア、アイ、イウ及びイCの4直線とB C間の最大低潮時海岸線から5メートル の線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦1678番地東角の標識 B Aから海岸沿い南へ15メートルの点 C Aから海岸沿い西北西へ30メートルの点 点 ア Bから90度30メートルの点 イ Aから50度35メートルの点 ウ Cから21度30メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	南宇和郡愛南町防城 成川、赤水、高畑、 中浦及び猿鳴	別記2及び 4のとおり
字珠区第 293号	南宇和郡愛 南町中浦地 先	Aイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦マブネ鼻 B 南宇和郡愛南町中浦二子渚北端 点 ア Aから南宇和郡愛南町黒ダキ鼻見通し85メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町黒ダキ鼻見通し200メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町段ノ網代西鼻見通し165メートルの点 エ Bから南宇和郡愛南町段ノ網代西鼻見通し50メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	南宇和郡愛南町防城 成川、赤水、高畑、 中浦及び猿鳴	別記2及び 4のとおり



宇珠区第 294号	南宇和郡愛 南町中浦地 先	Bエ、エオ、オア、アイ、イウ及びウCの6直線とC B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦壆ノ浦戸ノ浦鼻 B 南宇和郡愛南町中浦壆ノ浦段ノ網代東鼻 C 南宇和郡愛南町中浦壆ノ浦延命寺南鼻 点 ア Aから110度430メートルの点 イ Aから110度840メートルの点 ウ Cから南宇和郡愛南町高畑猿越中崎鼻見通し100メートルの点 エ Bから170度245メートルの点 オ Aから90度450メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	南宇和郡愛南町防城 成川、赤水、高畑、 中浦及び猿鳴	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 295号	南宇和郡愛 南町左右水 地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とA C間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町上すれ東突端から海岸沿い西へ9メートルの標識 B 南宇和郡愛南町中浦左右水ひあん谷鼻 C 南宇和郡愛南町中浦左右水ガマノ谷鼻 D 南宇和郡愛南町中浦左右水ノ谷鼻 点 ア Aから30度80メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町あこ木鼻見通し160メートルの点 ウ Dから南宇和郡愛南町深谷鼻見通し380メートルの点 エ Cから南宇和郡愛南町ヨウケ鼻見通し線とDから南宇和郡愛南町深谷鼻見通し線との交点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	南宇和郡愛南町防城 成川、赤水、高畑、 中浦及び猿鳴	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 296号	南宇和郡愛 南町中浦左 右水地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とA B間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦左右水深谷鼻 B 南宇和郡愛南町中浦左右水長岩鼻 点 ア Aから173度65メートルの点 イ Aから115度175メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町黒柳突端見通し94メートルの点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	南宇和郡愛南町防城 成川、赤水、高畑、 中浦及び猿鳴	別記2及び 4のとおり

宇珠区第 297号	南宇和郡愛 南町船越地 先	Aア、アイ、イウ、ウエ、ウエ及びBDの5直線とAB間の最大低潮時海岸線から20 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町船越ウノクノ鼻 B 南宇和郡愛南町船越348番地の標識 C 南宇和郡愛南町船越8番地(旧吉田造船所)西端の標識 D 南宇和郡愛南町船越竹倉鼻の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町下久家風無鼻見通し150メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町小浦穴の鼻見通し線とCからア見通し線との 交点 ウ Aから南宇和郡愛南町小浦穴の鼻見通し線とDから南宇和郡愛南町 下久家集会所見通し線との交点	第1種区画漁業 (真珠養殖業)	1月1日から12 月31日まで	個別漁業権	南宇和郡愛南町越 田、弓立、小浦、壱 月、船越、久家、下 久家、樽見、外泊、 中泊及び内泊	別記2及び 4のとおり
宇魚区第 1号	南宇和郡愛 南町御莊菊 川地先	ABの直線と最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御莊菊川2378番地北角 B 南宇和郡愛南町御莊菊川2426番地西角	第2種区画漁業 (魚類養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町御莊 菊川、御莊平山、御 莊長洲、御莊平城、 御莊和口、御莊長月 及び御莊深泥	別記2のと おり
宇区第1 号	西宇和郡伊 方町井野浦 地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びビアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町井野浦防波堤突端北端 B 西宇和郡伊方町佐田防波堤突端東端 C 西宇和郡伊方町大佐田防波堤突端西端 D 西宇和郡伊方町井野浦松ヶ鼻 点 ア Aから60度115メートルの点 イ Bから180度80メートルの点 ウ Cから312度110メートルの点 エ Cから293度120メートルの点 オ DからB見通し60メートルの点 カ DからA見通し50メートルの点	第1種区画漁業 (あわび垂下式・ ひおうぎ垂下式・ わかめ・こんぶ養 殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	西宇和郡伊方町三崎 地区	別記2のと おり
宇区第2	西宇和郡伊	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線	第1種区画漁業	1月1日から12	団体漁業権	西宇和郡伊方町大	別記2のと

号	方町川永田 室の鼻地先	とによって囲まれた区域	(魚類小割式養殖 業(くろまぐろ小 割式養殖業を除 く))	月31日まで		浜、中之浜、仁田之 浜、湊浦、小中浦、 中浦、川永田、河内 及び豊之浦	おり
宇区第3 号	八幡浜市保 内町川之石 大馬越地先	ア、イ、ウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市保内町川之石 10 番耕地 56 の 2 地先の突端 点 A から八幡浜市保内町川之石龍潭寺東端見通し 100 メートルの点 イ A から八幡浜市保内町川之石小学校体育館東端見通し 180 メートル の点 ウ A から 63 度 200 メートルの点 エ A から 90 度 138 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (魚類小割式養殖 業(くろまぐろ小 割式養殖業を除 く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	八幡浜市保内町川之 石、喜木、須川及び 宮内	別記 2 のと おり
宇区第4 号	八幡浜市保 内町川之石 榎の木浦地 先	ア、イ、ウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市保内町川之石 10 番耕地 24 の 1 地先の突端標識 点 A から八幡浜市保内町川之石亀岩見通し 50 メートルの点 イ A から八幡浜市保内町川之石亀岩見通し 550 メートルの点 ウ イから 285 度 100 メートルの点 エ アから 285 度 100 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (魚類小割式養殖 業(くろまぐろ小 割式養殖業を除 く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	八幡浜市保内町川之 石、喜木、須川及び 宮内	別記 2 のと おり
宇区第5 号	八幡浜市向 灘アラジロ 地先	ア、イ、ウ、ウエ、エオ、オカ、カギ及びキアの7直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市田ノ浦鼻の標識 B 八幡浜市ハンガンボの標識 C 八幡浜市矢野崎鼻から護岸沿い東へ 340 メートルの標識 点 A から 172 度 345 メートルの点 イ B から 210 度 350 メートルの点 ウ C から 170 度 375 メートルの点 エ C から 183 度 290 メートルの点 オ C から 195 度 75 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (魚類小割式養殖 業(くろまぐろ小 割式養殖業を除 く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	八幡浜市(同市保内 町を除く)	別記 2 のと おり

宇区第6号	八幡浜市小根ヶ浦地先	カ Bから210度80メートルの点 キ Aから172度80メートルの点 ABの直線とAB間の最大低潮時海岸線から40メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市大根ヶ浦東鼻 B 八幡浜市鯛引鼻	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	八幡浜市(同市保内町を除く)	別記2のとおり
宇区第7号	八幡浜市大根ヶ浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市小倉鼻 B 八幡浜市大根ヶ浦鼻 点 ア Aから346度60メートルの点 イ Aから346度151メートルの点 ウ Bから346度121メートルの点 エ Bから346度30メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	八幡浜市(同市保内町を除く)	別記2のとおり
宇区第8号	八幡浜市大洲江地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から40メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市トウガウラ鼻 B 八幡浜市鯛引網干場東基部から護岸沿い東へ20メートルの標識 点 ア Aから169度210メートルの点 イ Bから170度260メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	八幡浜市(同市保内町を除く)	別記2のとおり
宇区第9号	八幡浜市川上町白石地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市合田セノタキ大岩から護岸沿い西へ410メートルの標識 B 八幡浜市川上町白石火の見燈跡西護岸から海岸線沿い南へ18.5メートルの標識 点 ア Aから249度90メートルの点 イ Aから249度180メートルの点 ウ Bから230度164メートルの点 エ Bから230度64メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	八幡浜市(同市保内町を除く)	別記2のとおり

宇区第 10 号	八幡浜市川 上町白石地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市川上町白石公民館南角から護岸沿い南へ15メートルの標識 B Aから護岸沿い南へ158メートルの標識 点 ア Aから263度80メートルの点 イ Aから263度190メートルの点 ウ Bから257度155メートルの点 エ Bから257度45メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖 業(くろまぐろ小 割式養殖業を除 く))	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	八幡浜市(同市保内 町を除く)	別記2のと おり
宇区第 11 号	八幡浜市川 上町上泊地 先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びビアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市川上町上泊田ノ浦川河口端西角 B 八幡浜市川上町上泊防波堤突端中央 点 ア Aから326度116メートルの点 イ Aから342度88メートルの点 ウ Aから19度94メートルの点 エ Bから107度258メートルの点 オ Bから65度166メートルの点 カ Bから203度59メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖 業(くろまぐろ小 割式養殖業を除 く))	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	八幡浜市(同市保内 町を除く)	別記2のと おり
宇区第 12 号	八幡浜市川 上町上泊地 先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市川上町上泊通路鼻突端から護岸沿い南へ113メートルの標 識 B 八幡浜市川上町上泊防波堤突端中央 点 ア Aから153度30メートルの点 イ Aから153度70メートルの点 ウ Bから65度55メートルの点 エ Bから65度100メートルの点 オ Aから67度130メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖 業(くろまぐろ小 割式養殖業を除 く))	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	八幡浜市(同市保内 町を除く)	別記2のと おり
宇区第 13 号	八幡浜市穴 井地先	A及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによ って囲まれた区域 基点 A 八幡浜市真網代穴井埋立地西端	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖 業(くろまぐろ小 割式養殖業を除 く))	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	八幡浜市(同市保内 町を除く)	別記2のと おり

宇区第14号	八幡浜市穴井地先	<p>B 八幡浜市穴井漁港北防波堤西側基部 点 Aから165度260メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 八幡浜市穴井保育所西端より護岸沿い南へ90メートルの標識 B 八幡浜市穴井保育所西端より護岸沿い南へ620メートルの標識</p> <p>点 Aから348度200メートルの点 イ Aから348度350メートルの点 ウ Bから349度380メートルの点 エ Bから349度200メートルの点</p>	<p>割式養殖業を除く))</p> <p>第1種区画漁業(魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))</p>	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	八幡浜市(同市保内町を除く)	別記2のとおあり
宇区第15号	西予市三瓶町伊崎地先	<p>Aア、アイ、イウ及びウの4直線とAC間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 西予市三瓶町周木南海岸護岸北端 B 西予市三瓶町周木南海岸護岸南端 C 西予市三瓶町須崎中鼻</p> <p>点 Aから294度60メートルの点 イ Bから310度100メートルの点 ウ Cから310度80メートルの点</p>	<p>第1種区画漁業(魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))</p>	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	西予市三瓶町	別記2のとおあり
宇区第16号	西予市三瓶町須崎地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 西予市三瓶町長早4-136-1東端 B 西予市三瓶町須崎観音遊歩道東端</p> <p>点 Aから西予市三瓶町皆江水樽鼻見通し50メートルの点 イ Aから西予市三瓶町皆江水樽鼻見通し300メートルの点 ウ Bから西予市三瓶町皆江西端標識見通し310メートルの点 エ Bから西予市三瓶町皆江西端標識見通し60メートルの点</p>	<p>第1種区画漁業(魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))</p>	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	西予市三瓶町	別記2のとおあり
宇区第17号	西予市三瓶町長早地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 西予市三瓶町長早第一防波堤付根から突端沿い70メートルの標識 B 西予市三瓶町長早4-136-1東端</p> <p>点 Aから西予市三瓶町皆江水樽鼻見通し30メートルの点</p>	<p>第1種区画漁業(魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))</p>	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	西予市三瓶町	別記2のとおあり

宇区第 18 号	西予市三瓶町長早地先	イ Aから西予市三瓶町皆江水樽鼻見通し250メートルの点 ウ Bから西予市三瓶町皆江鯨岩見通し300メートルの点 エ Bから西予市三瓶町皆江鯨岩見通し50メートルの点  アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町長早3-21-3 東端から海岸沿い東へ80メートルの標識 B 西予市三瓶町長早3-722-8 暗渠口 点 ア Aから西予市三瓶町二本松標識見通し50メートルの点 イ Aから西予市三瓶町二本松標識見通し270メートルの点 ウ Bから西予市三瓶町福島西端見通し250メートルの点 エ Bから西予市三瓶町福島西端見通し50メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	西予市三瓶町	別記2のとおり
宇区第 19 号	西予市三瓶町赤崎地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町赤崎ふくろよせ岩から南西へ150メートルの標識 B 西予市三瓶町赤崎ふくろよせ岩から北東へ200メートルの標識 点 ア Aから西予市三瓶町福島北端見通し50メートルの点 イ Aから西予市三瓶町福島北端見通し250メートルの点 ウ Bから西予市三瓶町長早3-21-3 東端見通し250メートルの点 エ Bから西予市三瓶町長早3-21-3 東端見通し50メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	西予市三瓶町	別記2のとおり
宇区第 20 号	西予市三瓶町赤崎地先	B A、Aア、アイ及びイCの4直線とBC間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町赤崎鼻南端 B 西予市三瓶町福島北端から海岸沿い東へ45メートルの標識 C 西予市三瓶町福島南端 点 ア Aから170度320メートルの点 イ Cから西予市三瓶町皆江水樽鼻見通し150メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	西予市三瓶町	別記2のとおり
宇区第 21 号	西予市三瓶町赤崎地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町有太刀防波堤西側突端 B 西予市三瓶町有太刀中鼻突端 C 西予市三瓶町赤崎鼻から海岸沿い東へ80メートルの標識	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	西予市三瓶町	別記2のとおり

宇区第 22 号	西予市三瓶町辰ヶ崎地先	<p>点 ア Aから西予市三瓶町蔵貫浦 1402-3 東端見通し 20 メートルの点</p> <p>イ Aから西予市三瓶町蔵貫浦 1402-3 東端見通し 250 メートルの点</p> <p>ウ Bから 168 度 300 メートルの点</p> <p>エ Cから 170 度 300 メートルの点</p> <p>オ Cから 170 度 20 メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 西予市三瓶町蔵貫浦 1543-1 西端角</p> <p>B 西予市三瓶町辰ヶ崎突端より海岸沿い南西へ 120 メートルの標識</p> <p>点 ア Aから西予市三瓶町有太刀中鼻突端見通し 60 メートルの点</p> <p>イ Aから西予市三瓶町有太刀中鼻突端見通し 260 メートルの点</p> <p>ウ Bから西予市三瓶町福島西端見通し 380 メートルの点</p> <p>エ Bから西予市三瓶町福島西端見通し 140 メートルの点</p>	第 1 種 区画 漁業 (魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	西予市三瓶町	別記 2 のとおり
宇区第 23 号	西予市三瓶町枯井地先	<p>点 ア Aから西予市三瓶町長早 3-21-3 東端見通し 40 メートルの点</p> <p>イ Aから西予市三瓶町長早 3-21-3 東端見通し 290 メートルの点</p> <p>ウ Bから西予市三瓶町長早 3-21-3 東端見通し 390 メートルの点</p> <p>エ Bから西予市三瓶町長早 3-21-3 東端見通し 20 メートルの点</p> <p>オ Cから西予市三瓶町長早 3-722-7 東端見通し 20 メートルの点</p> <p>カ Cから西予市三瓶町長早 3-722-7 東端見通し 130 メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの 6 直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 西予市三瓶町皆江 128-5 西端</p> <p>B 西予市三瓶町皆江 85-1 前標識</p> <p>C 西予市三瓶町皆江 94-2 前護岸東端</p>	第 1 種 区画 漁業 (魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	西予市三瓶町	別記 2 のとおり
宇区第 24 号	西予市三瓶町下泊地先	<p>点 ア、アイ及びイ B の 3 直線と A B 間の最大低潮時海岸線から 20 メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 西予市三瓶町下泊神子の浦防波堤突端</p> <p>B 西予市三瓶町下泊神子の浦南鼻の標識</p> <p>点 ア Aから西予市三瓶町下泊本浦防波堤突端見通し 80 メートルの点</p> <p>イ Bから西予市三瓶町下泊崎東端見通し 100 メートルの点</p>	第 1 種 区画 漁業 (魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	西予市三瓶町	別記 2 のとおり



宇区第 25 号	西予市三瓶町高島地先	アイ、イウ、ウエ及びCアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町高島防波堤付根 B 西予市三瓶町小高島第1消波堤東端 C 西予市三瓶町高島防波堤突端 点 ア Aから同防波堤沿い南へ150メートルの点 イ Bから西予市三瓶町神子の浦ドウノウシロ鼻見通し50メートルの点 ウ Bから西予市三瓶町神子の浦ドウノウシロ鼻見通し330メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	西予市三瓶町	別記2のとおり
宇区第 26 号	西予市三瓶町ミツクリ島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町小高島第2消波堤東端 点 ア Aから51度300メートルの点 イ Aから88度470メートルの点 ウ Aから153度350メートルの点 エ Aから202度160メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	西予市三瓶町	別記2のとおり
宇区第 27 号	西予市明浜町田之浜地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町田之浜西成護岸西側標識 B Aから国道沿い南西へ150メートルの標識 C Aから護岸沿い北東へ150メートルの標識 点 ア Cから148度25メートルの点 イ Cから148度175メートルの点 ウ Bから148度200メートルの点 エ Bから148度100メートルの点 オ Aから148度80メートルの点 カ Aから148度30メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	西予市明浜町	別記2のとおり
宇区第 28 号	西予市明浜町田之浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町田之浜東防波堤付根 B 西予市明浜町田之浜中防波堤付根から海岸線沿い東へ30メートルの標識	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	西予市明浜町	別記2のとおり

宇区第 29 号	西予市明浜町宮野浦地先	点 ア Aから 213 度 90 メートルの点 イ Aから 213 度 250 メートルの点 ウ Bから 190 度 330 メートルの点 エ Bから 190 度 170 メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町宮野浦旧藤堂石灰前棧橋から護岸沿い北へ 30 メートルの標識 B 西予市明浜町宮野浦旧藤堂石灰前棧橋から護岸沿い南へ 50 メートルの標識 点 ア Aから 89 度 50 メートルの点 イ Aから 89 度 240 メートルの点 ウ Bから 117 度 210 メートルの点 エ Bから 117 度 20 メートルの点	第 1 種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	西予市明浜町	別記 2 のとおり
宇区第 30 号	西予市明浜町宮野浦地先	点 アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町宮野浦 1224 番地護岸角標識 B Aから護岸沿い南西へ 225 メートルの標識 点 ア Aから 130 度 50 メートルの点 イ Aから 130 度 190 メートルの点 ウ Bから 146 度 170 メートルの点 エ Bから 146 度 30 メートルの点	第 1 種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	西予市明浜町	別記 2 のとおり
宇区第 31 号	西予市明浜町高山地先	点 アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町高山小曾都棧橋付根 B Aから南へ 60 メートルの標識 点 ア Aから 275 度 30 メートルの点 イ Aから 275 度 150 メートルの点 ウ Bから 275 度 145 メートルの点 エ Bから 275 度 25 メートルの点	第 1 種区画漁業 (わかめ養殖業)	9 月 1 日から翌 4 月 30 日まで	団体漁業権	西予市明浜町	別記 1 及び 2 のとおり
宇区第 32 号	西予市明浜町	点 アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域	第 1 種区画漁業	11 月 1 日から翌	団体漁業権	西予市明浜町	別記 1 及び

号	町高山地先	基点	(ひじき養殖業)	6月30日まで		2のとおり
宇区第33号	西予市明浜町高山小僧都棧橋付根から南へ60メートルの標識	基点 A 西予市明浜町高山小僧都棧橋付根から南へ60メートルの標識 B Aから南へ60メートルの標識 点 ア Aから275度25メートルの点 イ Aから275度145メートルの点 ウ Bから275度150メートルの点 エ Bから275度30メートルの点	第1種区画漁業 (わかめ養殖業)	9月1日から翌 4月30日まで	西予市明浜町	別記1及び 2のとおり
宇区第34号	西予市明浜町狩浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜窓いそ東側立岩標識 B 西予市明浜町高山乙12番地2東南角から110度140メートルの点(ナ ガレ西側立岩) 点 ア Aから175度30メートルの点 イ Aから175度160メートルの点 ウ Bから187度180メートルの点 エ Bから187度50メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12 月31日まで	西予市明浜町	別記2のと おり
宇区第35号	西予市明浜町渡江地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町渡江だけの鼻東南角	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業)	1月1日から12 月31日まで	西予市明浜町	別記2のと おり

宇区第 36 号	西予市明浜町渡江うどの鼻北西角 点 ア Aから 46 度 30 メートルの点 イ Aから 46 度 190 メートルの点 ウ Bから 53 度 230 メートルの点 エ Bから 53 度 70 メートルの点	西予市明浜町渡江地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町渡江間口北側臨海道路終点から北へ 60 メートルの標識 B 西予市明浜町渡江うどの鼻北西角 点 ア Aから 24 度 30 メートルの点 イ Aから 24 度 205 メートルの点 ウ Bから 53 度 245 メートルの点 エ Bから 53 度 70 メートルの点	第 1 種区画漁業 (魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	西予市明浜町	別記 2 のとおり
宇区第 37 号	宇和島市吉田町奥浦地先 点 ア Aから 宇和島市九島鳥家ヶ森山頂中央見通し 120 メートルの点 イ Aから 宇和島市九島鳥家ヶ森山頂中央見通し 250 メートルの点 ウ Bから 宇和島市引出鼻灯台見通し 245 メートルの点 エ Bから 宇和島市引出鼻灯台見通し 115 メートルの点	宇和島市吉田町奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦乙 779 ちようしが浮東側石段の標識 B 宇和島市吉田町奥浦大良防波堤南側付根から北東へ 110 メートルの標識	第 1 種区画漁業 (魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市吉田町	別記 2 のとおり
宇区第 38 号	宇和島市吉田町奥浦地先 点 ア Aから 宇和島市吉田町奥浦乙 688-2 製造場前の標識 B 宇和島市吉田町奥浦乙 646-2 畑南角から南へ 15 メートルの標識 イ Aから 宇和島市九島鳥家ヶ森山頂中央見通し 220 メートルの点 ウ Bから 宇和島市九島鳥家ヶ森山頂中央見通し 350 メートルの点 エ Bから 宇和島市宇士の崎見通し 380 メートルの点 エ Bから 宇和島市宇士の崎見通し 250 メートルの点	宇和島市吉田町奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦乙 688-2 製造場前の標識 B 宇和島市吉田町奥浦乙 646-2 畑南角から南へ 15 メートルの標識 イ Aから 宇和島市九島鳥家ヶ森山頂中央見通し 220 メートルの点 ウ Bから 宇和島市九島鳥家ヶ森山頂中央見通し 350 メートルの点 エ Bから 宇和島市宇士の崎見通し 380 メートルの点 エ Bから 宇和島市宇士の崎見通し 250 メートルの点	第 1 種区画漁業 (魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市吉田町	別記 2 のとおり
宇区第 39 号	宇和島市吉田町奥浦地先 点 ア Aから 宇和島市九島鳥家ヶ森山頂中央見通し 220 メートルの点 ウ Bから 宇和島市九島鳥家ヶ森山頂中央見通し 350 メートルの点 エ Bから 宇和島市宇士の崎見通し 380 メートルの点 エ Bから 宇和島市宇士の崎見通し 250 メートルの点	宇和島市吉田町奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦乙 688-2 製造場前の標識 B 宇和島市吉田町奥浦乙 646-2 畑南角から南へ 15 メートルの標識 イ Aから 宇和島市九島鳥家ヶ森山頂中央見通し 220 メートルの点 ウ Bから 宇和島市九島鳥家ヶ森山頂中央見通し 350 メートルの点 エ Bから 宇和島市宇士の崎見通し 380 メートルの点 エ Bから 宇和島市宇士の崎見通し 250 メートルの点	第 1 種区画漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市吉田町	1 別記 2 の

号	田町奥浦地 先	<p>基点 A 宇和島市吉田町奥浦乙517パラベット西角から護岸沿い西へ150メートルの標識</p> <p>B 宇和島市吉田町奥浦乙517パラベット東角から護岸沿い東へ120メートルの標識</p> <p>点 ア Aから宇和島市九島鯖網代見通し130メートルの点</p> <p>イ Aから宇和島市九島鯖網代見通し305メートルの点</p> <p>ウ Bから宇和島市九島藤ヶ尻見通し150メートルの点</p> <p>エ Bから宇和島市九島藤ヶ尻見通し100メートルの点</p>	(くろまぐろ小割 式養殖業)	月31日まで		<p>とおり</p> <p>2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が1,257平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。形状：円形、規格：直径20メートル、台数：4台</p> <p>3 当該漁業権に係る区画漁業で用</p>
---	------------	--	-------------------	--------	--	--

宇区第 40 号	宇和島市吉田町奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦乙 517 パラペット西角から護岸沿い西へ 160 メートルの標識 B 宇和島市吉田町奥浦乙 517 パラペット東角から護岸沿い東へ 120 メートルの標識 点 ア Aから宇和島市九島嶺網代見通し 420 メートルの点 イ Aから宇和島市九島嶺網代見通し 610 メートルの点 ウ Bから宇和島市九島藤ヶ尻見通し 470 メートルの点 エ Bから宇和島市九島藤ヶ尻見通し 280 メートルの点	第 1 種 区画 漁業 (魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市吉田町	別記 2 のとおり	養用種苗のうち、1 年当たりの天然種苗の活込み尾数は、1,180 尾を超えてはならない。なお、移送による活込みは除く。
宇区第 41 号	宇和島市吉田町奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦乙 480 パラペット東側の標識 B 宇和島市吉田町奥浦乙 517 パラペット東角から護岸沿い東へ 120 メートルの標識 点 ア Aから宇和島市九島坪浦鼻見通し 290 メートルの点 イ Aから宇和島市九島坪浦鼻見通し 480 メートルの点 ウ Bから宇和島市九島藤ヶ尻見通し 470 メートルの点	第 1 種 区画 漁業 (魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市吉田町	別記 2 のとおり	養用種苗のうち、1 年当たりの天然種苗の活込み尾数は、1,180 尾を超えてはならない。なお、移送による活込みは除く。

宇区第42号	宇和島市吉田町奥浦地先	エ Bから宇和島市九島藤ヶ尻見通し280メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦乙407-3 石垣深浦西入口 B 宇和島市吉田町奥浦乙379-1 楠が浦埋立地南東端（わらびながし） 点 ア Aから宇和島市吉田町奥浦甲211-4 地先中浦船揚場見通し70メートルの点 イ Aから宇和島市吉田町奥浦甲211-4 地先中浦船揚場見通し235メートルの点 ウ Bから宇和島市吉田町奥浦甲2806ブロック建本家中央見通し250メートルの点 エ Bから宇和島市吉田町奥浦甲2806ブロック建本家中央見通し70メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市吉田町	別記2のとおり
宇区第43号	宇和島市吉田町奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦甲3466-1 網干場の標識 B 宇和島市吉田町奥浦甲4352 船間防波堤南側付根 点 ア Aから宇和島市引出鼻灯台見通し340メートルの点 イ Aから宇和島市引出鼻灯台見通し750メートルの点 ウ Bから宇和島市引出鼻灯台見通し740メートルの点 エ Bから宇和島市引出鼻灯台見通し340メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市吉田町	別記2のとおり
宇区第44号	宇和島市吉田町南君地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君75-1 地先ズベリ 西角の標識 B 宇和島市吉田町南君188-4 旧選果場前パラペットの標識 点 ア Aから宇和島市吉田町南君野島山3094 中央見通し220メートルの点 イ Aから宇和島市吉田町南君野島山3094 中央見通し390メートルの点 ウ Bから宇和島市三浦権現山山頂見通し320メートルの点 エ Bから宇和島市三浦権現山山頂見通し150メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市吉田町	別記2のとおり
宇区第45号	宇和島市吉田町南君地	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君馬の碇1329-4 ツボイの標識	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市吉田町	別記2のとおり

宇区第46号	宇和島市吉田町南君地	<p>B 宇和島市吉田町南君馬の碇 1349-2 のペラベツト南側突端</p> <p>点</p> <p>ア Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島西端見通し 430 メートルの点</p> <p>イ Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島西端見通し 630 メートルの点</p> <p>ウ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島西端見通し 450 メートルの点</p> <p>エ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島西端見通し 250 メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域</p> <p>基点</p> <p>A 宇和島市吉田町南君馬の碇 1399-1 稔肌の標識</p> <p>B 宇和島市吉田町南君馬の碇 1453-1 焼却場バラベツトから護岸沿い西へ20メートルの標識</p> <p>点</p> <p>ア Aから宇和島市九島藤ヶ尻見通し 190 メートルの点</p> <p>イ Aから宇和島市九島藤ヶ尻見通し 390 メートルの点</p> <p>ウ Bから宇和島市九島宇土ノ崎見通し 350 メートルの点</p> <p>エ Bから宇和島市九島宇土ノ崎見通し 150 メートルの点</p>	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市吉田町	別記2のとおり
宇区第47号	宇和島市吉田町南君地	<p>Cア、アイ、イウ及びウDの4直線とCD間の最大低潮時海岸線から60メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点</p> <p>A 宇和島市吉田町南君馬の碇 1454 竜王鼻南東端</p> <p>B 宇和島市吉田町南君牛川 2903-3 渡川橋西端角</p> <p>C 宇和島市吉田町南君牛川 3112-58 造船所西角の標識</p> <p>D 宇和島市吉田町南君牛川 3109-2 地先金藏岩から西へ35メートルの標識</p> <p>点</p> <p>ア AからC見通し線とBから宇和島市只波鼻西端見通し線との交点</p> <p>イ Bから宇和島市只波鼻西端見通し 760 メートルの点</p> <p>ウ Dから宇和島市赤松久保ヶ尻むしくい鼻見通し 250 メートルの点</p>	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市吉田町	別記2のとおり
宇区第48号	宇和島市吉田町浅川地	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域</p> <p>基点</p> <p>A 宇和島市吉田町南君と同町浅川との最大高潮時海岸線における境界点</p> <p>B 宇和島市吉田町浅川 101 浅川防波堤中央旧浅川防波堤突端部分</p> <p>点</p> <p>ア Aから宇和島市赤松久保ヶ尻むしくい鼻より東へ75メートルの点見</p>	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市吉田町	別記2のとおり



宇区第 49 号	宇和島市吉田町知永地先	<p>通し 90 メートルの点</p> <p>イ Aから宇和島市赤松久保ヶ尻むしくい鼻より東へ 75 メートルの点見通し 240 メートルの点</p> <p>ウ Bから宇和島市大浦と同市吉田町との最大高潮時海岸線における境界見通し 230 メートルの点</p> <p>エ Bから宇和島市大浦と同市吉田町との最大高潮時海岸線における境界見通し 80 メートルの点</p>	<p>第 1 種 区 画 漁 業</p> <p>(魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く))</p>	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市吉田町	別記 2 のとおり
宇区第 50 号	宇和島市吉田町野島地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市吉田町知永 4-1259 地先の標識</p> <p>B 宇和島市吉田町知永丁 1960 地先の標識</p> <p>点 ア Aから宇和島市吉田町南君と同町浅川との最大高潮時海岸線における境界見通し 100 メートルの点</p> <p>イ Aから宇和島市吉田町南君と同町浅川との最大高潮時海岸線における境界見通し 320 メートルの点</p> <p>ウ Bから宇和島市吉田町浅川 836-4 車庫見通し 320 メートルの点</p> <p>エ Bから宇和島市吉田町浅川 836-4 車庫見通し 100 メートルの点</p>	<p>第 1 種 区 画 漁 業</p> <p>(わかめ養殖業)</p>	9 月 1 日から翌 4 月 30 日まで	団体漁業権	宇和島市吉田町	別記 1 及び 2 のとおり
宇区第 51 号	宇和島市大浦赤松只波地先	<p>アイ、イカ、カキ、クオ、クオ、オエ及びエアの 7 直線によって囲まれた区域。ただし、ウカ、カオ、オエ及びエウの 4 直線によって囲まれた区域を除く。</p> <p>基点 A 宇和島市大浦赤松只波久保ヶ尻突端</p>	<p>第 1 種 区 画 漁 業</p> <p>(魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く))</p>	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市 (津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記 2 のとおり

宇区第 52 号	宇和島市大浦赤松地先	点 ア Aから 264 度 430 メートルの点 イ Aから 276 度 430 メートルの点 ウ Aから 297 度 320 メートルの点 エ Aから 264 度 280 メートルの点 オ Aから 297 度 170 メートルの点 カ Aから 320 度 285 メートルの点 キ Aから 38 度 30 分 420 メートルの点 ク Aから 57 度 365 メートルの点	割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市 (津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記 2 のとおり
宇区第 53 号	宇和島市坂下津、白浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域。 基点 A 宇和島市大浦甲 2341 番地 3 東角 B 宇和島市赤松赤松漁港 4 A 防波堤南側付根 点 ア Aから宇和島市蛤瀬成寺中央見通し 10 メートルの点 イ Aから宇和島市蛤瀬成寺中央見通し 140 メートルの点 ウ Bから宇和島市蛤ナガサゴ突端見通し 150 メートルの点 エ Bから宇和島市蛤ナガサゴ突端見通し 25 メートルの点	第 1 種区画漁業 (魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市 (津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記 2 のとおり

宇区第 54 号	宇和島市小池地先	<p>K 宇和島市本丸島東防波堤突端</p> <p>L 宇和島市石心漁港東防波堤突端</p> <p>ア AからK見通し線とHからL見通し線との交点</p> <p>イ AからK見通し 160メートルの点</p> <p>ウ Bから6度30分160メートルの点</p> <p>エ イからウの延長線とCからJ見通し線との交点</p> <p>オ CからJ見通し 50メートルの点</p> <p>カ FからI見通し線とGからE見通し線との交点</p> <p>キ GからE見通し 350メートルの点</p> <p>ク Gから297度30分460メートルの点</p> <p>ケ HからL見通し 470メートルの点</p> <p>コ CからJ見通し線とHからL見通し線との交点</p> <p>サ BからJ見通し線とHからL見通し線との交点</p>	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおあり
宇区第 55 号	宇和島市小池地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市小池 1679番地2新田前護岸西端</p> <p>点 ア Aから289度77メートルの点</p> <p>イ Aから289度132メートルの点</p> <p>ウ Aから239度210メートルの点</p> <p>エ Aから225度180メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市小池琵琶ヶ島トベラギ鼻西端</p> <p>B 宇和島市小池島首島北端</p> <p>点 ア Aから264度590メートルの点</p> <p>イ Bから349度560メートルの点</p> <p>ウ Bから92度365メートルの点</p> <p>エ Aから191度645メートルの点</p>	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおあり
宇区第 56 号	宇和島市九島裏地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線で囲まれた区域を除く。</p>	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおあり

宇区第 57 号	宇和島市九島網代地先	<p>基点 A 宇和島市九島宇土ヶ鼻標識</p> <p>B 宇和島市九島サワジロ標識</p> <p>ア Bから 300 度 200 メートルの点</p> <p>イ Bから 300 度 800 メートルの点</p> <p>ウ Aから宇和島市吉田町大良鼻見通し 780 メートルの点</p> <p>エ Aから宇和島市吉田町大良鼻見通し 160 メートルの点</p> <p>オ Bから 300 度 410 メートルの点</p> <p>カ Bから 300 度 600 メートルの点</p> <p>キ Aから宇和島市吉田町大良鼻見通し 580 メートルの点</p> <p>ク Aから宇和島市吉田町大良鼻見通し 370 メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの 5 直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市九島宇土ヶ鼻北端</p> <p>B 宇和島市九島坪浦鼻北端</p> <p>ア Aから 340 度 120 メートルの点</p> <p>イ Aから 348 度 150 メートルの点</p> <p>ウ Aから 89 度 30 分 550 メートルの点</p> <p>エ Bから 35 度 45 メートルの点</p> <p>オ Bから 247 度 30 分 130 メートルの点</p>	業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く）	別記 2 のとおり
宇区第 58 号	宇和島市蛤和田地先	<p>アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びオアの 6 直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市蛤 704 番地 1（長さ）地先護岸標識</p> <p>B 宇和島市蛤 77 番地 2 前護岸南角の標識</p> <p>ア Aから 336 度 430 メートルの点</p> <p>イ Aから 351 度 495 メートルの点</p> <p>ウ Aから 赤松漁港 4 A防波堤南側付根見通し 265 メートルの点</p> <p>エ Bから 51 度 225 メートルの点</p> <p>オ Bから 73 度 95 メートルの点</p> <p>カ Aから 赤松漁港 4 A防波堤南側付根見通し 120 メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域</p>	第 1 種区画漁業（魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く））	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く）	別記 2 のとおり
宇区第 59 号	宇和島市蛤	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域</p>	第 1 種区画漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く）	別記 2 のとおり

号	地先	基点	(魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	月31日まで		吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	おり
宇区第60号	宇和島市百之浦地先	基点 A 宇和島市石心漁港西防波堤付根 B 宇和島市蛤九島漁港(蛤)西防波堤中央屈折地点南側 C 宇和島市蛤九島漁港(蛤)西防波堤突端 D 宇和島地区広域事務組合汚泥再生処理センター南角 E 宇和島市坂下津外海老崎丙1番7新田前護岸東角 点 ア BからE見通し83メートルの点 イ BからE見通し線とAからD見通し線との交点 ウ CからE見通し線とAからD見通し線との交点 エ CからE見通し82メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域	第1種区画漁業(魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇区第61号	宇和島市本九島地先	基点 A 宇和島市石心漁港西防波堤付根 B 宇和島市本九島1873番地1前護岸標識 C 宇和島市本九島1861番地前護岸標識 D 宇和島市百之浦九島漁港(百之浦)防波堤南側付根 E 宇和島地区広域事務組合汚泥再生処理センター南角 点 ア CからH見通し線とBからE見通し線との交点 イ CからH見通し線とAからF見通し線との交点 ウ DからG見通し線とAからF見通し線との交点 エ DからG見通し線とBからE見通し線との交点 アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域	第1種区画漁業(魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり

宇区第 62 号	宇和島市本九島地先	<p>F 宇和島市白浜 184 番地</p> <p>G 宇和島市白浜 557 番地 3 地崎前防波堤 (小島防波堤) 突端</p> <p>点 C から G 見通し線と B から D 見通し線との交点</p> <p>イ C から G 見通し線と A から E 見通し線との交点</p> <p>ウ D から F 見通し線と A から E 見通し線との交点</p> <p>エ D から F 見通し 25 メートルの点</p> <p>オ D から B 見通し 120 メートルの点</p> <p>A ア、アイ、イウ及びウ C の 4 直線と A C 間の最大低潮時海岸線から 10 メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市本九島 1876 番地 1 前護岸標識</p> <p>B 宇和島市本九島 1885 番地 前護岸標識</p> <p>C 宇和島市本九島箱崎物揚場西角</p> <p>点 A から宇和島市石応滝鼻鉄塔見通し 70 メートルの点</p> <p>イ B から宇和島市石応 1153 番地 4 見通し 60 メートルの点</p> <p>ウ C から宇和島市石応漁港東防波堤中央屈折地点西側見通し 100 メートルの点</p>	第 1 種 区画 漁業 (魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市 (津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記 2 のとおり
宇区第 63 号	宇和島市本九島地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市九島小真坂鼻西端</p> <p>点 A から 143 度 268 メートルの点</p> <p>イ A から 159 度 463 メートルの点</p> <p>ウ A から 186 度 345 メートルの点</p> <p>エ A から 194 度 137 メートルの点</p>	第 1 種 区画 漁業 (魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市 (津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記 2 のとおり
宇区第 64 号	宇和島市小高島地先	<p>A ア、アイ、イウ、ウエ及びエ C の 5 直線と A C 間の最大低潮時海岸線から 10 メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市小高島念仏岩南端</p> <p>B 宇和島市小高島丸山南端</p> <p>C 宇和島市小高島竜王島南端</p> <p>D 宇和島市本九島箱崎西端海岸台い北へ 50 メートルの標識</p>	第 1 種 区画 漁業 (魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市 (津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記 2 のとおり

宇区第 65 号	宇和島市平浦地先	点 ア Aから宇和島市石心嶺北端見通し70メートルの点 イ Bから宇和島市石心嶺北東端見通し118メートルの点 ウ Cから宇和島市石心嶺港東防波堤付根見通し110メートルの点 エ CからD見通し50メートルの点	第1種区画漁業 (わかめ養殖業)	9月1日から翌 4月30日まで	団体漁業権	宇和島市(津島町、 吉田町、同三浦及び 旧宇和海村地区を除 く)	別記1及び 2のとおり
宇区第 66 号	宇和島市石心水谷地先	点 アア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線 とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池島首島引出鼻 B 宇和島市平浦はかり岩 点 ア Aから263度30分200メートルの点 イ Bから宇和島市遊子ニワトリ小島見通し110メートルの点	第1種区画漁業 (ひじき養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市(津島町、 吉田町、同三浦及び 旧宇和海村地区を除 く)	別記2のと おり
宇区第 67 号	宇和島市三浦大内、安米地先	点 アア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線 とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦西新10番地前護岸標識 B 宇和島市三浦西440番地東端の標識 点 ア AからB見通し210メートルの点 イ Bから宇和島市三浦名切崎見通し225メートルの点	第1種区画漁業 (真珠貝垂下式養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市三浦	別記2のと おり
宇区第 68 号	宇和島市下波地先	点 アア、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波4790番地島津竜王防波堤先端の岩場に設置された金属 鉋 点 ア Aから86度10分42秒456メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市下波	別記2のと おり

宇区第 69 号	宇和島市下波地先	イ Aから 321 度 33 分 44 秒 886 メートルの点 ウ Aから 333 度 04 分 58 秒 966 メートルの点 エ Aから 71 度 05 分 03 秒 610 メートルの点 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、クケ、ケコ及びエアの 10 直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波 5516 番地愛媛県水産研究センター前の護岸の北東端角に設置された金属鈎 点 ア Aから 89 度 40 分 22 秒 248 メートルの点 イ Aから 329 度 58 分 42 秒 471 メートルの点 ウ Aから 350 度 30 分 14 秒 544 メートルの点 エ Aから 340 度 04 分 53 秒 718 メートルの点 オ Aから 6 度 45 分 970 メートルの点 カ Aから 16 度 30 分 875 メートルの点 キ Aから 21 度 30 分 1,030 メートルの点 ク Aから 29 度 18 分 47 秒 990 メートルの点 ケ Aから 31 度 19 分 35 秒 1,125 メートルの点 コ Aから 48 度 10 分 08 秒 1,145 メートルの点	第 1 種区画漁業 (真珠貝垂下式養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市下波	別記 2 のとおり
宇区第 70 号	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波 5516 番地愛媛県水産研究センター前の護岸の北東端角に設置された金属鈎 点 ア Aから 100 度 57 分 47 秒 331 メートルの点 イ Aから 89 度 40 分 22 秒 248 メートルの点 ウ Aから 65 度 39 分 18 秒 411 メートルの点 エ Aから 76 度 53 分 15 秒 464 メートルの点	第 1 種区画漁業 (ひおろぎ垂下式養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市下波	別記 2 のとおり
宇区第 71 号	宇和島市下波蜂の鼻地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波 5516 番地愛媛県水産研究センター前の護岸の北東端角に設置された金属鈎 点 ア Aから 314 度 00 分 44 秒 1,169 メートルの点	第 1 種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市下波及び蔀淵地区	別記 2 のとおり



宇区第 72 号	宇和島市遊子地先	イ Aから 309 度 43 分 45 秒 1,835 メートルの点 ウ Aから 331 度 43 分 31 秒 2,089 メートルの点 エ Aから 344 度 11 分 04 秒 1,537 メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子雨宿島東端 点 ア Aから 123 度 375 メートルの点 イ Aから 110 度 450 メートルの点 ウ Aから 121 度 570 メートルの点 エ Aから 132 度 520 メートルの点	第 1 種区画漁業 (わかめ養殖業)	9 月 1 日から翌 4 月 30 日まで	団体漁業権	宇和島市遊子	別記 1 及び 2 のとおり
宇区第 73 号	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びビアの 6 直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子魚泊鼻北東端 B 宇和島市遊子番匠鼻南端 点 ア Aから 120 度 135 メートルの点 イ Aから 91 度 630 メートルの点 ウ Aから 91 度 1,080 メートルの点 エ Bから 83 度 1,265 メートルの点 オ Bから 83 度 615 メートルの点 カ Bから 69 度 200 メートルの点	第 1 種区画漁業 (魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市遊子	別記 2 のと おり
宇区第 74 号	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子水荷浦防波堤北側突端 B 宇和島市遊子魚泊鼻北東端 点 ア Aから 79 度 240 メートルの点 イ Aから 84 度 335 メートルの点 ウ Bから 11 度 210 メートルの点 エ Bから 343 度 230 メートルの点	第 1 種区画漁業 (魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市遊子	別記 2 のと おり
宇区第 75 号	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びビアの 7 直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子水荷浦鼻北東端 B 宇和島市遊子魚泊鼻北東端	第 1 種区画漁業 (魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市遊子	別記 2 のと おり

宇区第 76 号	宇和島市遊子高島地先	点 ア Aから 138 度 175 メートルの点 イ Aから 120 度 275 メートルの点 ウ Aから 99 度 250 メートルの点 エ Aから 97 度 400 メートルの点 オ Aから 123 度 1,030 メートルの点 カ Bから 87 度 1,000 メートルの点 キ Bから 66 度 225 メートルの点	割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市遊子	別記 2 のとおり
宇区第 77 号	宇和島市遊子高島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの 5 直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子高島西端 B 宇和島市遊子高島小網代鼻南端 C 宇和島市遊子高島家の前鼻南端 点 ア Aから 110 度 135 メートルの点 イ Bから 181 度 100 メートルの点 ウ Cから 248 度 120 メートルの点 エ Cから 190 度 360 メートルの点 オ Aから 138 度 400 メートルの点	第 1 種区画漁業(魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市遊子	別記 2 のとおり
宇区第 78 号	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの 7 直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子高島家の前鼻南端 B 宇和島市遊子高島家鼻東端 点 ア Aから 225 度 100 メートルの点 イ Bから 200 度 210 メートルの点 ウ Bから 91 度 125 メートルの点 エ Bから 123 度 400 メートルの点 オ Bから 152 度 410 メートルの点 カ Bから 183 度 490 メートルの点 キ Aから 183 度 370 メートルの点	第 1 種区画漁業(魚類小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市遊子	別記 2 のとおり

宇区第 79 号	宇和島市蔭淵地先	<p>B 宇和島市遊子美地島地島の標識</p> <p>C 宇和島市遊子美地島消波堤東側突端</p> <p>D 宇和島市遊子越ヶ鼻北西端</p> <p>E 宇和島市遊子平岩鼻北西端</p> <p>点 ア AからB見通し線 50メートルの点</p> <p>イ Dから 12度 580メートルの点</p> <p>ウ Dから 330度 330メートルの点</p> <p>エ Eから 327度 60メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びビアの4直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市蔭淵 2593 番地西角防波堤付根より南西へ60メートルの標識</p> <p>点 ア Aから 160度 15メートルの点</p> <p>イ Aから 160度 145メートルの点</p> <p>ウ Aから 93度 340メートルの点</p> <p>エ Aから 71度 320メートルの点</p>	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠貝垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市蔭淵	別記2のとおり
宇区第 80 号	宇和島市蔭淵地先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇珠区第63号及び宇珠区第64号の区域を除く。</p> <p>基点 A 宇和島市蔭淵 2044 番地弃財天鼻突端</p> <p>B 宇和島市蔭淵 1407 番地前護岸突端</p> <p>点 ア Aから宇和島市蔭淵 1001-1 番地男崎鼻見通し180メートルの点</p> <p>イ Bから宇和島市蔭淵 378 番地前鼻の浦鼻見通し150メートルの点</p>	第 1 種 区 画 漁 業 (かき垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市蔭淵	別記2のとおり
宇区第 81 号	宇和島市蔭淵地先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市蔭淵 979 番地作業場西角前護岸の標識</p> <p>B 宇和島市蔭淵 981 番地西鼻突端</p> <p>点 ア Aから宇和島市蔭淵 515-7 番地天神鼻埋立護岸西角から東へ32メートルの標識見通し 30メートルの点</p> <p>イ Bから宇和島市蔭淵 515-7 番地天神鼻埋立護岸東角見通し 30メートルの点</p>	第 1 種 区 画 漁 業 (かき垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市蔭淵	別記2のとおり

宇区第 82 号	宇和島市蔦淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵 378 番地崩の浦鼻突端 B 宇和島市蔦淵 295 番地刈又護岸北東端 点 ア Aから宇和島市下波菴王鼻見通し200メートルの点 イ Bから125度150メートルの点	第1種区画漁業 (真珠貝垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市蔦淵	別記2のとおり
宇区第 83 号	宇和島市蔦淵地先	Aア、アイ、イC及びD Eの4直線とAD及びE C間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵 295 番地刈又護岸北東端 B 宇和島市蔦淵 189 番地石原鼻標識 C Bから海岸線沿い東へ550メートルの標識 D 宇和島市蔦淵 275 番地千碁の標識 E 宇和島市蔦淵 215 番地小池東鼻の碁頂点 点 ア Bから宇和島市蔦淵2091番地先落の鼻灯台見通し150メートルの点 イ Cから宇和島市蔦淵標島中碁見通し250メートルの点	第1種区画漁業 (真珠貝垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市蔦淵	別記2のとおり
宇区第 84 号	宇和島市蔦淵地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵 3787 番地契島中鼻の碁標識 点 ア Aから8度140メートルの点 イ Aから8度80メートルの点 ウ Aから62度200メートルの点 エ Aから56度220メートルの点 オ Aから62度300メートルの点 カ Aから59度320メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市蔦淵	別記2のとおり
宇区第 85 号	宇和島市蔦淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵沖鵜留止島東端 点 ア Aから13度540メートルの点 イ Aから13度1,140メートルの点 ウ Aから6度1,140メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市蔦淵	別記2のとおり

宇区第 86 号	宇和島市蔦淵地先	エ Aから 358 度 540 メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵 452 番地細木運河護岸の西端から海岸線沿い東へ 410 メートルの標識 B 宇和島市蔦淵 378 番地崩の浦鼻突端 点 ア Aから 170 度 180 メートルの点 イ Aから 170 度 300 メートルの点 ウ Bから 167 度 300 メートルの点 エ Bから 167 度 180 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市蔦淵	別記 2 のとおり
宇区第 87 号	宇和島市嘉島地先	Aア、アイ及びイBの 3 直線と A B 間の最大低潮時海岸線から 10 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市嘉島ざおん鼻突端 B 宇和島市嘉島丸碇丘の標識 点 ア Aから宇和島市戸島中の島西端見通し 80 メートルの点 イ Bから宇和島市蔦淵赤崎見通し 80 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市戸島	別記 2 のとおり
宇区第 88 号	宇和島市嘉島地先	アイ、イエ、ウエ及びウアの 4 直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市嘉島中の島八の間西端 B 宇和島市嘉島中の島八の間鉄塔 点 ア Aから宇和島市嘉島丸碇見通し 170 メートルの点 イ Aから宇和島市嘉島丸碇見通し 90 メートルの点 ウ Bから西予市明浜町田之浜大崎鼻見通し 120 メートルの点 エ Bから西予市明浜町田之浜大崎鼻見通し 50 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市戸島	別記 2 のとおり
宇区第 89 号	宇和島市嘉島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの 4 直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市嘉島中の島東南端標識 B 宇和島市嘉島中碇標識 点 ア Aから 200 度 50 メートルの点 イ Aから 200 度 570 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市戸島	別記 2 のとおり

宇区第 90 号	宇和島市戸島地先	ウ Bから 200 度 450 メートルの点 エ Bから 200 度 40 メートルの点 オ Aから 200 度 320 メートルの点 カ Bから 200 度 200 メートルの点 キ Bから 200 度 300 メートルの点 ク Aから 200 度 420 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市戸島	別記 2 のとおり
宇区第 91 号	宇和島市戸島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島郡丸石の標識 B 宇和島市戸島郡貝崎 1 号標識 ア Aから 300 度 120 メートルの点 イ Aから 300 度 320 メートルの点 ウ Bから 300 度 320 メートルの点 エ Bから 300 度 120 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市戸島	別記 2 のとおり
宇区第 92 号	宇和島市戸島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの 4 直線、ケコ、コサ、サン及びシケの 4 直線及びビスセ、セソ、ソタ及びタスの 4 直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市戸島赤崎の標識 B 宇和島市戸島大内浦の標識 ア Aから 145 度 300 メートルの点 イ Aから 145 度 500 メートルの点 ウ Bから 145 度 650 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市戸島	別記 2 のとおり

宇区第 93 号	宇和島市戸島地先	<p>エ Bから145度450メートルの点</p> <p>オ アエ間のアから150メートルの点</p> <p>カ イウ間のイから150メートルの点</p> <p>キ イウ間のイから250メートルの点</p> <p>ク アエ間のアから250メートルの点</p> <p>ケ アエ間のアから350メートルの点</p> <p>コ イウ間のイから350メートルの点</p> <p>サ イウ間のイから550メートルの点</p> <p>シ アエ間のアから550メートルの点</p> <p>ス アエ間のアから750メートルの点</p> <p>セ イウ間のイから750メートルの点</p> <p>ソ イウ間のイから800メートルの点</p> <p>タ アエ間のアから800メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線及びケコ、コサ、サシ及びシケの4直線によって囲まれた区域を除く。</p> <p>基点 A 宇和島市戸島赤崎の標識</p> <p>B 宇和島市戸島丸山の標識</p> <p>ア Aから145度650メートルの点</p> <p>イ Aから145度800メートルの点</p> <p>ウ Bから145度850メートルの点</p> <p>エ Bから145度700メートルの点</p> <p>オ アエ間のアから150メートルの点</p> <p>カ イウ間のイから150メートルの点</p> <p>キ イウ間のイから300メートルの点</p> <p>ク アエ間のアから300メートルの点</p> <p>ケ アエ間のアから450メートルの点</p> <p>コ イウ間のイから450メートルの点</p>	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市戸島	別記2のとおり
----------	----------	---	---------------------------------------	----------------	-------	--------	---------

宇区第 94 号	宇和島市戸島地先	サ イウ間のイから 600 メートルの点 シ アエ間のアから 600 メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの 4 直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市戸島美砂子浜の 1 号標識 B 宇和島市戸島立渚の標識 点 ア Aから 41 度 220 メートルの点 イ Aから 41 度 550 メートルの点 ウ Bから 41 度 550 メートルの点 エ Bから 41 度 200 メートルの点 オ Aから 41 度 350 メートルの点 カ Aから 41 度 400 メートルの点 キ Bから 41 度 400 メートルの点 ク Bから 41 度 350 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市戸島	別記 2 のとおり
宇区第 95 号	宇和島市戸島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの 5 直線によって囲まれた区域。ただし、カキ、キク、クケ及びケカの 4 直線及びコサ、サシ、シイ及びイコの 4 直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市戸島遠戸島横渚の標識 B 宇和島市戸島遠戸島竹の浦標識 点 ア Aから 27 度 250 メートルの点 イ Aから 27 度 600 メートルの点 ウ イから 69 度の線とエから 295 度の線との交点 エ Bから 27 度 880 メートルの点 オ Bから 27 度 330 メートルの点 カ アオ間のアから 400 メートルの点 キ エウ間のエから 300 メートルの点 ク エウ間のエから 400 メートルの点 ケ アオ間のアから 300 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市戸島	別記 2 のとおり



宇区第 96 号	宇和島市戸島地先	<p>コ Aから 27 度 500 メートルの点</p> <p>サ Bから 27 度 580 メートルの点</p> <p>シ Bから 27 度 680 メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市戸島赤崎の標識</p> <p>B 宇和島市戸島大内浦の標識</p> <p>点 ア Aから 205 度 750 メートルの点</p> <p>イ Aから 182 度 1,115 メートルの点</p> <p>ウ Bから 149 度 1,110 メートルの点</p> <p>エ Bから 151 度 659 メートルの点</p>	第 1 種区画漁業 (くろまぐろ小割式養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市戸島	<p>1 別記 2 のとおり</p> <p>2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が 2,724 平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。形状：円形、規格：直径 34</p>
----------	----------	--	----------------------------	-----------------------	-------	--------	---

宇区第 97 号	宇和島市嘉島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島赤崎の標識 点 ア Aから 81 度 430 メートルの点 イ Aから 125 度 740 メートルの点 ウ Aから 163 度 600 メートルの点 エ Aから 181 度 90 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (くろまぐる小割式養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市戸島	メートル、台数：3 台 1 別記 2 のとおり 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が 5,448 平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することとは差し支えない。形状：円形、規格：直径 34 メートル、台
----------	----------	--	--------------------------------	-----------------------	-------	--------	---

宇区第 98 号	宇和島市嘉島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島郡の標識 B 宇和島市戸島郡北の標識 点 ア Aから10度410メートルの点 イ Aから8度790メートルの点 ウ Bから300度355メートルの点 エ Bから239度395メートルの点	第1種区画漁業 (くろまぐろ小割式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市戸島	数：6台 1 別記2のとおり 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が9,080平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。形状：円形、規格：直径34メートル、台数：10台
----------	----------	---	--------------------------	----------------	-------	--------	--

宇区第 99 号	宇和島市戸島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島郡の標識 B 宇和島市嘉島中の島消波堤南西端 点 ア Aから 332 度 210 メートルの点 イ Bから 105 度 490 メートルの点 ウ Bから 106 度 709 メートルの点 エ Aから 40 度 163 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (くろまぐろ小割式養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市戸島	1 別記 2 のとおり 2 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなければならぬ。
宇区第 100 号	宇和島市嘉島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島郡の標識 B 宇和島市嘉島中の島消波堤南西端 点 ア Aから 308 度 260 メートルの点 イ Aから 290 度 699 メートルの点 ウ Bから 198 度 338 メートルの点 エ Bから 139 度 532 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (くろまぐろ小割式養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市戸島	1 別記 2 のとおり 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が 3,770 平方メートルを超えない範囲内で、生け簀

宇区第 101 号	宇和島市戸島地先	Aア及びBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島丸山東端の標識 B 宇和島市戸島 2218 番地 (愛媛県漁業協同組合うわみ支所戸島事業所事務所) 北角標識 点 ア Aから145度150メートルの点	第1種区画漁業 (真珠貝垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市戸島	別記2のとおり	の形状、規格又は台数を 変更することとは差し支えない。形状：円形、規格：直径40メートル、台数：3台
宇区第 102 号	宇和島市戸島地先	Aア、A B及びB Cの3直線とA C間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島まもと鼻 B 宇和島市戸島みたら岩頂 C 宇和島市戸島双子岩東角端 点 ア Aから宇和島市戸島大小島北端見通し50メートルの点	第1種区画漁業 (真珠貝垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市戸島	別記2のとおり	の形状、規格又は台数を 変更することとは差し支えない。形状：円形、規格：直径40メートル、台数：3台
宇区第 103 号	宇和島市日振島地先	Aア、Aイ及びBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島落網代の標識 B 宇和島市日振島メキガ浦大岩中央点 点 ア Aから宇和島市日振島島頭突端見通し150メートルの点 イ Bから宇和島市日振島 681 の2南側角標識見通し130メートルの点	第1種区画漁業 (真珠貝垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市日振島	別記2のとおり	の形状、規格又は台数を 変更することとは差し支えない。形状：円形、規格：直径40メートル、台数：3台
宇区第 104 号	宇和島市日振島地先	Aア、Aイ、イB及びB Aの4直線によって囲まれた区域	第1種区画漁業	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市日振島	別記2のとおり	の形状、規格又は台数を 変更することとは差し支えない。形状：円形、規格：直径40メートル、台数：3台

号	振島地先	<p>基点 A 宇和島市日振島頭大岩の標識</p> <p>B 宇和島市日振島一ツ磔中央の標識</p> <p>点 ア Aから宇和島市日振島才蔵鼻見通し200メートルの点</p> <p>イ Bから宇和島市日振島ウドの口見通し200メートルの点</p>	(真珠貝垂下式養殖業)	月31日まで	団体漁業権	宇和島市日振島	おり
宇区第105号	宇和島市日振島地先	<p>アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアの8直線によって囲まれた区域。ただし、ウエ、エキ、キク及びクウの4直線によって囲まれた区域を除く。</p> <p>基点 A 宇和島市日振島竹ヶ島ナガハエ頂点</p> <p>B 宇和島市日振島竹ヶ島サザエ磔頂点</p> <p>点 ア Aから244度100メートルの点</p> <p>イ Aから244度210メートルの点</p> <p>ウ Aから206度265メートルの点</p> <p>エ Bから178度200メートルの点</p> <p>オ Bから138度265メートルの点</p> <p>カ Bから114度190メートルの点</p> <p>キ Bから178度80メートルの点</p> <p>ク Aから185度190メートルの点</p>	第1種区画漁業(魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市日振島	別記2のとり
宇区第106号	宇和島市日振島地先	<p>アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、クコ、コサ、コサ及びびシアの12直線によって囲まれた区域。ただし、イウ、ウコ、コサ及びサイの4直線及びエオ、オク、クケ及びケエの4直線に囲まれた区域を除く。</p> <p>基点 A 宇和島市日振島クロサキ南角</p> <p>B 丸バエ先端</p> <p>C 一ツ磔中央</p> <p>点 ア Aから106度250メートルの点</p> <p>イ Aから126度355メートルの点</p> <p>ウ Bから93度230メートルの点</p> <p>エ Bから114度265メートルの点</p> <p>オ Cから351度335メートルの点</p> <p>カ Cから347度235メートルの点</p>	第1種区画漁業(魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市日振島	別記2のとり

宇区第 107 号	宇和島市日振島地先	<p>キ Cから 317 度 315 メートルの点</p> <p>ク Cから 327 度 385 メートルの点</p> <p>ケ Bから 148 度 150 メートルの点</p> <p>コ Bから 114 度 75 メートルの点</p> <p>サ Aから 153 度 285 メートルの点</p> <p>シ Aから 145 度 155 メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びビアの 8 直線によって囲まれた区域。ただし、イウ、ウカ、カキ及びキイの 4 直線によって囲まれた区域を除く。</p> <p>基点 A 宮の鼻防波堤先端</p> <p>点 ア Aから 151 度 165 メートルの点</p> <p>イ Aから 168 度 235 メートルの点</p> <p>ウ Aから 175 度 300 メートルの点</p> <p>エ Aから 179 度 350 メートルの点</p> <p>オ Aから 200 度 325 メートルの点</p> <p>カ Aから 200 度 275 メートルの点</p> <p>キ Aから 200 度 200 メートルの点</p> <p>ク Aから 200 度 110 メートルの点</p>	第 1 種 区 画 漁 業 (魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市日振島	別記 2 のとおり
宇区第 108 号	宇和島市日振島地先	<p>アイ、イス、スセ、セソ、ソタ、タス、スネ及びビアの 8 直線によって囲まれた区域。ただし、アノ、ノウ、ウエ、エハ、ハヒ、ヒオ、オカ、カフ、フヘ、ヘキ、キク、クホ、ホマ、マケ、ケコ、コミ、ミム、ムサ、サシ、シメ、メセ、セソ、ソモ、モチ、チツ、ツヤ、ヤユ、ユテ、テト、トヨ、ヨラ、ラナ、ナニ、ニリ、リネ及びビアの 36 直線によって囲まれた区域を除く。</p> <p>基点 A 宮の鼻防波堤先端</p> <p>B 長尾東端</p> <p>C 小浜沖の瀬</p> <p>D 大畑北端</p> <p>点 ア Aから 185 度 360 メートルの点</p> <p>イ Bから 5 度 1,160 メートルの点</p>	第 1 種 区 画 漁 業 (魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市日振島	別記 2 のとおり





宇区第 109 号	宇和島市日振島地先	ミ Aから 185 度 820 メートルの点 ム Aから 185 度 870 メートルの点 メ Aから 185 度 910 メートルの点 モ Cから 5 度 380 メートルの点 ヤ Cから 5 度 430 メートルの点 ユ Cから 5 度 570 メートルの点 ヨ Cから 5 度 680 メートルの点 ラ Cから 5 度 750 メートルの点 リ Cから 5 度 870 メートルの点	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアの 8 直線によって囲まれた区域。ただし、ウエ、エキ、キク及びクウの 4 直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 松ヶ鼻中央 B ブラリオケ中央 ア Aから 120 度 30 メートルの点 イ Aから 120 度 130 メートルの点 ウ Aから 155 度 150 メートルの点 エ Aから 162 度 225 メートルの点 オ Bから 130 度 360 メートルの点 カ Bから 149 度 145 メートルの点 キ Aから 232 度 170 メートルの点 ク Aから 193 度 95 メートルの点	第 1 種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市日振島	別記 2 のとおり
宇区第 110 号	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアの 8 直線によって囲まれた区域。ただし、イウ、ウカ、カキ及びキイの 4 直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A サザエ瀬中央 B ヨケノ鼻北端 ア Aから 130 度 225 メートルの点 イ Aから 149 度 305 メートルの点 ウ Bから 57 度 305 メートルの点	第 1 種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	第 1 種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市日振島	別記 2 のとおり

宇区第111号	宇和島市日振島地先	エ Bから99度165メートルの点 オ Bから332度110メートルの点 カ Bから13度315メートルの点 キ Aから180度175メートルの点 ク Aから149度105メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A サザエ港中央 点 ア Aから97度430メートルの点 イ Aから99度475メートルの点 ウ Aから119度445メートルの点 エ Aから119度395メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇区第112号	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 喜路給油所前防波堤先端 B ヨケノ鼻先端 点 ア Bから72度590メートルの点 イ Aから26度550メートルの点 ウ Aから8度585メートルの点 エ Bから56度495メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇区第113号	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 喜路給油所前防波堤先端 B ヨケノ鼻先端 点 ア Bから87度470メートルの点 イ Bから126度400メートルの点 ウ Aから346度325メートルの点 エ Aから7度575メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇区第114号	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線及びケコ、コサ、サン及びシケの4直線によって囲まれた区域を除く。	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市日振島	別記2のとおり

宇区第 115 号	宇和島市日振島地先	<p>基点 A 喜路防波堤東端</p> <p>点 ア Aから 11 度 480 メートルの点</p> <p>イ Aから 343 度 220 メートルの点</p> <p>ウ Aから 330 度 305 メートルの点</p> <p>エ Aから 1 度 520 メートルの点</p> <p>オ ウイ間のウから 80 メートルの点</p> <p>カ ウイ間のウから 60 メートルの点</p> <p>キ エア間のエから 60 メートルの点</p> <p>ク エア間のエから 80 メートルの点</p> <p>ケ ウイ間のウから 40 メートルの点</p> <p>コ ウイ間のウから 20 メートルの点</p> <p>サ エア間のエから 20 メートルの点</p> <p>シ エア間のエから 40 メートルの点</p>	割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市日振島	<p>1 別記 2 のとおり</p> <p>2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が 4,239 平方メ</p>
	アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域	<p>基点 A 宇和島市日振島ユオラ鼻北端</p> <p>点 ア Aから 199 度 100 メートルの点</p> <p>イ Aから 246 度 30 分 420 メートルの点</p> <p>ウ Aから 288 度 30 分 470 メートルの点</p> <p>エ Aから 336 度 240 メートルの点</p>	第 1 種区画漁業 (くろまぐろ小割式養殖業)				

宇区第 116 号	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島コオラ鼻北端 点 ア Aから 339 度 30 分 490 メートルの点 イ Aから 347 度 30 分 930 メートルの点 ウ Aから 25 度 30 分 1,060 メートルの点 エ Aから 44 度 705 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (くろまぐろ小割 式養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市日振島	1 別記 2 のとおり 2 当該漁業権に係る漁場の区域に おいて設置	メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは支えない。形状：円形、規格：直径 30 メートル、台数：6 台 3 当該漁業権に係る漁場の区域において天然種苗の活込みを行ってはならない。なお、移送による活込みは除く。
-----------	-----------	---	------------------------------------	-----------------------	-------	---------	--	--

<p>する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が17,672平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。形状：円形、規格：直径50メートル、台数：9台</p> <p>3 当該漁業権に係る漁場の区域において天然種苗の活込みを行ってはならない。なお、移送に</p>							
--	--	--	--	--	--	--	--

宇区第 117 号	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島コオラ鼻北端 点 ア Aから 286 度 100 メートルの点 イ Aから 351 度 45 分 650 メートルの点 ウ Aから 47 度 940 メートルの点 エ Aから 87 度 45 分 680 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (くろまぐる小割式養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市日振島	よる活込みは除く。 1 別記 2 のとおり 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が 28,908 平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。形状：円形、規格：直径 40メートル、台
-----------	-----------	--	--------------------------------	-----------------------	-------	---------	--

宇区第 118 号	宇和島市津島町北灘福浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘福浦蜂ノ鼻先端 点 ア Aから 164 度 300 メートルの点 イ Aから 153 度 180 メートルの点 ウ Aから 220 度 200 メートルの点 エ Aから 204 度 310 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市津島町北灘	数：20 台、 形状：円形、 規格：直径 20 メートル、 台数：2 台 3 当該漁業権に係る漁場の区域において天然種苗の活込みを行っている。はならない。なお、移送による活込みは除く。
宇区第 119 号	宇和島市津島町北灘福浦地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びビアの 6 直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘福浦中水谷の標識 点 ア Aから 270 度 310 メートルの点 イ Aから 270 度 200 メートルの点 ウ Aから 304 度 250 メートルの点 エ Aから 322 度 180 メートルの点 オ Aから 342 度 590 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠貝垂下式養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市津島町北灘	別記 2 のとおり

宇区第120号	宇和島市津島町北灘地先	カ Aから322度600メートルの点 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びビアの7直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘北福浦漁港北防波堤付根西側 B 宇和島市津島町北灘北福浦漁港鑄製浮波堤I堤南東角 C 宇和島市津島町北灘北福浦漁港鑄製浮波堤I堤北東角 点 ア Aから281度525メートルの点 イ Aから245度285メートルの点 ウ Bから113度995メートルの点 エ Bから113度130メートルの点 オ Cから100度210メートルの点 カ Cから14度50メートルの点 キ Aから289度1,410メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり
宇区第121号	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びビアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘北福浦漁港南防波堤南西角 点 ア Aから206度150メートルの点 イ Aから206度520メートルの点 ウ Aから233度600メートルの点 エ Aから315度255メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり
宇区第122号	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びビアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘スズレ鼻南端 点 ア Aから280度80メートルの点 イ Aから234度240メートルの点 ウ Aから149度575メートルの点 エ Aから130度530メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり
宇区第123号	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びビアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘乙1150番地の1作業舎西角 B 宇和島市津島町北灘掛網代防波堤南側付根 C 宇和島市津島町北灘掛網代船揚場北西角	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり



宇区第 124 号	宇和島市津島町北灘地 先	点 ア Aから宇和島市津島町北灘碇の元護岸東端見通し 300 メートルの点 イ Bから宇和島市津島町北灘碇の元護岸東端見通し 250 メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町北灘ゾレの谷見通し 180 メートルの点 エ Cから宇和島市津島町北灘ゾレの谷見通し 250 メートルの点 オ Aから宇和島市津島町北灘碇の元護岸東端見通し 400 メートルの点  アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘乙 1150 番地の 1 作業舎西角 B 宇和島市津島町北灘掛網代船揚場北西角 点 ア Aから宇和島市津島町北灘碇の元護岸東端見通し 470 メートルの点 イ Bから宇和島市津島町北灘ゾレの谷見通し 320 メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘ゾレの谷見通し 370 メートルの点 エ Aから宇和島市津島町北灘碇の元護岸東端見通し 520 メートルの点	第 1 種 区画 漁業 (魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市津島町北灘	別記 2 のとおり
宇区第 125 号	宇和島市津島町北灘地 先	点 アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの 4 直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町北灘木浦松鼻南東端 B 宇和島市津島町北灘牛の浦鼻南東端 点 ア Aから宇和島市津島町北灘丁 1445 番地の 8 作業舎西端見通し 60 メートルの点 イ Bから宇和島市津島町北灘真鳥護岸西端見通し 60 メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘真鳥護岸西端見通し 380 メートルの点 エ Aから宇和島市津島町北灘丁 1445 番地の 8 作業舎西端見通し 430 メートルの点 オ Aから宇和島市津島町北灘丁 1445 番地の 8 作業舎西端見通し 160 メートルの点 カ Bから宇和島市津島町北灘真鳥護岸西端見通し 165 メートルの点 キ Bから宇和島市津島町北灘真鳥護岸西端見通し 270 メートルの点 ク Aから宇和島市津島町北灘丁 1445 番地の 8 作業舎西端見通し 260 メートルの点	第 1 種 区画 漁業 (魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市津島町北灘	別記 2 のとおり

宇区第 126 号	宇和島市津島町北灘地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町北灘乙 412 番地宅地西角 B 宇和島市津島町北灘乙 147 番地住宅西角 点 ア Aから宇和島市津島町北灘丁 1445 番地の8地先地下海水吸水溝見通し 225メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘丁 1445 番地の8地先地下海水吸水溝見通し 535メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘小日提第 11 号 120 番 97 真珠作業舎中央見通し 830メートルの点 エ Bから宇和島市津島町北灘小日提第 11 号 120 番 97 真珠作業舎中央見通し 380メートルの点 オ Aから宇和島市津島町北灘丁 1445 番地の8地先地下海水吸水溝見通し 320メートルの点 カ Aから宇和島市津島町北灘丁 1445 番地の8地先地下海水吸水溝見通し 425メートルの点 キ Bから宇和島市津島町北灘小日提第 11 号 120 番 97 真珠作業舎中央見通し 590メートルの点 ク Bから宇和島市津島町北灘小日提第 11 号 120 番 97 真珠作業舎中央見通し 495メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで	団体漁業権	宇和島市津島町北灘	別記 2 のと おり
宇区第 127 号	宇和島市津島町北灘地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘乙 412 番地宅地西角 B 宇和島市津島町北灘乙 147 番地住宅西角 点 ア Aから宇和島市津島町北灘丁 1445 番地の8地先地下海水吸水溝見通し 590メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘丁 1445 番地の8地先地下海水吸水溝見通し 660メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘小日提第 11 号 120 番 97 真珠作業舎中央見	第 1 種 区 画 漁 業 (魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで	団体漁業権	宇和島市津島町北灘	別記 2 のと おり

宇区第128号	宇和島市津島町北灘地先	通し945メートルの点 エ Bから宇和島市津島町北灘小日堤第11号120番97真珠作業舎中央見通し880メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町北灘国永防波堤南角付根 B 宇和島市津島町北灘国延東側外ヶ浦鼻から海岸沿い西へ50メートルの標識 点 ア Aから宇和島市津島町北灘小日堤第11号120の4（愛媛県漁業協同組合北灘支所南部事務所）東角から護岸沿い東へ20メートルの標識見通し320メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘小日堤第11号120の4（愛媛県漁業協同組合北灘支所南部事務所）東角から護岸沿い東へ20メートルの標識見通し795メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘大日堤トビガス鼻中央から東へ直線で20メートルの標識見通し580メートルの点 エ Bから宇和島市津島町北灘大日堤トビガス鼻中央から東へ直線で20メートルの標識見通し85メートルの点 オ Aから宇和島市津島町北灘小日堤第11号120の4（愛媛県漁業協同組合北灘支所南部事務所）東角から護岸沿い東へ20メートルの標識見通し520メートルの点 カ Aから宇和島市津島町北灘小日堤第11号120の4（愛媛県漁業協同組合北灘支所南部支所）東角から護岸沿い東へ20メートルの標識見通し620メートルの点 キ Bから宇和島市津島町北灘大日堤トビガス鼻中央から東へ直線で20メートルの標識見通し400メートルの点 ク Bから宇和島市津島町北灘大日堤トビガス鼻中央から東へ直線で20メートルの標識見通し300メートルの点	第1種区画漁業（魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く））	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり
---------	-------------	---	-----------------------------------	----------------	-------	-----------	---------

宇区第 129 号	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域及び宇和島市津島町北灘鵜之浜防波堤突端から同町北灘金比羅鼻から海岸沿い北へ200メートルの標識見通し線から西側航路幅100メートルの区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町北灘国延東側外ヶ浦鼻の標識 B 宇和島市津島町北灘鵜之浜田ノ谷鼻の標識 C 宇和島市津島町岩松港鵜刺防波堤灯台付け根から北へ海岸沿い90メートルの標識 点 ア Aから宇和島市津島町北灘大日提トビガス鼻東端見通し90メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘大日提トビガス鼻東端見通し580メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町北灘掛網代天満神社見通し395メートルの点 エ Bからア見通し300メートルの点 オ Aから宇和島市津島町北灘大日提トビガス鼻東端見通し300メートルの点 カ Aから宇和島市津島町北灘大日提トビガス鼻東端見通し400メートルの点 キ ウからエ見通し170メートルの点 ク ウからエ見通し270メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり
宇区第 130 号	宇和島市津島町北灘地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエBの5直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘大森ドハイの鼻突端 B 宇和島市津島町北灘大瀬鼻突端 点 ア Aから宇和島市津島町下灘須下崎灯台見通し300メートルの点 イ Bから193度965メートルの点 ウ Bから135度385メートルの点 エ Bから宇和島市津島町前島島頂見通し60メートルの点	第1種区画漁業 (真珠貝垂下式・とさかのり養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり

宇区第 131 号	宇和島市津島町岩松地先	<p>Aア、アイ、イウ、ウエ、ウエ、ウエ、ウエ、ウエ、ウエの5直線とAエ及びDの最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町玉ヶ月水門  B 宇和島市津島町玉ヶ月タンボ鼻北端  C 宇和島市津島町岩松干拓地護岸西南角  D 宇和島市津島町岩松川右岸堤防標識1号  E 宇和島市津島町巽橋西詰北角  F 宇和島市津島町岩松港防波堤東側突端</p> <p>点 ア AからC見通し30メートルの点  イ BからF見通し30メートルの点  ウ BからF見通し180メートルの点</p>	第1種区画漁業 (のり養殖業)	9月1日から翌4月30日まで	団体漁業権	宇和島市津島町岩松	別記1及び2のとおり
宇区第 132 号	宇和島市津島町田之浜地先	<p>Aア、アイ、イウ、ウエ、ウエ、ウエ、ウエ、ウエの6直線とAエ間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇珠区第85号の区域を除く。</p> <p>基点 A 宇和島市津島町田之浜ハガマの鼻南西端  B 宇和島市津島町田之浜漁港防波堤西側付根から防波堤沿い南東へ100メートルの標識  C 宇和島市津島町田之浜中瀬の標識  D 宇和島市津島町曾根ウドの鼻西端</p> <p>点 ア Aから250度570メートルの点  イ Dから278度30分1280メートルの点  ウ Dから278度30分700メートルの点  エ Cから301度30分750メートルの点  オ Cから301度30分150メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠貝垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇区第 133 号	宇和島市津島町曾根地先	<p>Aア、アイ、イウ、ウエ、ウエ、ウエ、ウエ、ウエの8直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町曾根大迫の鼻突端  B 宇和島市津島町曾根平エ門ダケ地先突端</p> <p>点 ア Aから278度30分100メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠貝垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり

宇区第 134 号	宇和島市津島町脇地先	<p>イ Aから 278 度 30 分 490 メートルの点</p> <p>ウ Aから 229 度 480 メートルの点</p> <p>エ Bから 226 度 400 メートルの点</p> <p>オ Aから 152 度 430 メートルの点</p> <p>カ Aから 152 度 250 メートルの点</p> <p>キ Bから 226 度 100 メートルの点</p> <p>ク Aから 229 度 100 メートルの点</p> <p>B オ、オカ、カキ、キア、アイ、イウ、ウエ及びエ C の 8 直線と B C 間の最大低潮時海岸線から 50 メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町脇こいの浦の鼻北西端</p> <p>B 宇和島市津島町田尻中瀬の標識</p> <p>C 宇和島市津島町田尻広浦コンクリート護岸東端</p> <p>D 宇和島市津島町田尻広浦の鼻北西端</p> <p>点 ア Aから 305 度 30 分 20 メートルの点</p> <p>イ Aから 305 度 30 分 200 メートルの点</p> <p>ウ Bから 311 度 270 メートルの点</p> <p>エ Cから 305 度 30 分 280 メートルの点</p> <p>オ Bから 311 度 110 メートルの点</p> <p>カ Dから 356 度 58 分 110 メートルの点</p> <p>キ Dから 50 度 125 メートルの点</p>	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠貝垂下式養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記 2 のとおり
宇区第 135 号	宇和島市津島町田尻地先	<p>A ア、アイ、イウ及びウ B の 4 直線と A B 間の最大低潮時海岸線から 20 メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町田尻大明崎突端</p> <p>B 宇和島市津島町田尻荒網代中鼻</p> <p>C 宇和島市津島町田尻荒網代南隅の標識</p> <p>点 ア Cから 282 度 200 メートルの点</p> <p>イ Cから 282 度 40 メートルの点</p> <p>ウ Bから 280 度 20 メートルの点</p>	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠貝垂下式養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記 2 のとおり

宇区第 136 号	宇和島市津 島町泥目水 地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町泥目水ウバハエ B Aから海岸沿い東へ100メートルの標識 C 宇和島市津島町泥目水丸山の頂点 D 宇和島市津島町泥目水黒滝の頂点 点 ア Aから 338 度 30 メートルの点 イ Aから 338 度 270 メートルの点 ウ Dから 259 度 30 分 80 メートルの点 エ Cから 300 度 80 メートルの点 オ Bから 322 度 30 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠貝垂下式養 殖業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記 2 のと おり
宇区第 137 号	宇和島市津 島町坪井地 先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオエの6直線とAB間の最大低潮時海岸線か ら50メートルの線及びDE間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって 囲まれた区域。ただし、Bク、クキ、キカ及びカDの4直線とDBに囲まれた区域 を除く。 基点 A 宇和島市津島町坪井下溝中央標識 B 宇和島市津島町坪井曾根崎西角 C 宇和島市津島町坪井曾根崎東角 (北緯 33. 07469、東経 132. 46456) D 宇和島市津島町坪井黒鼻突端 E 宇和島市津島町坪井山崎鼻突端 点 ア Aから 224 度 30 分 510 メートルの点 イ Bから 206 度 30 分 500 メートルの点 ウ Cから 176 度 30 分 540 メートルの点 エ Dから 176 度 30 分 730 メートルの点 オ Eから 185 度 30 分 150 メートルの点 カ Dから 176 度 30 分 530 メートルの点 キ Cから 176 度 30 分 340 メートルの点 ク Bから 206 度 30 分 300 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠貝垂下式養 殖業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記 2 のと おり
宇区第 138 号	宇和島市津	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによ	第 1 種 区 画 漁 業	1 月 1 日 から 12	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記 2 のと

号	島 町 坪 井 地 先	って囲まれた区域	(ひじき養殖業)	月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	おり
宇区第 139 号	宇和島市津島町坪井二又西護岸中央標識 宇和島市津島町坪井曾根崎東角 (北緯 33.07469、東経 132.46456) 点 ア Aから 180 度の線と Bから 89 度の線との交点	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠貝垂下式養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記 2 のと おり	
宇区第 140 号	宇和島市津島町坪井地 先	Aア、アイ、イウ及びビウの 4 直線と AC間の最大低潮時海岸線から 30 メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Dエ及びエBの 2 直線と BD間の最大低潮時海岸線から 30 メートルの線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町坪井マサカリ鼻東端 B 宇和島市津島町坪井下刈谷鼻東端 C 宇和島市津島町坪井下刈谷福島鼻東端 D 宇和島市津島町坪井下刈谷引揚上ノ道標識 点 ア Aから 113 度 30 分 70 メートルの点 イ Bから 107 度 45 分 100 メートルの点 ウ Cから 87 度 240 メートルの点 エ Dから 91 度 30 分の線と Bから 3 度 15 分の線との交点	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠貝垂下式養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記 2 のと おり
宇区第 141 号	宇和島市津島町横浦地 先	Aア、アイ及びビウの 3 直線と AB間の最大低潮時海岸線から 10 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町坪井中鼻先端 B 宇和島市津島町坪井竜王鼻先端 点 ア Aから 91 度 200 メートルの点 イ Bから 96 度 30 分 40 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠貝垂下式養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記 2 のと おり
宇区第 142 号	宇和島市津島町坪井地 先	Aア、アイ及びビウの 3 直線と AB間の最大低潮時海岸線から 10 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町横浦 346 番地前護岸標識 B 宇和島市津島町横浦天崎 345 番地倉庫東角 点 ア Aから 266 度 30 分 110 メートルの点 イ Bから 265 度 30 分 115 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記 2 のと



号	島町横浦地 先	とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町横浦天崎 345 番地倉庫東角 B 宇和島市津島町横浦小の浦峰 46 番地南端の標識 点 ア Aから 265 度 30 分 115 メートルの点 イ Bから 263 度 80 メートルの点	(魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く))	月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	おり
宇区第 143 号	宇和島市津島町横浦地 先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カC及びビクの 8 直線と A B間の最大低潮時海岸線から 10 メートルの線及びBC間の最大低潮時海岸線から 30 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町横浦小の浦峰 46 番地南端の標識 B 宇和島市津島町横浦 9 番地の 10 南西角 C 宇和島市津島町嵐小島の谷中央標識 D 宇和島市津島町嵐小島突端 点 ア Aから 263 度 80 メートルの点 イ Bから 276 度 120 メートルの点 ウ Cから 268 度 300 メートルの点 エ Dから 262 度 30 分 270 メートルの点 オ Dから 262 度 30 分 170 メートルの点 カ Cから 268 度 200 メートルの点 キ Bから 276 度の見通し線上における最大低潮時海岸線から 10 メートルの点 ク Bから 276 度の見通し線上における最大低潮時海岸線から 30 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠貝垂下式養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記 2 のとおり
宇区第 144 号	宇和島市津島町嵐地先	Aア、アイ及びイBの 3 直線と A B間の最大低潮時海岸線から 10 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町嵐慶ヶ浦 676 番地の 1 愛媛県漁業協同組合下灘支所作業場西角 B 宇和島市津島町嵐慶ヶ浦 270 番地西角前護岸標識 点 ア Aから 165 度 50 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠貝垂下式養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記 2 のとおり

宇区第 145 号	宇和島市津島町嵐地先	イ Bから 157 度 30 分 50 メートルの点 Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から 30 メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Cウ、ウエ及びエDの3直線とC D間の最大低潮時海岸線から 30 メートルの線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町嵐宮の鼻棧橋北東角 B 宇和島市津島町嵐ヘダノ鼻北東角 C 宇和島市津島町嵐番外 21 番地 1 倉庫西角護岸標識 D 宇和島市津島町嵐番外 70 番地 2 西角の標識 点 ア Aから 337 度 50 メートルの点 イ Bから 342 度 30 分 110 メートルの点 ウ Cから 316 度 100 メートルの点 エ Dから 345 度 140 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠貝垂下式養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記 2 のと おり
宇区第 146 号	宇和島市津島町嵐地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエDの5直線とA D間の最大低潮時海岸線から 30 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町嵐番外乙 1 番地前護岸の標識 B 宇和島市津島町嵐サネモリ岩 C 宇和島市津島町嵐大場の鼻北端の標識 D 宇和島市津島町嵐大場の鼻南端の標識 点 ア Aから 338 度 30 分 160 メートルの点 イ Bから 327 度 160 メートルの点 ウ Cから 260 度 150 メートルの点 エ Dから 239 度 180 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠貝垂下式養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記 2 のと おり
宇区第 147 号	宇和島市津島町針木地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から 20 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町針木大波の浜 259 番地 1 地先大波の浜埋立地北端から護岸沿い南へ 12 メートルの標識 B Aから護岸沿い南へ 85 メートルの標識 点 ア Aから 240 度 30 分 220 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠貝垂下式養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記 2 のと おり

宇区第 148 号	宇和島市津島町針木地先	イ Bから 232 度 30 分 210 メートルの点 Aア、アイ、イウ及びウ Cの 4 直線と A C間の最大低潮時海岸線から 50 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町針木高立黒岩の標識 B 宇和島市津島町針木宮の鼻南西端 C 宇和島市津島町針木 111 番地の 1 作業場前護岸の標識 点 ア Aから 222 度 270 メートルの点 イ Bから 233 度 200 メートルの点 ウ Cから 200 度 160 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠貝垂下式養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記 2 のと おり
宇区第 149 号	宇和島市津島町浦知地先	Aア、アイ及びイ Bの 3 直線と A B間の最大低潮時海岸線から 10 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町浦知宮の鼻北端標識 B 宇和島市津島町浦知防波堤西側付根 点 ア Aから 254 度 80 メートルの点 イ Bから 260 度 80 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠貝垂下式養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記 2 のと おり
宇区第 150 号	宇和島市津島町柿の浦地先	Aア、アイ及びイ Bの 3 直線と A B間の最大低潮時海岸線から 10 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町柿の浦 770 番地の 2 住宅前護岸標識 B 宇和島市津島町柿の浦久保浦 758 番地西南端前護岸標識 点 ア Aから 239 度 140 メートルの点 イ Bから 261 度 30 分 120 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠貝垂下式養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記 2 のと おり
宇区第 151 号	宇和島市津島町柿の浦地先	Aイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの 5 直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町柿の浦永ヶ平乙 78 番地 7 護岸東角 B 宇和島市津島町柿の浦永ヶ平護岸中央標識 C 宇和島市津島町柿の浦 743 番地の 1 作業場南角標識 点 ア Aから 358 度の線と Cから 261 度 30 分の線との交点 イ Cから 261 度 30 分 70 メートルの点 ウ Bから 17 度 150 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠貝垂下式養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記 2 のと おり

宇区第 152 号	宇和島市津島町柿の浦地先	エ Bから 17 度 70 メートルの点 オ Aから 358 度 50 メートルの点 Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から 10 メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇区第153 号の区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町柿の浦中鼻東端 B 宇和島市津島町柿の浦落網代護岸南角 点 ア Aから 108 度 100 メートルの点 イ Bから 105 度 130 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠貝垂下式養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記 2 のと おり
宇区第 153 号	宇和島市津島町柿の浦地先	Bア、アイ及びイCの3直線とC B間の最大低潮時海岸線から 10 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町柿の浦中鼻北東端 B Aから海岸沿い南へ 34 メートルの標識 C Aから海岸沿い北へ 116 メートルの標識 点 ア Bから 90 度 55 メートルの点 イ Cから 87 度 80 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (ひおうぎ垂下式養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記 2 のと おり
宇区第 154 号	宇和島市津島町曲島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びビアの6直線によって囲まれた区域。ただし、宇区第155号の区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町大浦ウスバエの標識から海岸沿い東へ60メートルの標識 B 宇和島市津島町大浦浜の中央標識 C 宇和島市津島町大浦ウスバエの標識 点 ア Aから 329 度 30 分 30 メートルの点 イ Aから 329 度 30 分 250 メートルの点 ウ Cから 319 度 250 メートルの点 エ Cから 319 度 500 メートルの点 オ Bから 347 度 630 メートルの点 カ Bから 347 度 30 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠貝垂下式養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記 2 のと おり
宇区第 155 号	宇和島市津島町曲島地先	アイ、イウ、ウエ及びビアの4直線によって囲まれた区域	第 1 種 区 画 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記 2 のと おり

号	島町曲島地 先	基点 A 宇和島市津島町大浦ウスバエの標識 B Aから海岸線沿い南へ60メートルの標識 C Aから海岸線沿い南へ98メートルの標識 点 ア Bから318度30分270メートルの点 イ Bから318度30分420メートルの点 ウ Cから319度440メートルの点 エ Cから319度300メートルの点	(あわび垂下式・ わかめ養殖業)	月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	おり
宇区第156号	宇和島市津島町平井地 先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、クク、クケ及びケアの9直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町平井長磐の鼻北西端 B 宇和島市津島町平井336番地(旧宇和島市立由良小学校平井分校)東側水路から東へ12メートルの護岸標識 C 宇和島市津島町平井336番地(旧宇和島市立由良小学校平井分校)西端護岸標識 D 宇和島市津島町平井森ヶ鼻北端 点 ア Aから333度45分240メートルの点 イ Aから333度45分600メートルの点 ウ Dから357度460メートルの点 エ Dから357度200メートルの点 オ Cから316度30分225メートルの点 カ Cから331度30分275メートルの点 キ Cから331度30分240メートルの点 ク Bから331度30分240メートルの点 ケ Bから331度30分350メートルの点	第1種区画漁業 (真珠貝垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2のと おり
宇区第157号	宇和島市津島町漁家地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町漁家仏崎突端 B 宇和島市津島町漁家オヤマの鼻突端	第1種区画漁業 (真珠貝垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2のと おり

宇区第158号	宇和島市津島町漁家地先	点 ア Aから272度170メートルの点 イ Bから285度230メートルの点 Cア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びびキDの8直線とCD間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町漁家西ヶ谷川尻護岸標識 B Aから西へ75メートルの標識 C 宇和島市津島町成赤崎東北端 D 宇和島市津島町成赤崎鼻シモリ磐頂点 点 ア Cから349度15分30メートルの点 イ Aから331度40メートルの点 ウ Aから331度175メートルの点 エ Bから333度200メートルの点 オ Bから333度330メートルの点 カ Cから349度15分295メートルの点 キ Dから350度250メートルの点	第1種区画漁業 (真珠貝垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2のとお り
宇区第159号	宇和島市津島町須下地先	Aア、アイ、イウ及びびウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇珠区第110号、宇珠区第111号及びび宇区第160号の区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町須下寺崎と同町須下長畑境界線の寺崎側道路2番目排水口 B 宇和島市津島町須下長畑護岸中央標識 C 宇和島市津島町須下651番地の1作業場南角前護岸 点 ア Aから344度30分270メートルの点 イ Bから331度30分300メートルの点 ウ Cから350度150メートルの点	第1種区画漁業 (真珠貝垂下式養殖とさかのり養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2のとお り
宇区第160号	宇和島市津島町須下地先	Aア及びびアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から25メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町須下64番地の8小屋北角前護岸標識	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2のとお り

宇区第161号	宇和島市津島町須下地 先	<p>B 宇和島市津島町須下148番地の3住宅西角前護岸沿い東へ95メートルの標識</p> <p>点 ア Aから273度の線とBから355度15分の線との交点</p> <p>Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から15メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町須下188番地の1住宅北角護岸の標識 B 宇和島市津島町須下198番地住宅南角護岸の標識</p> <p>点 ア Aから322度30分80メートルの点 イ Bから311度45分80メートルの点</p>	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇区第162号	宇和島市津島町須下地 先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町須下457番地冷蔵庫南角護岸の標識 B 宇和島市津島町須下449番地の2住宅南角前護岸標識</p> <p>点 ア Aから106度30分70メートルの点 イ Bから138度80メートルの点</p>	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇区第163号	宇和島市津島町須下地 先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町須下463番地住宅護岸標識 B 宇和島市津島町須下711番地1作業場前護岸東角</p> <p>点 ア Aから69度150メートルの点 イ Bから149度30分122メートルの点</p>	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇区第164号	宇和島市津島町須下地 先	<p>Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカBの7直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇珠区第112号及び宇区第163号の区域を除く。</p> <p>基点 A 宇和島市津島町須下雲泊の護岸南東角の標識 B 宇和島市津島町須下725番地由良神社参門北角から北へ5メートルの測量杭 C Bから護岸沿い北東へ56メートルの標識</p>	第1種区画漁業 (真珠貝垂下式・とさかのり養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり

宇区第 165 号	宇和島市津島町須下地先	D 須下崎から海岸線沿い南へ65メートルの標識 点 ア Aから 106度 30分 110メートルの点 イ Dから 121度 410メートルの点 ウ Dから 121度 335メートルの点 エ Cから 122度 30分 335メートルの点 オ Cから 122度 30分 170メートルの点 カ Bから 130度 165メートルの点	第1種区画漁業 (あわび垂下式・ わかめ養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2のと おり
宇区第 166 号	宇和島市津島町竹ヶ島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA・B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線 とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町須下725番地由良神社参門北角から北へ5メートルの 測量杭 B 宇和島市津島町須下762番地の2作業場南角 点 ア Aから 130度 165メートルの点 イ Bから 124度 30分 145メートルの点	第1種区画漁業 (あわび垂下式・ わかめ養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2のと おり
宇区第 167 号	宇和島市津島町竹ヶ島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町竹ヶ島道越の鼻東端 B 宇和島市津島町竹ヶ島モチ岩 C 宇和島市津島町竹ヶ島弁天島2番岩中央 点 ア Aから 157度 170メートルの点 イ Aから 157度 340メートルの点 ウ Cから 158度 45分 400メートルの点	第1種区画漁業 (ひおうぎ垂下式 養殖業)	1月1日から12 月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2のと おり



宇区第168号	宇和島市津島町竹ヶ島地先	エ Cから158度45分200メートルの点 オ Bから148度30分180メートルの点 Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町竹ヶ島水トリノ鼻突端 B 宇和島市津島町竹ヶ島オシデンノ鼻突端 点 ア Aから150度30分150メートルの点 イ Bから133度180メートルの点	第1種区画漁業 (真珠貝垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇区第169号	宇和島市津島町鯉網代地先	A Bの直線とA B間の最大低潮時海岸線から70メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町鯉網代黒崎突端 B 宇和島市津島町鯉網代ウノクソ鼻突端	第1種区画漁業 (真珠貝垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇区第170号	南宇和郡愛南町網代地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町由良岬三ツ岩の標識 点 ア Aから90度100メートルの点 イ Aから90度400メートルの点 ウ Aから135度570メートルの点 エ Aから165度410メートルの点	第1種区画漁業 (真珠貝垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平岩及び油袋	別記2のとおり
宇区第171号	南宇和郡愛南町網代地先	Bア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカDの7直線とB D間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町雨崎東端 B 南宇和郡愛南町網代外防波堤東側突端 C 南宇和郡愛南町網代鼻東端 D 南宇和郡愛南町荒塚荒塚鼻東端 点 ア AからB見通し400メートルの点 イ AからC見通し300メートルの点 ウ AからC見通し500メートルの点 エ Cから90度500メートルの点	第1種区画漁業 (真珠貝垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平岩及び油袋	別記2のとおり

宇区第 172 号	南宇和郡愛南町網代地先	オ Cから90度150メートルの点 カ Dから90度250メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町網代嶮東端 B 南宇和郡愛南町荒瀬荒瀬嶮東端 ア Aから90度150メートルの点 イ Aから90度500メートルの点 ウ Bから90度500メートルの点 エ Bから90度250メートルの点	第1種区画漁業 (ひおうぎ垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平岩及び油袋	別記2のとおり
宇区第 173 号	南宇和郡愛南町魚神山地先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町荒瀬荒瀬嶮東端 B 南宇和郡愛南町魚神山179-3番地南端角の標識 ア Aから0度500メートルの点	第1種区画漁業 (ひおうぎ垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平岩及び油袋	別記2のとおり
宇区第 174 号	南宇和郡愛南町魚神山地先	Bカ、カA、Aア、アイ、エオ、オD及びDCの8直線とCB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、宇区第175号の区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町荒瀬荒瀬嶮東端 B 南宇和郡愛南町魚神山179-3番地南端の標識 C 南宇和郡愛南町魚神山中防波堤北側突端 D 南宇和郡愛南町魚神山ナガヅエ嶮南端 E 南宇和郡愛南町魚神山1351番地(クロサイ浜東端)の標識 F 南宇和郡愛南町魚神山甚五郎岩の標識 ア Aから90度500メートルの点 イ Dから170度600メートルの点 ウ Fから180度400メートルの点 エ イからウ見通し150メートルの点 オ DからE見通し150メートルの点 カ Aから0度500メートルの点	第1種区画漁業 (真珠貝垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平岩及び油袋	別記2のとおり
宇区第 175 号	南宇和郡愛南町魚神山地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域	第1種区画漁業	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平岩及び油袋	別記2のとおり

号	南町魚神山 地先	基点 A 南宇和郡愛南町魚神山中防波堤北側突端 点 ア Aから89度100メートルの点 イ Aから83度250メートルの点 ウ Aから114度290メートルの点 エ Aから139度180メートルの点	(ひおうぎ垂下式 養殖業)	月31日まで	団体漁業権	代、家串、柏、柏崎、 須ノ川、魚神山、平 澁及び油袋	おり
宇区第176号	南宇和郡愛南町魚神山 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町魚神山やなごさこーツ磐の標識 B 南宇和郡愛南町魚神山甚五郎磐の標識 C 南宇和郡愛南町観音崎西突端の標識 点 ア Cから南宇和郡愛南町荒懸荒懸鼻見通し100メートルの点 イ Cから南宇和郡愛南町荒懸荒懸鼻見通し600メートルの点 ウ イからB見通し500メートルの点 エ アからA見通し500メートルの点	第1種区画漁業 (真珠貝垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平澁及び油袋	別記2の おり
宇区第177号	南宇和郡愛南町魚神山 船越地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町魚神山船越運河防波堤南側突端 点 ア Aから180度150メートルの点 イ Aから180度450メートルの点 ウ イから270度80メートルの点 エ アから270度80メートルの点	第1種区画漁業 (真珠貝垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平澁及び油袋	別記2の おり
宇区第178号	南宇和郡愛南町塩子島 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町油袋216番地東端の標識 点 ア Aから120度250メートルの点 イ Aから146度390メートルの点 ウ Aから180度325メートルの点 エ Aから180度125メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平澁及び油袋	別記2の おり
宇区第179号	南宇和郡愛南町油袋地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町油袋242番地南東端の標識 点 ア Aから90度200メートルの点	第1種区画漁業 (真珠貝垂下式・ひじき養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平澁及び油袋	別記2の おり

宇区第180号	南宇和郡愛南町油袋地先	イ Aから90度500メートルの点 ウ イから180度800メートルの点 エ アから180度800メートルの点 Aア、アB、イD及びCイの4直線とBC間及びD A間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町油袋250番地(豆萁)の標識 B 南宇和郡愛南町油袋276番地(上ノ谷)東角の標識 C 南宇和郡愛南町油袋262番地防波堤東側標識 D 南宇和郡愛南町油袋257番地の標識 点 ア Aから5度300メートルの点 イ Cから93度125メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまごろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平 澁及び油袋	別記2のとおり
宇区第181号	南宇和郡愛南町油袋地先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町油袋262番地中防波堤東側標識 B 南宇和郡愛南町油袋257番地の標識 点 ア Aから93度125メートルの点	第1種区画漁業 (真珠貝垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平 澁及び油袋	別記2のとおり
宇区第182号	南宇和郡愛南町油袋地先	Aア、アB、Cイ、イD、Eウ、ウエ及びエAの7直線とBC間及びD E間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串小松鼻南端 B 南宇和郡愛南町油袋530-1番地南角の標識 C 南宇和郡愛南町油袋276番地(上ノ谷)東角の標識 D 南宇和郡愛南町油袋250番地(豆萁)の標識 E 南宇和郡愛南町油袋242番地東端南角の標識 点 ア Aから275度410メートルの点 イ Dから5度300メートルの点 ウ Eから90度500メートルの点 エ Aから南宇和郡愛南町柏崎小松鼻見通し500メートルの点	第1種区画漁業 (真珠貝垂下式・ひじき養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平 澁及び油袋	別記2のとおり
宇区第183号	南宇和郡愛南町油袋地先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串1-1番地小松鼻南端	第1種区画漁業 (ひおうぎ垂下式)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、	別記2のとおり

宇区第184号	先 南宇和郡愛南町家串地 先	B 南宇和郡愛南町油袋530-1番地の標識 点 ア Aから275度410メートルの点 Aア、アイ、イウ、ウH、HG、Eエ、エオ及びオBの8直線とAB間及びびEG間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、宇珠区第116号、宇珠区第118号及び宇区第186号の区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町家串小松鼻南端 B 南宇和郡愛南町家串小松鼻東の標識 C 南宇和郡愛南町家串40番地（タンダ浜）東角の標識 D 南宇和郡愛南町家串龍王鼻南端 E 南宇和郡愛南町家串1266番地の2（若宮神社）前埋立地北側突端 F 南宇和郡愛南町家串1333番地（波切）の標識 G 南宇和郡愛南町家串恵美須崎の標識 H 南宇和郡愛南町家串恵美須嶺の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町柏崎小松鼻見通し500メートルの点 イ Fから南宇和郡愛南町塩子島北端見通し600メートルの点 ウ Hから南宇和郡愛南町黒渚見通し580メートルの点 エ DからE見通し230メートルの点 オ Cから170度200メートルの点	養殖業) 第1種区画漁業 (真珠貝垂下式・ひじき養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	須ノ川、魚神山、平 磔及び油袋 南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平磔及び油袋	別記2のと おり
宇区第185号	先 南宇和郡愛南町家串地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串40番地（タンダ浜）東角の標識 B 南宇和郡愛南町家串龍王鼻南端 C 南宇和郡愛南町家串神社前防波堤北側突端 点 ア Aから170度200メートルの点 イ BからC見通し230メートルの点	第1種区画漁業 (ひおうぎ垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平磔及び油袋	別記2のと おり
宇区第186号	先 南宇和郡愛南町家串地 先	Aイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串（若宮神社）防波堤の標識 点 ア Aから280度84メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業（くろまぐろ小	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平	別記2のと おり

				割式養殖業を除く))					磔及び油袋	
宇区第187号	南宇和郡愛南町平磔地先	イ Aから278度200メートルの点 ウ Aから352度232メートルの点 エ Aから2度114メートルの点 Aア、アイ、イウ、ウエ及びエアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串恵美須磔の標識 B 南宇和郡愛南町平磔外防波堤南側突端 点 ア Aから151度540メートルの点 イ Aから119度550メートルの点 ウ エから水門口見通し150メートルの点 エ Bから90度60メートルの点	第1種区画漁業 (真珠貝垂下式・ひじき養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平磔及び油袋	別記2のとおり			
宇区第188号	南宇和郡愛南町須ノ川地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町須ノ川水門口の標識 B 南宇和郡愛南町平磔668番地(立磔)の標識 C Aより海岸線沿い北へ140メートルの点 D 南宇和郡愛南町恵美須磔の標識 点 ア CからD見通し630メートルの点 イ Bから180度600メートルの点 ウ イから90度450メートルの点 エ CからD見通し30メートルの点	第1種区画漁業 (真珠貝垂下式・ひじき養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平磔及び油袋	別記2のとおり			
宇区第189号	南宇和郡愛南町須ノ川地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町須ノ川水門口の標識 B Aより海岸線沿い北へ140メートルの点 C 南宇和郡愛南町恵美須磔の標識 点 ア BからC見通し30メートルの点 イ BからC見通し630メートルの点 ウ Aから南宇和郡愛南町榎子島南端見通し600メートルの点	第1種区画漁業 (ひおうぎ垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平磔及び油袋	別記2のとおり			
宇区第190号	南宇和郡愛南町柏崎地	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町柏崎269番地南端の標識	第1種区画漁業 (ひおうぎ垂下式)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、	別記2のとおり			

宇区第 191 号	先 南宇和郡愛南町柏崎地 先	点 ア Aから 240 度 150 メートルの点 イ Aから 212 度 240 メートルの点 ウ Aから 180 度 200 メートルの点 エ Aから 180 度 70 メートルの点 Aア、アイ、イD及びBCの4直線とAB間及びCD間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町柏崎 269 番地南端の標識 B 南宇和郡愛南町柏崎防波堤北側突端 C 南宇和郡愛南町柏 2051 番地埋立地南角の標識 D 南宇和郡愛南町柏と同町御莊菊川との最大高潮時海岸線における境界 点 ア Aから 180 度 500 メートルの点 イ Dから南宇和郡愛南町角島頂見通し 600 メートルの点	養殖業) 第 1 種区画 漁業 (真珠貝垂下式・ひじき養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平 澁及び油袋	別記 2 のとおり
宇区第 192 号	先 南宇和郡愛南町柏崎地 先	点 ア、イウ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町柏崎 535 番地の標識 点 ア Aから 168 度 180 メートルの点 イ Aから 152 度 210 メートルの点 ウ Aから 123 度 130 メートルの点 エ Aから 141 度 80 メートルの点	第 1 種区画 漁業 (真珠貝垂下式養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平 澁及び油袋	別記 2 のとおり
宇区第 193 号	先 南宇和郡愛南町御莊菊川地先	点 Bア、アイ、イウ、イウ、ウエ及びエCの5直線とBC間の最大低潮時海岸線から 10 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御莊菊川 3555 番地五ヶ浜大岩標識 B 南宇和郡愛南町御莊菊川 3956 番地大岩標識 C 南宇和郡愛南町御莊菊川と同町柏との最大高潮時海岸線における境界 点 ア Bから 230 度 180 メートルの点 イ Aから 270 度 200 メートルの点 ウ Aから 270 度 450 メートルの点	第 1 種区画 漁業 (真珠貝垂下式養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町御莊菊川、御莊平山、御莊長洲、御莊平城、御莊和口、御莊長月及び御莊深泥	別記 2 のとおり

宇区第 号	南宇和郡愛南町御莊菊川地先	エ Cから南宇和郡愛南町角島頂見通し500メートルの点 Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線 とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御莊菊川 3956 番地大岩標識 B 南宇和郡愛南町御莊菊川 3954 番地標識 C 南宇和郡愛南町御莊菊川 3572 番地標識 点 ア Aから230度180メートルの点 イ BからC見通し280メートルの点	第1種区画漁業 (ひおうぎ垂下式・ひじき養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町御莊菊川、御莊平山、御莊長洲、御莊平城、御莊和口、御莊長月及び御莊深泥	別記2のとおり
宇区第194号	南宇和郡愛南町御莊菊川地先	エ Cから南宇和郡愛南町角島頂見通し500メートルの点 Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線 とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御莊菊川 3956 番地大岩標識 B 南宇和郡愛南町御莊菊川 3954 番地標識 C 南宇和郡愛南町御莊菊川 3572 番地標識 点 ア Aから230度180メートルの点 イ BからC見通し280メートルの点	第1種区画漁業 (とさかのり養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町御莊菊川、御莊平山、御莊長洲、御莊平城、御莊和口、御莊長月及び御莊深泥	別記2のとおり
宇区第195号	南宇和郡愛南町御莊菊川地先	Bア、アイ、イウ及びイDの4直線とB D間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御莊菊川 3956 番地大岩標識 B 南宇和郡愛南町御莊菊川 3954 番地標識 C 南宇和郡愛南町御莊菊川 3572 番地標識 D 南宇和郡愛南町御莊菊川 3555 番地五ヶ浜大岩標識 点 ア BからC見通し280メートルの点 イ Aから230度180メートルの点 ウ Dから270度200メートルの点	第1種区画漁業 (とさかのり養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町御莊菊川、御莊平山、御莊長洲、御莊平城、御莊和口、御莊長月及び御莊深泥	別記2のとおり
宇区第196号	南宇和郡愛南町御莊菊川地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線 とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御莊菊川 2631 番地の標識 B 南宇和郡愛南町御莊菊川 2956 番地2アコギ西鼻南西端 点 ア Aから241度150メートルの点 イ Bから271度150メートルの点	第1種区画漁業 (真珠貝垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町御莊菊川、御莊平山、御莊長洲、御莊平城、御莊和口、御莊長月及び御莊深泥	別記2のとおり
宇区第197号	南宇和郡愛南町御莊菊川地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線 とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御莊菊川 2617 番地1号標識 B 南宇和郡愛南町御莊菊川 2617 番地2号標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町中浦延命寺南鼻見通し200メートルの点	第1種区画漁業 (真珠貝垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町御莊菊川、御莊平山、御莊長洲、御莊平城、御莊和口、御莊長月及び御莊深泥	別記2のとおり



宇区第 198 号	南宇和郡愛南町御庄菊川地先	イ Bから南宇和郡愛南町中浦テレピ塔見通し 200 メートルの点 A B及びC Dの 2 直線と A D 及び B C 間の最大低潮時海岸線から 10 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御庄菊川 2617 番地黒柳東南東端 B 南宇和郡愛南町御庄菊川 2376 番地西角 C 南宇和郡愛南町御庄菊川 2378 番地北角 D 南宇和郡愛南町御庄菊川 2426 番地西角	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠貝垂下式養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町御庄菊川、御庄平山、御庄長洲、御庄平城、御庄和口、御庄長月及び御庄深泥	別記 2 のとおり
宇区第 199 号	南宇和郡愛南町御庄菊川地先	A ア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオ A の 6 直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御庄菊川 2238 番地トウシン鼻南西端 B 南宇和郡愛南町御庄菊川 2237 番地 3 東端より海岸線沿い西へ 100 メートルの点 ア A から南宇和郡愛南町御庄菊川 2366 番地標識見通し 50 メートルの点 イ A から南宇和郡愛南町高畑猿越中崎見通し 150 メートルの点 ウ B から南宇和郡愛南町高畑猿越東側防波堤基部見通し 160 メートルの点 エ B から南宇和郡愛南町高畑猿越東側防波堤基部見通し 105 メートルの点 オ A から南宇和郡愛南町高畑猿越中崎見通し 95 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町御庄菊川、御庄平山、御庄長洲、御庄平城、御庄和口、御庄長月及び御庄深泥	別記 2 のとおり
宇区第 200 号	南宇和郡愛南町御庄菊川地先	A B及びE Fの 2 直線と B E 及び A F 間の最大低潮時海岸線から 10 メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、C ア、アイ及びイ D の 3 直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町御庄菊川 1797 番地西角 B 南宇和郡愛南町御庄菊川 2236 番地 3 南角 C 南宇和郡愛南町御庄菊川 2236 番地 3 地先 1 号標識 D 南宇和郡愛南町御庄菊川 2236 番地 3 地先 2 号標識 E 南宇和郡愛南町御庄菊川 2235 番地北角 F 南宇和郡愛南町御庄菊川 1795 番地西角 ア C から 116 度 30 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (かき垂下式養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町御庄菊川、御庄平山、御庄長洲、御庄平城、御庄和口、御庄長月及び御庄深泥	別記 2 のとおり

宇区第 201 号	南宇和郡愛南町御莊平山地先	イ Dから116度30メートルの点 A B及びC Dの2直線とB C及びA D間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御莊平山 262 番地東角 B 南宇和郡愛南町御莊平山 7 番地標識 C 南宇和郡愛南町御莊平山 9 番地前町道標識 D 南宇和郡愛南町御莊平山 64 番地前町道標識	第 1 種 区 画 漁 業 (かき垂下式養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町御莊 菊川、御莊平山、御 莊長洲、御莊平城、 御莊和口、御莊長月 及び御莊深泥	別記 2 のと おり
宇区第 202 号	南宇和郡愛南町御莊平山地先	A ア、ア B、B C 及び D E の 4 直線と A E 及び C D 間の最大低潮時海岸線から 10 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御莊平山 526 番地平山防波堤突端 B 南宇和郡愛南町御莊平城 3 番地棧橋東側付根 C 南宇和郡愛南町御莊長洲 1350 番地長洲埋立地南角 D 南宇和郡愛南町御莊平山 1780 番地東角 E 南宇和郡愛南町御莊平山 776 番地の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町御莊大島北端見通し 200 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (かき垂下式養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町御莊 菊川、御莊平山、御 莊長洲、御莊平城、 御莊和口、御莊長月 及び御莊深泥	別記 2 のと おり
宇区第 203 号	南宇和郡愛南町御莊平山地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの 6 直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御莊平山大島北端 B 南宇和郡愛南町御莊平山大島西北端の標識 C 南宇和郡愛南町御莊平山大島西端 点 ア Aから南宇和郡愛南町御莊長洲 1350 番地 (長洲埋立地) 南角見通し 40 メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町御莊長洲 1350 番地 (長洲埋立地) 南角見通し 100 メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町御莊平山 526 番地平山防波堤突端見通し 110 メートルの点 エ Cから南宇和郡愛南町中浦 1860 番地南角見通し 200 メートルの点 オ Cから南宇和郡愛南町中浦 1860 番地南角見通し 40 メートルの点 カ Bから南宇和郡愛南町御莊平山 526 番地平山防波堤突端見通し 40 メ	第 1 種 区 画 漁 業 (かき垂下式養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町御莊 菊川、御莊平山、御 莊長洲、御莊平城、 御莊和口、御莊長月 及び御莊深泥	別記 2 のと おり

宇区第 号	南宇和郡愛南町御莊平山地先	一トルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (かき垂下式養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町御莊 菊川、御莊平山、御 莊長洲、御莊平城、 御莊和口、御莊長月 及び御莊深泥	別記 2 のと おり
宇区第 204 号	南宇和郡愛南町御莊平山地先	一トルの点 Aア、アD及びCBの3直線とAB及びCD間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町防城成川と同町御莊深泥との最大高潮時海岸線における境界 B 南宇和郡愛南町御莊深泥19番地北角 C 南宇和郡愛南町御莊平城700番地南角標識 D 南宇和郡愛南町御莊平城長崎水門南端から海岸線沿い東へ40メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町御莊平山大島南端見通し150メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (かき垂下式養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町御莊 菊川、御莊平山、御 莊長洲、御莊平城、 御莊和口、御莊長月 及び御莊深泥	別記 2 のと おり
宇区第 205 号	南宇和郡愛南町防城成川地先	一トルの点 Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町防城成川防波堤西側突端 B 南宇和郡愛南町防城メイロ鼻突端 点 ア Aから356度190メートルの点 イ Bから31度150メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (かき垂下式養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町防城 成川、赤水、高畑、 中浦及び猿鳴	別記 2 のと おり
宇区第 206 号	南宇和郡愛南町赤水地先	一トルの点 Aア、アイ、イウ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町赤水平岩突端 B 南宇和郡愛南町赤水広浦中鼻から海岸沿い南へ125メートルの標識 C 南宇和郡愛南町赤水22番地2北角の標識 点 ア Aから293度200メートルの点 イ Bから293度180メートルの点 ウ Bから293度280メートルの点 エ Cから293度320メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (真珠貝垂下式養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町防城 成川、赤水、高畑、 中浦及び猿鳴	別記 2 のと おり
宇区第 207 号	南宇和郡愛南町赤水地先	一トルの点 Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町赤水971番地東角の標識	第 1 種 区 画 漁 業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小)	4 月 1 日から 8 月 31 日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町防城 成川、赤水、高畑、 中浦及び猿鳴	別記 1 及び 2 のとおり

宇区第 208 号	南宇和郡愛南町高畑地先	<p>B Aから海岸沿い北東へ38メートルの標識</p> <p>点 ア Aから 122 度 45 メートルの点</p> <p>イ Bから 110 度 45 メートルの点</p> <p>Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大低潮時海岸線から25メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 南宇和郡愛南町高畑後越宮ノ鼻突端</p> <p>B 南宇和郡愛南町高畑後越中鼻突端</p> <p>C 南宇和郡愛南町高畑25番地北角の標識</p> <p>点 ア Aから南宇和郡愛南町延命寺供養塔見通し50メートルの点</p> <p>イ Bから南宇和郡愛南町マブネ鼻見通し110メートルの点</p> <p>ウ Bから南宇和郡愛南町マブネ鼻見通し70メートルの点</p> <p>エ Cから南宇和郡愛南町柏崎鼻見通し60メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠貝垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町防城 成川、赤水、高畑、 中浦及び猿鳴	別記2のと おり
宇区第 209 号	南宇和郡愛南町中浦地先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 基点Bから海岸沿い北へ60メートルの標識</p> <p>B 南宇和郡愛南町中浦11番地北角の標識</p> <p>点 ア Bから 296 度 223 メートルの点</p> <p>イ Bから 280 度 250 メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠貝垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町防城 成川、赤水、高畑、 中浦及び猿鳴	別記2のと おり
宇区第 210 号	南宇和郡愛南町中浦地先	<p>ABの直線とAB間の最大低潮時海岸線から25メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Dア、アイ、イウ及びウEの4直線とDE間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。</p> <p>基点 A 南宇和郡愛南町中浦 1676 番地北角の標識</p> <p>B 南宇和郡愛南町中浦マブネ鼻突端</p> <p>C 南宇和郡愛南町中浦 1678 番地東角の標識</p> <p>D Cから海岸沿い南へ15メートルの点</p> <p>E Cから海岸沿い西北西へ30メートルの点</p> <p>点 ア Dから 90 度 30 メートルの点</p> <p>イ Cから 50 度 35 メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠貝・かき垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町防城 成川、赤水、高畑、 中浦及び猿鳴	別記2のと おり

宇区第 211 号	南宇和郡愛南町中浦地先	ウ Eから21度30メートルの点 Aア、アイ、イウ、ウE、Dエ及びエBの6直線とAB及びDE間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦マブネ鼻突端 B 南宇和郡愛南町中浦二子岩北端 C 南宇和郡愛南町中浦信田東鼻突端 D 南宇和郡愛南町中浦樫ノ浦鼻突端 E 南宇和郡愛南町中浦 1867 番地北角の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町黒ダキ鼻見通し85メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町段ノ網代西鼻見通し50メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町段ノ網代西鼻見通し165メートルの点 エ Cから南宇和郡愛南町中浦火道真谷見通し65メートルの点	第1種区画漁業 (真珠貝垂下式・ひじき養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町防城 成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2のとおり
宇区第 212 号	南宇和郡愛南町中浦地先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Cイ、イウ及びウDの3直線とCD間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町中浦二子岩西端 B 南宇和郡愛南町中浦樫ノ浦鼻突端 C Aから海岸沿い南西へ40メートルの標識 D Aから海岸沿い南へ60メートルの標識 点 ア 南宇和郡愛南町中浦信田東鼻突端から同町中浦火道真谷見通し65メートルの点 イ Cから南宇和郡愛南町中浦信田東鼻突端見通し25メートルの点 ウ Dから南宇和郡愛南町中浦信田東鼻突端から南へ40メートルの標識見通し25メートルの点	第1種区画漁業 (かき垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町防城 成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2のとおり
宇区第 213 号	南宇和郡愛南町中浦地先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Bイ、イウ及びウCの3直線とBC間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町中浦戸ノ浦鼻突端	第1種区画漁業 (真珠貝垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町防城 成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2のとおり

宇区第 214 号	南宇和郡愛南町中浦地 先	B 南宇和郡愛南町中浦ほうの木鼻突端 C Bから海岸沿い西へ45メートルの標識 点 Aから南宇和郡愛南町大島南端見通し線とBから同町二子岩見通し線との交点 イ Bから南宇和郡愛南町中浦信田東鼻見通し32メートルの点 ウ Cから南宇和郡愛南町中浦信田西鼻見通し32メートルの点 Aア、アイ及びイCの3直線とA C間の最大低潮時海岸線から25メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦地蔵ヶ碇東端 B 南宇和郡愛南町中浦段ノ網代標識 C 南宇和郡愛南町中浦段ノ網代東鼻突端 点 A Bから191度118メートルの点 イ Cから170度156メートルの点	第1種区画漁業 (真珠貝垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町防城 成川、赤水、高畑、 中浦及び猿鳴	別記2のとおり
宇区第 215 号	南宇和郡愛南町猿鳴地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町猿鳴ヒョウクロ鼻西端の標識 B 南宇和郡愛南町猿鳴ネガセ穴の口鼻北端 点 Aから328度150メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町柏崎小松鼻見通し250メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町防城 成川、赤水、高畑、 中浦及び猿鳴	別記2のとおり
宇区第 216 号	南宇和郡愛南町猿鳴地 先	Dア、アイ及びイCの3直線とC D間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町猿鳴ヒョウクロ鼻西端の標識 B 南宇和郡愛南町猿鳴ネガセ穴の口鼻北端 C Bから94度210メートルの点 D Aから183度40メートルの点 点 Aから320度347メートルの点 イ Bから346度432メートルの点	第1種区画漁業 (くろまぐろ小割式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町防城 成川、赤水、高畑、 中浦及び猿鳴	1 別記2のとおり 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下

宇区第 217 号	南宇和郡愛南町猿鳴地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町三ツ畑田島上島北端 B 南宇和郡愛南町三ツ畑田島下島南端 点 ア 南宇和郡愛南町猿鳴ヒヨウクロ鼻見通し 40 メートルの点 イ A 南宇和郡愛南町猿鳴ヒヨウクロ鼻見通し 290 メートルの点	第 1 種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記 2 のとおり	の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が 4,991 平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。形状：正方形、規格：30 メートル×30メートル、台数：5 台、形状：円形、規格：直径 25メートル、台数：1 台
-----------	-------------	--	---	-----------------------	-------	--------------------------	-----------	---

宇区第 218 号	南宇和郡愛南町慕鳴地先	ウ Bから 103 度 305 メートルの点 エ Bから 77 度 65 メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町三ツ畑田島下島南端 点 ア Aから 60 度 70 メートルの点 イ Aから 102 度 490 メートルの点 ウ Aから 130 度 555 メートルの点 エ Aから 177 度 215 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (くろまぐる小割式養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	1 別記 2 のとおり 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が 1,320 平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することとは差し支えない。形状：だ円、規格：24 メートル×14 メートル
-----------	-------------	---	--------------------------------	-----------------------	-------	--------------------------	---



宇区第 219 号	南宇和郡愛南町船越地先	<p>ABの直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 南宇和郡愛南町船越薬崎より海岸線沿い東へ200メートルの標識</p> <p>B 南宇和郡愛南町船越コケ岬先端</p>	第1種区画漁業 (ひおうぎ垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町越田、弓立、小浦、榎月、船越、久家、下久家、樽見、外泊、中泊及び内泊	別記2のとおり	一トル、台数：5台
宇区第 220 号	南宇和郡愛南町船越地先	<p>Aア、アイ及びイCの3直線とCA間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 南宇和郡愛南町船越1869番地(一軒家)東端の標識</p> <p>B 南宇和郡愛南町船越黒鼻より海岸線沿い西へ60メートルの標識</p> <p>C 南宇和郡愛南町船越1753番地南角の標識</p> <p>点 ア Aから南宇和郡愛南町中泊女呂岬見通し170メートルの点</p> <p>イ Bから南宇和郡愛南町内泊平床鼻見通し200メートルの点</p>	第1種区画漁業 (真珠貝垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町越田、弓立、小浦、榎月、船越、久家、下久家、樽見、外泊、中泊及び内泊	別記2のとおり	
宇区第 221 号	南宇和郡愛南町内泊地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 南宇和郡愛南町内泊554番地3北東の角</p> <p>B 南宇和郡愛南町内泊東防波堤東側付根</p> <p>点 ア Aから346度500メートルの点</p> <p>イ Aから346度120メートルの点</p> <p>ウ Bから346度200メートルの点</p> <p>エ Bから346度580メートルの点</p>	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町越田、弓立、小浦、榎月、船越、久家、下久家、樽見、外泊、中泊及び内泊	別記2のとおり	
宇区第 222 号	南宇和郡愛南町内泊地先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 南宇和郡愛南町内泊カマ碇の標識</p> <p>B 南宇和郡愛南町内泊25番地-1(旧西浦小学校)護岸の標識</p> <p>点 ア Aから80度200メートルの点</p> <p>イ Bから80度170メートルの点</p>	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町越田、弓立、小浦、榎月、船越、久家、下久家、樽見、外泊、中泊及び内泊	別記2のとおり	
宇区第 223 号	南宇和郡愛南町内泊地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域</p>	第1種区画漁業	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町越田、弓立、小浦、榎月、船越、久家、下久家、樽見、外泊、中泊及び内泊	別記2のとおり	

号	南町外泊地 先	基点 A 南宇和郡愛南町中泊 12 番地 (愛南漁業協同組合水揚場) 西角の標識 B 南宇和郡愛南町外泊第 5 防波堤西側突端 点 ア Aから 354 度 240 メートルの点 イ Aから 354 度 100 メートルの点 ウ Bから 354 度 90 メートルの点 エ Bから 354 度 230 メートルの点	(魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く))	月 31 日まで	団体漁業権	田、弓立、小浦、榎月、船越、久家、下久家、樽見、外泊、中泊及び内泊	おり
宇区第 224 号	南宇和郡愛南町外泊地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から 30 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町外泊道越鼻突端 B 南宇和郡愛南町外泊 68 番地 (網干場) 北角の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町中泊赤崎鼻見通し 100 メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町中泊赤崎鼻見通し 100 メートルの点	第 1 種区画漁業 (魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町越田、弓立、小浦、榎月、船越、久家、下久家、樽見、外泊、中泊及び内泊	別記 2 のとおり
宇区第 225 号	南宇和郡愛南町外泊地 先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から 20 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町外泊 34 番地 (鼠岩) 西端の標識 B 南宇和郡愛南町外泊道越鼻より海岸線沿い西へ 160 メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町船越礫崎見通し 250 メートルの点	第 1 種区画漁業 (真珠貝垂下式養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町越田、弓立、小浦、榎月、船越、久家、下久家、樽見、外泊、中泊及び内泊	別記 2 のとおり
宇区第 226 号	南宇和郡愛南町下久家地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から 85 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町樽見鼻より海岸線沿い北へ 150 メートルの標識 B 南宇和郡愛南町下久家風無鼻より海岸線沿い東へ 200 メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町亀倉鼻見通し 100 メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町小浦穴の鼻西端見通し 100 メートルの点	第 1 種区画漁業 (魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町越田、弓立、小浦、榎月、船越、久家、下久家、樽見、外泊、中泊及び内泊	別記 2 のとおり
宇区第 227 号	南宇和郡愛南町下久家地先	Aイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町樽見鼻東端 B 南宇和郡愛南町下久家風無鼻より海岸線沿い東へ 200 メートルの標識	第 1 種区画漁業 (魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町越田、弓立、小浦、榎月、船越、久家、下久家、樽見、外泊、中泊及び内泊	別記 2 のとおり

宇区第 228 号	南宇和郡愛南町船越、久家、下久家地先	点 ア Aから南宇和郡愛南町亀倉鼻見通し510メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町亀倉鼻見通し300メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町小浦穴の鼻西端見通し190メートルの点 エ Bから南宇和郡愛南町小浦穴の鼻西端見通し400メートルの点  Bイ、アイ、アウ及びウCの4直線とBC間の最大低潮時海岸線から120メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、愛南町久家894番地(作業場)北角より19度の線から西側100メートルの航路幅の区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町久家1番地北角の標識 B 南宇和郡愛南町久家856番地-2北角の標識 C 南宇和郡愛南町下久家風無鼻 点 ア Aから南宇和郡愛南町小浦穴の鼻西端見通し600メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町船越446番地作業場東角見通し線とAから穴の鼻西端との交点 ウ Cから南宇和郡愛南町樫月鼻見通し120メートルの点	第1種区画漁業(魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町越田、弓立、小浦、樫月、船越、久家、下久家、樽見、外泊、中泊及び内泊	別記2のとおり
宇区第 229 号	南宇和郡愛南町越田地先	点 A Bの直線とA B間の最大低潮時海岸線から40メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町小浦穴の鼻 B 南宇和郡愛南町越田亀倉の鼻	第1種区画漁業(くろまぐろ小割式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町越田、弓立、小浦、樫月、船越、久家、下久家、樽見、外泊、中泊及び内泊	1 別記2のとおり 2 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなければならぬ。
宇区第 230 号	南宇和郡愛南町福浦地先	点 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町福浦1263番地作業場西側付根 B 南宇和郡愛南町明神鼻中鼻北端 C 南宇和郡愛南町笠ハズシ鼻から西へ200メートルの標識	第1種区画漁業(魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町樽見、大成川、小成川、福浦、麦ヶ浦及び武者泊	別記2のとおり

宇区第 231 号	南宇和郡愛南町大成川地先	点 ア Aから南宇和郡愛南町小成川 388 番地 2 標識見通し 160 メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町小成川 388 番地 2 標識見通し 415 メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町名切鼻見通し 300 メートルの点 エ Cから南宇和郡愛南町札立防波堤突端見通し 400 メートルの点 オ Cから南宇和郡愛南町札立防波堤突端見通し 145 メートルの点 カ Bから南宇和郡愛南町名切鼻見通し 95 メートルの点	第 1 種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町樽見、大成川、小成川、福浦、麦ヶ浦及び武者泊	別記 2 のとおり
宇区第 232 号	南宇和郡愛南町柿ノ浦地先	点 アア、アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町大成川防波堤東側付根から東へ 10 メートルの標識 B 南宇和郡愛南町樽見 705 番地西側付根から西へ 35 メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町明神鼻見通し 100 メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町明神鼻見通し 300 メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町麦ヶ浦 450 番地地先標識見通し 280 メートルの点 エ Bから南宇和郡愛南町麦ヶ浦 450 番地地先標識見通し 80 メートルの点	第 1 種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、深浦、鮎越、古月、久良、蓮乗寺、僧都、緑丙、緑乙、緑甲、城辺甲及び城辺乙	別記 2 のとおり
宇区第 233 号	南宇和郡愛南町水谷地先	点 アイ、イウ、ウB、BC及びCアの 5 直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町水谷鼻南端 B 南宇和郡愛南町大浜西コガネ崎鼻先端 C Bより北へ海岸沿い 180 メートルの点	第 1 種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、深浦、鮎越、	別記 2 のとおり

宇区第 234 号	南宇和郡愛南町中玉地先	点 ア Aから高知県宿毛市鵜来島西端見通し60メートルの点 イ Aから高知県宿毛市鵜来島西端見通し230メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町当木島東端見通し200メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまごろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、深浦、鮎越、古月、久良、連乗寺、僧都、緑丙、緑乙、緑甲、城辺甲及び城辺乙	別記2のとおり
宇区第 235 号	南宇和郡愛南町古月地先	点 アイ、アイ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中玉荒谷大ズエ鼻突端 B 南宇和郡愛南町中玉荒谷観音岩南端 点 ア Aから180度300メートルの点 イ Aから180度500メートルの点 ウ Bから180度500メートルの点 エ Bから180度300メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまごろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、深浦、鮎越、古月、久良、連乗寺、僧都、緑丙、緑乙、緑甲、城辺甲及び城辺乙	別記2のとおり
宇区第 236 号	南宇和郡愛南町深浦地先	点 アア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線 とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町鮎越島原南突端 B 南宇和郡愛南町古月テシノ鼻突端 点 ア Bから南宇和郡愛南町日土鼻見通し70メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町御台場北鼻見通し300メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまごろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、深浦、鮎越、古月、久良、連乗寺、僧都、緑丙、緑乙、緑甲、城辺甲及び城辺乙	別記2のとおり

宇区第	南宇和郡愛南町深浦地先	通し100メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	辺乙	別記2のとおり
237号	南宇和郡愛南町深浦地先	通し100メートルの点 Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町敦盛523番地向山愛南漁業協同組合漁具倉庫東端 B 南宇和郡愛南町深浦二本松沖ニナエ磐中央 点 ア Aから南宇和郡愛南町深浦1841番地旧深浦漁業協同組合西角標識見通し100メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町深浦オカニナエ磐見通し100メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、深浦、鮪越、古月、久良、蓮乗寺、僧都、緑丙、緑乙、緑甲、城辺甲及び城辺乙	別記2のとおり
238号	南宇和郡愛南町柿ノ浦地先	通し100メートルの点 Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町柿ノ浦オトシ谷南鼻標識 B 南宇和郡愛南町柿ノ浦灯台 点 ア Aから南宇和郡愛南町久良御台場北鼻標識見通し225メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町鮪越丸碁北鼻見通し100メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、深浦、鮪越、古月、久良、蓮乗寺、僧都、緑丙、緑乙、緑甲、城辺甲及び城辺乙	別記2のとおり
239号	南宇和郡愛南町大浜地先	通し100メートルの点 Aア、アイ、イウ及びイBの4直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町大浜西コガネ崎鼻突端 B 南宇和郡愛南町大浜東コガネ崎鼻突端 C 南宇和郡愛南町大浜タデノ崎鼻突端 点 ア Aから南宇和郡愛南町当木島南端見通し200メートルの点 イ Cから204度645メートルの点 ウ Cから204度225メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、深浦、鮪越、古月、久良、蓮乗寺、僧都、緑丙、緑乙、緑甲、城辺甲及び城辺乙	別記2のとおり
240号	南宇和郡愛南町大浜地先	通し100メートルの点 Aイ、イア及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町黒崎鼻突端	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、	別記2のとおり

宇区第 241 号	南宇和郡愛南町敦盛地 先	<p>B 南宇和郡愛南町大浜小島鼻突端 C 南宇和郡愛南町大浜タテノ崎鼻突端 点 ア Cから 204 度 225 メートルの点 イ Cから 204 度 645 メートルの点</p> <p>Aア、アイ、イBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から 20 メートルの線と によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 南宇和郡愛南町敦盛東敦盛鼻先端 B 南宇和郡愛南町敦盛西敦盛鼻先端</p> <p>点 ア Aから南宇和郡愛南町垣内 837 番地西角標識見通し 50 メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町深浦 241 番地住宅西角標識見通し 100 メートル の点</p>	第 1 種 区画 漁業 (魚類小割式養殖 業 (くろまぐろ小 割式養殖業を除 く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	垣内、深浦、鮎越、 古月、久良、蓮乗寺、 僧都、緑丙、緑乙、 緑甲、城辺甲及び城 辺乙	南宇和郡愛南町脇 本、中玉、大浜、柿 ノ浦、敦盛、岩水及 び垣内	別記 2 のと おり
宇区第 242 号	南宇和郡愛 南町中玉地 先	<p>アイ、イカ、カオ及びオアの 4 直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 南宇和郡愛南町中玉二子渚南端 B 南宇和郡愛南町脇本大付東鼻南端</p> <p>点 ア Aから 180 度 250 メートルの点 イ Aから 180 度 550 メートルの点 ウ Bから 180 度 650 メートルの点 エ Bから 180 度 250 メートルの点 オ アからエ見通し 1,104 メートルの点 カ イからウ見通し 1,100 メートルの点</p>	第 1 種 区画 漁業 (魚類小割式養殖 業 (くろまぐろ小 割式養殖業を除 く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町脇 本、中玉、大浜、柿 ノ浦、敦盛、岩水及 び垣内	南宇和郡愛南町脇 本、中玉、大浜、柿 ノ浦、敦盛、岩水及 び垣内	別記 2 のと おり
宇区第 243 号	南宇和郡愛 南町中玉地 先	<p>オカ、カウ、ウエ及びエオの 4 直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 南宇和郡愛南町中玉二子渚南端 B 南宇和郡愛南町脇本大付東鼻南端</p> <p>点 ア Aから 180 度 250 メートルの点 イ Aから 180 度 550 メートルの点 ウ Bから 180 度 650 メートルの点 エ Bから 180 度 250 メートルの点</p>	第 1 種 区画 漁業 (魚類小割式養殖 業 (くろまぐろ小 割式養殖業を除 く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町脇 本、中玉、大浜、柿 ノ浦、敦盛、岩水及 び垣内	南宇和郡愛南町脇 本、中玉、大浜、柿 ノ浦、敦盛、岩水及 び垣内	別記 2 のと おり

宇区第 244 号	南宇和郡愛南町久良地先	オ エからア見通し 1,246 メートルの点 カ ウからイ見通し 1,241 メートルの点 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの 6 直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良瀬ノ浜滝の下標識 B 南宇和郡愛南町久良中天巖標識 C 南宇和郡愛南町久良天巖鼻灯台下の大岩標識 点 ア Cから 241 度 750 メートルの点 イ Cから南宇和郡愛南町武者泊笠ハズシ鼻北端見通し 590 メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町樽見鼻見通し 170 メートルの点 エ Bから南宇和郡愛南町野地北端見通し 360 メートルの点 オ Bから南宇和郡愛南町武者泊笠ハズシ鼻北端見通し 620 メートルの点 点 カ Aから南宇和郡愛南町当木島西端見通し 810 メートルの点	第 1 種 区 画 漁 業 (くろまぐろ小割式養殖業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町久良	1 別記 2 のとおり 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が 13,927 平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。形状：正方形、規格：50 メートル×50
-----------	-------------	---	--------------------------------	-----------------------	-------	-----------	---



字区第 245 号	南宇和郡愛南町久良地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良天崎鼻灯台下の大岩標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町黒岩見通し560メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町烏帽子岩見通し240メートルの点 ウ Aから南宇和郡愛南町武者泊笠ハズシ鼻北端見通し590メートルの点 エ Aから241度750メートルの点	第1種区画漁業 (くろまぐろ小割式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町久良	メートル、台数：4台、形状：円形、規格：直径50メートル、台数：2台 1 別記2のとおり 2 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でない。
字区第 246 号	南宇和郡愛南町久良地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良天崎鼻灯台下の大岩標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町烏帽子岩見通し240メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町黒岩見通し560メートルの点 ウ Aから南宇和郡愛南町当木島西端見通し550メートルの点 エ Aから南宇和郡愛南町当木島西端見通し225メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町久良	別記2のとおり
字区第 247 号	南宇和郡愛南町久良地先	カア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオカの6直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良3661番地西端の標識 B 南宇和郡愛南町久良ボラアジロ鼻の標識 C 南宇和郡愛南町久良天崎内小鼻の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町久良小屋の浦鼻標識見通し200メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町久良鵜の岩標識見通し300メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町久良	別記2のとおり

宇区第248号	南宇和郡愛南町久良地先	ウ Cから南宇和郡愛南町深浦八郎碇標識見通し400メートルの点 エ Cから南宇和郡愛南町深浦八郎碇標識見通し250メートルの点 オ Bから南宇和郡愛南町久良鶴の碇標識見通し100メートルの点 カ Aから南宇和郡愛南町久良小屋の浦鼻標識見通し100メートルの点 Aア、アイ、イウ、ウエ、エB及びBAの6直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良小屋の浦鼻標識 B 南宇和郡愛南町久良日土鼻標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町久良3661番地西端の標識見通し200メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町久良ボラアジロ鼻の標識見通し370メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町黒崎鼻南端見通し450メートルの点 エ Bから75度120メートルの点	第1種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町久良	別記2のとおり
宇区第249号	南宇和郡愛南町久良地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良日土鼻標識 点 ア Aから75度250メートルの点 イ Aから75度120メートルの点 ウ Aから南宇和郡愛南町黒崎鼻南端見通し450メートルの点 エ Aから127度560メートルの点	第1種区画漁業 (くろまぐろ小割式養殖業)	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町久良	1 別記2のとおり 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が400平方メートル

宇区第 250 号	南宇和郡愛南町久良地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良日土鼻標識 B 南宇和郡愛南町古月カゴヤ鼻標識 点 ア Bから南宇和郡愛南町久良天嶋鼻東端見通し 60 メートルの点 イ Aからア見通し 250 メートルの点 ウ Aから 127 度 560 メートルの点 エ Bから南宇和郡愛南町久良天嶋鼻東端見通し 600 メートルの点	第 1 種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町久良	別記 2 のとおり	ルを超えない範囲内で、 生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。形状：正方形、規格：10 メートル×10 メートル、台数：4 台
宇区第 251 号	南宇和郡愛南町久良地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの 6 直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良トクンタネ西小鼻標識 B 南宇和郡愛南町久良瀬ノ浜滝の下標識 C 南宇和郡愛南町久良中天嶋標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町野地島頂見通し 200 メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町野地島頂見通し 425 メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町当木島西端見通し 810 メートルの点 エ Cから南宇和郡愛南町武者泊笠ハズシ鼻北端見通し 620 メートルの点	第 1 種区画漁業 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く))	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	団体漁業権	南宇和郡愛南町久良	別記 2 のとおり	ルを超えない範囲内で、 生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。形状：正方形、規格：10 メートル×10 メートル、台数：4 台

